

平成30年 9 月 定例会 厚生常任委員会記録

平成30年 9 月14日（金）

平成30年 9 月19日（水）

平成30年10月 1 日（月）

平成30年10月 2 日（火）

平成30年10月 4 日（木）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成30年 9 月14日（金）		7 頁
平成30年 9 月19日（水）		65頁
平成30年10月 1 日（月）		95頁
平成30年10月 2 日（火）		163頁
平成30年10月 4 日（木）		257頁

平成30年 9 月 定例会 審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	9 月 14 日（金）	開会 審査日程の決定、その他 健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第17号 陳 情第 6 号 市民環境部関係議案審査 議案乙第17号 陳 情第 6 号 議案乙第18、19号 議案甲第22号 〔説明、質疑〕 陳 情第 7 号 〔協議〕
第 2 日	9 月 19 日（水）	現地視察 衛生施設災害復旧箇所（河内町） 陳 情 陳情第 6、7 号 〔協議〕 議案審査 議案乙第17～19号 議案甲第22号 〔総括、採決〕 報 告（健康福祉みらい部社会福祉課、健康増進課、市民環境部市民協働推進課、環境対策課） 鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針（改訂）の概要について 鳥栖市自殺対策計画策定の概要について 第 2 次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針＜後期方針＞策定の概要について 鳥栖市災害廃棄物処理計画策定の概要について 〔報告、質疑〕
第 3 日	10 月 1 日（月）	審査日程の決定、その他 健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第25号 〔説明、質疑〕

第 4 日	10月 2 日（火）	健康福祉みらい部関係議案審査 議案乙第25号 市民環境部関係議案審査 議案乙第25～27号 〔説明、質疑〕
第 5 日	10月 4 日（木）	現地視察 社会福祉会館空調設備改修事業（元町） 議案審査 議案乙第25～27号 〔総括、採決〕 閉会

9 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔平成30年 9 月14日付託〕

議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第 3 号）〔可決〕

議案乙第18号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）〔可決〕

議案乙第19号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）〔可決〕

議案甲第22号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例〔可決〕

〔平成30年 9 月19日 委員会議決〕

〔平成30年10月 1 日付託〕

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について〔認定〕

議案乙第26号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について〔認定〕

議案乙第27号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について〔認定〕

〔平成30年10月 4 日 委員会議決〕

2 報 告

鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針（改訂）の概要について

（健康福祉みらい部社会福祉課）

鳥栖市自殺対策計画策定の概要について（健康福祉みらい部健康増進課）

第 2 次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針＜後期方針＞策定の概要について

（市民環境部市民協働推進課）

鳥栖市災害廃棄物処理計画策定の概要について（市民環境部環境対策課）

3 陳 情

陳 情第 6 号 地元商工業者への優先発注に関する要望書〔協議〕

陳 情第 7 号 次期ごみ処理施設の建設予定地に関して〔協議〕

平成30年 9 月 14 日（金）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 小柳 秀和

社会福祉課参事 武富美津子

社会福祉課長補佐兼地域福祉係長 庄山 裕一

社会福祉課高齢者福祉係長 佐藤 直美

社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 高島 香織

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課長補佐兼子育て支援係長 林 康司

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保みゆり

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

文化芸術振興課長 松隈 義和

文化芸術振興課文化芸術振興係長兼市民課係長 大石 昌平

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 古賀 達也

スポーツ振興課スポーツ振興係長 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 佐藤 敦美

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 犬丸 章宏

市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 天野 昭子

市	民	課	長	村山 一成			
国	保	年	金	課	長	古賀 友子	
国	保	年	金	課	健康保険係	長	田中 綾子
国	保	年	金	課	年金保険係	長	原 隆士
税	務	課	長	青木 博美			
税	務	課	長 補佐 兼	市民税係	長	楨 浩喜	
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	楨原 聖二						
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	佐々木利博						

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情第6号 地元商工業者への優先発注に関する要望書

〔説明、質疑〕

市民環境部関係議案審査

議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情第6号 地元商工業者への優先発注に関する要望書

〔協議〕

市民環境部関係議案審査

議案乙第18号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案乙第19号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案甲第22号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

陳 情

陳 情第 7 号 次期ごみ処理施設の建設予定地に関して

〔協議〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前10時31分

開議

中川原豊志委員長

平成30年9月定例会の厚生常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定、その他

中川原豊志委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託議案は４件でございます。あと、陳情の送付が２件あっております。

審査日程につきましては、本日14日、健康福祉みらい部関係の乙議案1件の審査、陳情1件の所管事務調査、市民環境部関係の乙議案3件の審査、甲議案1件の審査及び陳情2件の所管事務調査を行います。

18日は、予備日としております。

19日は、現地視察、陳情2件の委員間協議、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思っております。

なお、現地視察につきましては、後ほど副委員長より説明をいたします。

審査日程については、以上のとおりと決したいと思いますよろしくお願いします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察の説明をお願いします。

樋口伸一郎副委員長

現地視察の件につきましては、まだ届け出があっておりませんが、委員さんからの場所があれば、調整ください。

あす18日が予備日となっておりますので、本日散会までに私まで御一報ください。

よろしくお願いします。

今、斎場東の災害復旧現場が1つ提案で上がっておりますので、そちらのほうで調整をさせていただきたいと思っています。

ほかに議員さんからこの場所がってというのがあれば、また御提案ください。本日までによろしく願いいたします。

中川原豊志委員長

今、副委員長から御提案ありまして、議案にもありますけれども、斎場東の災害復旧現場の視察を1つ行いたいというふうなことで一応、聞いておりますので、その他、希望の申し出があれば本日中に副委員長のほうまで御報告をお願いします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時34分休憩



午前10時40分開議

中川原豊志委員長

再開します。

健康福祉みらい部

議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

中川原豊志委員長

これより、健康福祉みらい部関係の審査を行います。

まず、議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

ただいま議題となっております議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）、健康福祉みらい部関係分につきまして、配付いたしております委員会資料により説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

資料の2ページでございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金につきましては、障害者総合支援事業費補助金及び地域介護福祉空間整備推進交付金でございます。この交付金を充当する事業につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金は、地域医療介護総合確保基金事業、介護施設等整備事業補助金でございます。

この補助金を充当する事業につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、その下の段でございます。

節2児童福祉費県補助金、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、雇上強化事業に対する県補助金でございます。

県の補助率は8分の7、事業費の詳細につきましては、後ほど歳出で説明いたします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

款21諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入、民生費雑入につきましては、決算に伴います、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金の返還金でございます。

次に、歳出に移ります。

3ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費、節13委託料は、システム改修委託料で、歳入の障害者総合支援事業費補助金を活用するもので、障害者自立支援給付支払等システムの改修を行うものでございます。

これは、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、主なものといたしましては、補装具費の支給の範囲が、貸与の部分が追加されたため、現行システムの改修を行うものでございます。

次に、3目老人福祉費、19節負担金補助金及び交付金のうち、地域介護福祉空間整備補助金は、歳入の地域介護福祉空間整備推進交付金、国の10分の10を活用するもので、有料老人ホームのスプリンクラーの設置に対し、補助を行うものでございます。

事業の内容につきましては、予算説明関係資料 6 ページに記載をさせていただいております。

また、地域医療介護総合確保基金事業、介護施設等整備事業補助金につきましては、歳入の地域医療介護総合確保基金事業、介護施設等整備事業補助金、県10分の10を活用するもので、介護小規模多機能型居宅介護事業所の施設整備、開設準備に対し、補助を行うものです。

事業内容については、予算説明関係資料の 7 ページのほうに記載をさせていただいております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、その下の段でございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節13委託料の子ども・子育て支援事業計画調査委託料につきましては、子ども・子育て支援事業計画の策定に必要なニーズ調査業務を委託するために必要な経費を上げております。

先ほどの議案審議の際の答弁と重複いたしますが、子ども・子育て支援法におきましては、市町村は 5 年間で 1 期とするという市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することになっております。

この計画は、幼児期の教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、それに対応する提供体制をどのように確保するかといった内容や、その実施時期などについて定めることになっております。

第 1 期の計画期間が平成27年度から平成31年度までとなっておりますので、来年度中に第 2 期の計画を策定する予定でございます。

本調査は、本市における子育てや育児の状況、保護者の子育て支援に対するニーズなどについて把握し、第 2 期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画の基礎資料とすることを目的としたものでございます。

続きまして、目 2 保育園費、節19負担金、補助及び交付金の保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、予算関係資料、主要事項説明書の 8 ページをごらんください。

この事業は、国の保育対策総合支援事業のメニューの 1 つとして、平成29年度に創設された事業でございます。保育士の業務負担を軽減し、離職防止を図ることを目的として、保育所において保育士資格を持たない者が短時間の保育業務補助を行うに当たり、この雇用費用を助成するものでございます。

市の歳出予算額は、おおむね 5 カ年分の補助事業費といたしまして 886 万円。

事業費の負担割合は、この表では、県が 8 分の 7、市が 8 分の 1 となっておりますが、これは県を通した国の間接補助でございますので、実質的には国が 8 分の 6、県が 8 分の 1、

市が8分の1でございます。

なお、補助額の上限は、1園当たり、年間経費221万5,000円となっております。

6月に、県において本事業が予算化されたことを受けまして、今回、市補助事業として必要な経費を計上しております。

以上、健康福祉みらい部関係分の一般会計補正予算の説明を終わります。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

どなたかございますか。

藤田昌隆委員

鳥栖市の予算の中で、民生費が一番大きくウエートを占めているんですね。

それで、毎年どんどんどん増加して、非常に圧迫しているということなんですが、今、見せてもらったら、国からの減額っていうのはなくって、全部アップしていますよね。

じゃあ、健康福祉みらい部で——市民環境部もそうなんですが、当初予算の、鳥栖市全体の予算に対するパーセントと、今度、補正まで含んだパーセント、わかりますか。大幅アップっちゃうのはわかりますけど、例えば、全体が、ここが伸びたら、どこか減っているのかなど、全体の中で。

健康福祉みらい部がふえているのか、大きく伸びているのか、どこかよそが、その辺はわからないでしょうけど、どれぐらいの伸び率があるわけ、当初予算に関して。それと、今回の補正に関して。

詫間聡健康福祉みらい部長

民生費、健康福祉みらい部関係についての、全体的な予算の占める割合ということの御質問でございますけれども、今回の定例会の中の議案説明資料というのが配付をされておるかと思います。

その中で、9月補正概要は5ページ。

7ページに歳出の項目の中で、平成30年度、平成29年度の占める割合、健康福祉みらい部の関係について、おおむね民生費が占める割合、正確に見ますと民生費、衛生費、教育の一部が健康福祉みらい部の関係になります。ここで見ますと、民生費の中で見ますと39.6%、今年度9月補正後の額が39.6%。

平成29年度からいいますと41%というふうな資料を提示させていただいております。ですから、民生費プラス衛生費から見れば48.7%。

あと、教育費の関係、若干ございますけれども、手元に資料ございませんけれども、おお

むね歳出全体の半分は占めているものと思っております。

ちょっと、手持ち資料ございませんので、以上のお答えとさせていただきます。

藤田昌隆委員

じゃあ、ぜひ皆さんにお願いしたいのは、やっぱり鳥栖市の予算の約半分をここに使っていますよね、実際に。

それで、それだけ大きな金額が動いているという、きちんとした自覚を持った上で、いろんな施策とか、そういうものを立ててほしいし、それと今、いろんな、議員からもそうですけど、こういった子育てとか、そういうものに対して、手厚い、本当、手厚いお金を、補助を出していると思っているんですよね、私としては。

そういう中で、きちんと精査した上で、例えば、この分は予算アップするとか、この分は少し抑えるとか、その辺も考えた上で、来年度の予算要求もあるでしょうから、その辺も含めて、慎重にお願いしたいということです。

中川原豊志委員長

その件につきましては、後ほどまた決算の委員会の中でしっかりお願いしたいと思いますので、今回は、「また言わせてもらいます」と呼ぶ者あり）この程度でとどめておいて、決算のほうで。

それで、あと、今回の議案について、また質問がございましたら、お願いします。

成富牧男委員

予算書で言うと、33ページですね、委託料、3、1、2、13節委託料。

システム改修委託料141万5,000円補正があっていますが、これは、システム改修委託料の補正ですけども、もともとの当初予算か、新規とかじゃないんでしょう。要は、補正後の額っていうのは、幾らなんですか。

もう、この補正額が9月議会で初めて出てきたと。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

お答えします。

こちらの補正につきましては、平成30年4月に施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、出てきた改正でございまして、一部につきましては、前年度の12月補正で対応させてもらい、当初予算でシステム改修などもおおむねしておりましたけれども、国の具体的な仕様や、県の決定通知書などの様式が定まるのが遅かったため、あるいは、今も定まっている最中のため、当初のほうでは上げられないところでした。

今回について、ある程度見込みが立ちましたので、上げさせてもらっているところでございます。

成富牧男委員

すいません、けげんな顔をされましたが、よくわかりましたけれども。

障害者システムっていう1つのシステムなんですか、この3,981万7,000円、補正後。

それとも、いくつかの委託料が入っているのか、そこら辺があつたのかのお尋ねなんです。

詫間聡健康福祉みらい部長

今回のシステム改修の委託料につきましては、本市で運用しております基幹系システムという全体的な予算計上は、情報政策課の中で計上をいたしております。

その中の住民記録なり福祉システム、いろんなシステムが計上されておりますけれども、法改正に伴う分につきましては、担当課において、その法令改正分の改修を行うということになりますので、先ほど係長が答弁しましたように、システム改修に伴う分については、担当課のほうで、その年の改正に伴って改正をしていくと。

全体的なシステムの維持、そういったシステムのことについては、情報政策課のほうで計上するというふうなことでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

成富牧男委員

要は、この141万5,000円だけですと、システムに要する。

わかりました。

古賀和仁委員

予算書の3ページ、款3、負担金、補助及び交付金のところの地域介護・福祉空間整備補助金。

これ、有料老人ホームのスプリンクラーに対する補助ということなんですが、有料老人ホームでも法律によって義務づけられていることはないということはあるですが、今回、補助をされるところっていうのは、実際にされていないところ、今まで、したほうがいいけどされていないところというのは、有料老人ホーム中でどのくらいされていないところがあるのか、数、わかりますか。

それで、今後やろうとするときに、補助をもらうときに、どういうふうな手続でやられているのか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

現時点、有料老人ホームで、この施設以外でスプリンクラーの設置がなされていないのは、把握しておりません。0件だということです。

それで、今回の有料老人ホームの補助につきましては、業態の変更によりまして、有料老

人ホームの施設に変えるということで、有料老人ホームの場合、定員を受け入れるときに、そのスプリンクラーがついていないと人を受け入れることができないので、受け入れるために設置するということでの補助でございます。

古賀和仁委員

それじゃあ、業態が変わったから、申請してスプリンクラーの補助を受けたというふうに考えていいわけですね。

それで、有料老人ホーム自体は、もう全て義務づけられていますから、ついているということ。

そのほかに類似施設というのは、あるわけですか。そういうのは、把握されているんですか、わからないですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

類似施設というところは、ちょっと難しいところではございますが、一応、グループホームとか、今回のような有料老人ホームとか、過去に予算のほうで設置をさせていただいておりますので、必要に応じ、今後も補助をしていくという形になるというふうに考えております。

古賀和仁委員

今、把握していないけど、スプリンクラーがついていないところもあるというふうに考えていいわけですか。どうなんですか、その辺。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

平成26年以前に県のほうが調査をした際には、スプリンクラーの未設置の事業所はないということでした。

今回、形態が変わりましたので、申請になったという形になっております。

古賀和仁委員

質問の仕方が悪かったかもしれませんが、いわゆる宿泊施設があるというところには、ほとんど義務づけられているんですけども、ただ、法律で何平米以上という、病院にしても何しても、病院にしたら、19床かそれ以下の場合という、つけなくてもいい条件があるんですけど、介護施設の場合は特に、お年寄りが多いですから、それで、足の悪いとか、動けない人が多いですから、その辺でどうなのかなあということで質問したんですけども。

ないということならいいんですけど。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

介護施設に関しては、面積に関係なく、要介護3以上の方が定員の半数以上宿泊をされるっていうことになる、消防法で義務をされています。

そういったふうに形態が変わった施設については、随時施設のほうから連絡がないと、ちょっとうちのほうでは把握ができない状態になっています。

古賀和仁委員

繰り返しになりますけれども、ぜひしっかり調査されて、どういう状態かを把握していただきたいと思います。これ、要望です。

森山林委員

主要事項の８ページの保育補助者雇上強化事業。

これは、昨年は２園、田代保育園とかなさ保育園だったと思いますけれども、今回、５園手を挙げておられます。

もう既に、恐らくこの２園はされていると思いますけれども、３園、手を挙げてあるところがわかれば。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この予算に上げている５カ園というのは、おおむね５カ園程度、実際に手を挙げられるのではないかとということで上げております。

実際は、この予算の承認をいただいた後に、各園に調査をかけますので、そこでどれぐらいの園が実際に手を挙げてくるかがわかると思います。

２カ園については、昨年度から引き続き雇用をしているというお話は伺っております。

森山林委員

例えば、今回、２カ園で通って、あと、１０月から半年間というふうになるわけですね。

そういった場合には、もしなければ、もう結局、また戻すという具合になるわけですか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

実際、雇用ができるかどうか、まだ事業者の方が手を挙げられても、そういった人材が見つかるかどうか、まだ確定をしておりませんので、もし、そういった人材、雇用ができなかったということであれば、残った部分についてはまた、減額の補正ということになります。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほかはよろしいですか。

成富牧男委員

今、森山議員が質問されたところから先にいきますけど、雇上強化事業補助金ですけど、要は、保育士の業務負担を軽減とありますけど、保育業務以外の業務ということだったですよ、内容的には。

だから、比較的、雇うのは雇いやすいのかなという、ちょっと、言い方悪いですけど、も

うちちょっとそこ、この保育士の業務負担を軽減していうところを、私が言い方を間違えたらいかんで、ちょっと説明してください。

中川原豊志委員長

業務内容ということでよろしいですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

保育士が作成するいろんな指導計画等の書類がございますけれども、この中の業務日誌とか、登園の管理、何時何分にお子さんが登園をして、何時何分に降園をするとか、そういったものの管理の補助作業になりますけれども、そういったもの。

あるいは、早朝とか夕方の延長時間帯、子供さんが少ない時間帯の保育士さんの補助業務、子供さんの安全の見守りにはなるとは思います、そういった業務をされております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

5カ園が対象になっているんですけど、そうしたら、保育業務の一端も担ってあるということですね、今、早朝のとかいうのは、保育士さんの業務の内容にかかわる。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

指導的な保育の業務には携わってはおりませんけれども、子供さんの安全を見守るという業務は行っておられます。

成富牧男委員

いわゆる保育士の資格は要らないということですよね。

だからそこは、やっぱり言い方は、ちょっと誤解を招くかもしれませんが、おらんよりおった方がいいかもしれんけど、保育士の資格を持たない人でもいいちゅうのは、ちょっと私、気になる場所ですね。

それと、ちょっと私、これが議論になったときにもちょっと言いましたけど、県が補助をやめたから、県がこれを平成30年度当初予算に上げんやったから、そうやったですよ。だから鳥栖市もしませんという理屈は、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが。

これは、ほかのやつも出てくるかもしれませんが、私の意見だけ言っときますけど、極端に言えば、したいから、やらないかんと思われたから、平成29年度やられたと思うんですよ。

それで、藤田議員の、お金もかかるとばいという話が横から出てきそうですけど、県の補助金がことしなくなったとしても、本当に、鳥栖市として、やらないかん事業ちゅうことで始めたのであれば、引き続きやるべきであったと。

その後、努力されたということでこういうふうになったんでしょうけどね。

そこは、ほかの事業でも出てきます。

これはかつて、やっぱり同じように、教育委員会の生活指導補助員が緊急雇用か何かで、3カ年のやつで予算がついたときには、かなり多く予算で上がっていたんですよね、指導補助員が。

それで、ばさっと少なくなって、何でって聞いたら、県の補助金がなくなったと、3年間で、だから減りましたって。とんでもないですよ。

だから、そこはぜひしっかり、「とんでもないことはありませんよ」と呼ぶ者あり）いや、とんでもないです。

やっぱり、必要性、鳥栖市の主体性を十分、最終的には、それは多分、「財布を見て言ってください」と呼ぶ者あり）予算の話になるでしょうけどね。

やっぱり、そこは、ぜひ留意していただきたいなというふうに思います。

それから、もう一点は、社会福祉法人の野菊の里のこと。

これ、目的がここに書いてありますけどね、主要事項の7ページ。この事業目的、さっと書いてありますが、これのもうちょっと、介護保険上の位置づけとか、そこをもう少し。

そして、これは、事業費はここにはないですよ、あるんですか。事業費はどれくらいなのか。そこら辺もお願いします。想定はされているのか。

まだわからんならわからんでいいです。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

事業費、建設費が約4,200万円ということで伺っておりまして、施設整備に係る補助は3,200万円という金額でございます。

それと、開設準備にかかる分が、泊まり定員掛ける80万円ということで、9掛ける80万円で720万円。

合計で3,920万円の補助額になるものでございます。

あと、今回設置されます看護小規模多機能型居宅介護事業は、医療ニーズへの対応の必要な事業者に対しまして、主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所の密接な連携のもと、医療行為を含め、多様なサービスを24時間365日提供することができる施設でございます。

なお、この施設は、鳥栖広域の介護施設の中では初めての施設でございます。

成富牧男委員

すいません、私の聞き方が悪かったかと思えますけど、補助金の額は、最初の説明にもあったし、今言われたとおりだと思いますけど、この総事業費、いわゆる建物と開設準備で幾らかかるんですか、イコールなんですか。

全部、開設準備にかかる分がこの額だっていうことですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

先ほど建設費について申し上げましたが、開設費用については、1,000万円を予定されております。

中川原豊志委員長

建設費とかその辺はわかるんですかということなんですが。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

建設費が約4,200万円、開設費が1,000万円ということで、合わせて5,200万円ほどの金額に對しましての助成でございます。

成富牧男委員

ありがとうございました。

わかりました。

樋口伸一郎委員

2ページをお願いします、補正予算概要の。

歳出で説明があった、さっきの保育補助者雇上強化事業についてなんですけど、県支出金で、さっき主要事項でも説明あったように、お金が、県からもう助成があっておるわけですね。

これが、例えば、さっき森山議員からも質問あったんですけど、今後の流れによっては、調整が必要になってきて、もし雇われる方がいなかった場合は、これが返金されるわけですよ、県のほうに。

それで、県のほうは復活して、市もその流れで復活した事業ということで、今、5カ園分見られているということだったんですけど、仮にこれが3カ園、4カ園の希望はあったけど、雇い入れができなかったとなってしまった場合には、約6割から7割のお金が返金されるわけですよ。

そうなった場合に、ちょっと鳥栖市がどうのっていうのは、一般質問の際にも、詫間部長のほうから、事業所の雇用に関して、直接市がてこ入れするものでもなく、それもできないということもわかるんですけど、県の印象があるかなと思ったんですよ。

例えば、県がどさっと、どさっとっていう言い方おかしいですけど、この予算を県のほうが、国と取りまとめて、こっちに渡してきたんですけど、それが大半、返ってきたと。

じゃあ結局、あんまり要らんやったねという印象を与えんかなと思ったんですよ。

そういうことであれば、やっぱり行政としても、一応、県の財源をちょっとこっちに入れているっちゃうことは、何らかの協力とかもして、保育士につながるような雇用者の分母ふ

やしをせないかんかなと思ったんですけど、そのあたりの考えはどうですか。

ちょっと、県の印象についてですけど、一旦入ってきたけど、がばって、また戻ったとしたらあれなんで。

できれば、3カ園、4カ園雇用者があって、この中の7割、8割が順当に捻出できたってなるほうが、県の印象もいいんでしょうけど。

どがんでしょうか、この考え方は。

中川原豊志委員長

今の実績と、大まかな見込みっていいですか、ある程度問い合わせがあっているとかい、その辺の状況がわかれば、御説明いただければ。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

今回、この事業の予算を上げたということで、現在、3カ園から、この事業をぜひ使いたいという要望が出ておりまして、その他の園については、まだ何も情報をつかんではおられません。

先ほどの樋口議員の御質問でございますけれども、補助金でございますので、あくまでも事業がある程度完了してから申請をして、県のほうから補助金をいただくということになります。

実際のお金の流れはそうですけれども、市のほうから、これぐらい必要ですよという申請は上げますので、それに対して著しく少なくなった場合の懸念はございますけれども、実際活用される園が何園であろうと、この事業についての検証をしっかりと、こういう効果がありましたということを、市のほうもちゃんと把握をして、そして、そのことをきちんと県のほうに伝えていくことが大切ではないかなと考えております。

樋口伸一郎委員

よろしくお願いします。

そこはもう、行政執行部とか議会とか関係なく、やっぱり県に対してもさまざまなアプローチをしながらやっていかないといかんかなと思うので、今回、この補正予算が上がっていることに対しては、本当にありがたく、今後の保育行政のさらなる進化という大げさですけど、そういうふうにつながっていかんかなと思っているんですけど、すごい難しいと思うんですよ、これ。

難しいというのは、やっぱり、実質一番働きにくいと言うたらいかなですけども、探すのには難しい時間帯に欠員がいっぱい出ていることとか、潜在的に、保育士さんとして今まで活躍されておったけど、引退された方とかで、ここからが非常に難しいかなと思うんですよ。

だから、さっきの予算の関係もそうですけど、今、成富委員からもちょっと質問あったんですけど、例えば、無作為に人を集めるような状況になったら、これ、保育の質の低下も危惧しとかないかんようになってしまうので、やっぱりその部分については、行政も少しはかかわって、さっき言われたように、状況調査であったりしながら、県のほうにどういう効果があったとか、そういうことをするのが大事かなというふうに思うんですね。

保育の質に関しても、この保育補助者となる人たちがどういう業務に当たっているか、ちょっと私なりにも現状調査をさせてもらったところで、簡単に言うと、例えば、クラスの担任さんを直接ぼんとするっていうのができないので、簡単に言えば、もう担任さんの横について、授業を補佐するような、1人で全員を見るとかじゃなくて、そこに補佐をして、2人で目を当てて、園児たちを見てあげると。

そういう授業を、職務に当たりながら、後々の保育士試験に向けて、それを勉強しながら保育士さんになるという、きちっとした目的を掲げた人を雇用されてあるところ、こういったところもあるんですけど、逆に言うと、もう人が足りんけん、ちょっと言い方失礼ですけど、何でもいいけん、人材派遣とかそういうところから人だけ集めて、このお金を、みたいになってしまうと、これは非常にいけないので。

そのあたりをしっかりと状況を調査しながら、それは執行部だけじゃなくて、我々とも情報を共有しながら、今後難しくなってくるんで、取り組んでいっていただければ、ちょっと長くなりましたけど、これ、質問じゃなくて、要望です。

それと、すいません、その流れでですけど、計画のお話がありましたよね、平成27年度の子ども・子育て支援新制度になって、それから5カ年、平成31年までの計画から、平成32年度の計画にシフトしていくわけなんですけど、まず、1つ目、委託先どこですか、これ。

委託料というふうになっているんで、そこをお聞かせください。

中川原豊志委員長

まだ今からやろう。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

これは、コンサル業務を行っている業者のほうに指名競争入札等で決定していきたいと考えているところでございます。

樋口伸一郎委員

わかりました。

そして、そのコンサルからいろいろ情報提供していただいて、計画を策定していくんですけど、平成32年度からの計画を策定するまでの、今後の平成31年度のスケジュールって大体どういうふうに見込んでありますか、策定に至るまでの。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

今年度は、このアンケート調査と、10月以降に、子ども・子育て会議を設置いたしまして、2回程度の会議を行って、このアンケート調査の結果、あるいはその他の御意見の収集を図っていきたいと考えております。

平成31年度になりますと、さらに具体的な計画の案をつくりながら、会議を3回から4回ぐらい開きながら、最終的な案を作成していきまして、来年度の年明けぐらいにはパブリック・コメント等を行って、来年度中の計画策定というスケジュールを考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これから先、質問じゃないんですけど、このスケジュール、支援事業計画ですから、直接事業所とかにかかわるところもあるかもしれんし、ないかもしれんけれども、これまでの計画から変わる部分、抜本的に大きく変わるような状況であれば——例えばですよ。

そうしたら、平成32年度から新しい計画にかかわるときに、継続したものでもあるけれども、大きく変わるようなときは、ちょっと早めにお披露目をつていうか周知をしとかんと、いきなりの、どかんとした計画変更になると、対応もちょっとできかねると思うんで、その辺を少し勘案しながらスケジュール運びをしていっていただきたいというのがあります。

あと、あまり変わらないと、そこをちょっとお尋ねしたいんですけど、まだちょっと、今から計画していくんでしょうから、そこはお尋ねじゃないですけど、そんなに方向性としては大きく上に行っているのが右に傾いたりするような変更はないというのであれば、そうでもないでしょうけど、大きな変更が必要だとかいうふうになれば、あと、国の制度が変わったときっていうのは、その間の周知する期間とか、お披露目する期間というのをしっかり計算された上で、この計画を立てていっていただきたいなと思っております。

以上です。

質問じゃないのでこれで終わります。

古賀和仁委員

関連なんですけど、雇い上げる前に、事前に、資格ないですから、当然、勉強とか、以前の教育とかあると思うんですよ。

それで、働きながらまた、免許とかあると思うんですけど、法律も含めて、何か、いろんなことされているのかどうか。

その辺の取り組みというのはどうなんですか。

中川原豊志委員長

雇上強化事業の方についてですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

雇い上げにつきましては、資格のない方を雇い上げることは可能でございますけれども、雇い上げた後に40時間の研修を義務づけておりますので、例えば、県が行っている研修を受けさせるか、あるいは園内で、研修を目的とした、何かそういったカリキュラムを組んだ研修を実施していただくか、そういうことが必要になります。

日常的な実務に近い実習的な業務と、それから、そういった児童福祉に関する知識を得るための研修、こういったものを、雇い上げている間に習得していただくというのが1つ条件でございますので、全くバイト感覚で雇ったり雇われたりするというのは、非常にちょっと、これを継続するっていうのは難しいのではないかと思います。

その辺は、事業者の方も重々、子供を預かってる業務でございますので、そんなに軽々しく人を雇うことはないと思いますし、また、こちらのほうからも、雇い上げの募集をするに際しては、そこは十分認識を持っていただくような説明はきちんとしていたいと考えております。

古賀和仁委員

研修料とかについては、雇用者の負担ということですか。

それともう一つ、その後、働きながらまた途中で研修とかあるわけなんですか、どういうふうになっているんですか。

1回ここでやったら、もうそれで十分……、ただ、なかなか、この保育事業というのも難しいところがあって、これも人によっていろいろ違いますから、対応は大変だと思います。

その中で、いろんな形で、いろんな仕事をやるときに、これはこうしたらいいという指導とか、いろいろあると思うんですけれども、そういうのは、もう随時やっているっていうふうに、やっておられると思いますけれども、そういうふうにやって、できれば、保育の場合は人が少ないですから、長く職場でやっていただいて、子供たちに接するというのが必要と思うんですけど。その辺はどういうふうに考えられていますか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

県とかが行っている研修を受けさせる場合には、交通費とか、有料のケースは余りないかと思うんですけれども、その辺の費用については、事業者の方が負担して、雇用時間中に研修を受けに行っていただくという形になると思います。

園内で研修をされる場合は、例えば、園長であつたり、主任の保育士であつたりが、その雇用期間内に、雇われている方に対して、一定の研修事業的なものを行っていただくことになると思います。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

成富牧男委員

1回だけで済むようにしますので。

この補助金はいつまで続くのかっていうのが1つ。

それから、221万5,000円の補助金の内訳、逆に言ったら、どういうことに充てるんですよ
っちゅうやつですね。

それがこの雇上強化事業に対しての質問です。

もう、1回しかしません。

それと、もう一つは、さっきの子ども・子育て支援事業計画調査委託料。これ、来年度か
らせないかんというのは、わかっていたんですよね。

9月補正にされたっていうのは、何か意味があったんでしょうか。

それから、すいません、さっき少し聞き逃したんですけど、来年度も引き続き策定業務が
入ってくるわけですね。

さっきの、業者さんというのは別々にされるのか、そのままいくのか、そこら辺。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まず1点目、この事業の補助金がいつまで続くのかというのは、少なくとも国の補助金と
か県の補助金がいつまで続くのかという御質問であれば、県については未定ということでご
ざいます。

国については、9月の初めでしたか、平成31年度の概算要求が出ておりましたので、その
中にはこの事業は含まれておりました。

成富牧男委員

ちょっと、1回で終わると……、これから何年間とかいうのは、ないわけですね。

3年間とか、向こう5年間はしますとか、そういうのはないということですね。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この事業そのものが、待機児童対策であったり、保育士不足に対応する緊急的な事業でご
ざいますので、状況に応じて、国のほうが期間は決めていくと思われれますので、これから3
年間とか4年間かっていうのは、ちょっと今の時点では不透明でございます。

中川原豊志委員長

それと、もう一点。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

それから、221万5,000円の内訳については、これは雇い上げのための人件費に充てられる
こととなっております。

それから、調査委託の予算計上が9月になったのは、この計画の調査につきましては、国

のほうで指針をつくりまして、これに沿った調査を行うこととなっておりまして、この指針が8月に発表されておりますので、今回、9月の予算の計上になったところでございます。

それと、最後、策定をするという業者がこの調査業務と同じ業者かどうかということにつきましては、また策定をする段階になりまして、その辺、プロポーザルとするのか、随契とするのか、そこはちょっと、その時点での検討になると思いますので、現時点では、お答えは困難です。（「質問ではありません」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

雇い上げの分というならば、やはり、抜本的には、ずっと言われている保育士の待遇改善、そこら辺を、やっぱりきちっとせんといかんのじゃないかなって思います。

それと、調査委託料を9月補正に出した理由を言われましたけど、平成32年度から新しいのがスタートするちゅうのは、もうわかつとったわけですね。

だから、当然、平成30年度は、そういう調査委託とかが入ってくるわけですね。

だから、中身がどうであれ、大体のスケジュールをしてみたら、本来からいうと、当初から、内容がはっきりわからん、調査はせんで、そのまましたがいいとか、それが大きな、いや、それでもしたほうがいいとかいうのが、大きな問題になれば別ですけどね。

一般的には、調査から始まると思いますので、こういう計画というのは。本来であれば4月の当初でやっておくべきではなかったかという私の意見です。

終わります。

牧瀬昭子委員

保育士雇上強化事業の件でなんですけれども、まず今回、園とかが手を挙げにくい理由とかを把握されているかっていうのを伺いたいですけど。

雇うときに、雇われる方が手を挙げにくい理由もあわせてお願いしたいんですが、

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

事業者の方からすれば、そういった保育士の負担軽減のために人を雇うということは、非常に歓迎されているとは思いますが、先ほども申し上げたように、子供さんを預かる、命を預かる現場でございますので、まず、しっかりと人材を選ばなければならないという意識があります。

それと、この雇い上げに関しましては、時間数が週30時間までで限定されておりますので、例えば、フルタイムで働きたいとかいう方にとっては、時間が短いということで、適当な人材を見つけることが非常に難しいということ。

もう一つは、事業者の方の考え方によるんですけれども、保育業務を全く知らない方を入れて業務をするとなると、いろんな指導もしなければならないし、研修の時間もとらないと

いけませんので、そこに手がかかるといいうのも、一つはネックになりますというお声を聞いてはおります。

中川原豊志委員長

いいですか。

牧瀬昭子委員

すいません、手が挙がらないっていうのは、園のほうじゃなくて、働くかどうか迷ってる方に関しては、先ほどのお話にあった、フルタイムでしっかり働けないとか、今まで研修したことがないからとか、命にかかわることだからとかっていうことで、挙がらないというふうに把握されていますか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

個人の方がどういった理由で手を挙げないかというのは、わかりませんが、事業者の方が適当な人材を選ぶのが難しいと考えておられるという意見は聞いておりますということです。（「パートじゃ、ないと思うよ」と呼ぶ者あり）

牧瀬昭子委員

これ、先ほどちょっとお話もあったと思うんですけど、園としても、ずっと働けるとか、人材に関しても、フルタイムで働いていただきたいかっていうことがあると思うんですけど、いつまで続くかわからない、途中から始まるっていうのが、やっぱり雇う側にとっても、雇われる側にとっても、すごく不安定な部分があると思うので、ここからは要望なんですけど、何カ年とかっていうことでスパンを決めて、国のほうに対しても県のほうに対しても要望をしていただきたいと思います。

もう一つ、質問の分なんですけど、子育て支援の事業計画の分でなんですけど、この基礎資料っていうのを集めた後に、ニーズを捉えてどういうふうに生かすのかっていうのは、どんなふうに考えてありますか。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まず、どんなニーズがあるのか、それから、今使っていないけれども、こういったサービスを利用したいんだという利用希望の調査をいたしますので、5年前にも同じ調査をしておりますが、この5年間の間の、いろんな社会情勢の変化とか、そういったものによって、またその辺のニーズも違ってくると思いますので、まずはそこをきちんと捉えて、今後どういったサービスの提供量が必要なのか、そこをきちんと見きわめたいと考えております。

また、新たなニーズ、5年前はなかったけれども、この5年の間に新たなニーズが出てくる可能性もございますので、そういったところも、アンケート調査と、あとは、そのほかのいろんな聞き取り調査等もあると思いますし、子育て会議での意見も上がってくると思いま

事業が考えられるところでございます。

現在、建設につきましては、延期となっておりますけれども、工事につきましては、建築工事、機械設備工事、電気設備工事などを予定しております。地元企業への共同企業体を含めまして、発注については、地元企業への発注を検討いたしたところでございます。

これまでもほとんど地元企業の工事関係については行っておりますけれども、可能な限り、優先発注に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

部長のほうから、ほかの所管では、関連する業務というのはないですか。

もうまとめて部長のほうから。

詫間聡健康福祉みらい部長

6月の定例会の中での陳情に向けての健康福祉みらい部の中での調査ということでございまして、先ほどスポーツ振興課長のほうから説明をいたしましたけれども、健康福祉みらい部全体としての、この要望書に掲げられております大型プロジェクトという関係につきましては、現在であれば、スタジアムの塗装改修工事の発注をやっております。今後想定される分ということで説明をいたしております。

あと、所管する担当課については、今後工事等の発注がありますけれども、大型プロジェクトの発注という形で簡潔に説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

今、執行部のほうから考え方について報告を受けましたけれども、何か質問等がございましたら、お受けいたします。

成富牧男委員

ちょっと、この文章読んだんですけど、執行部としてどのように解釈してあるかなということをおっしゃっていただきたいと思えます。

スタジアムの塗装工事の関係で、激しく議論が展開されましたけど、これ、ずっと読むと、最優先という言葉とか、要は、できんものはできんて言うていいっちゃろうばってん、何か、ここに書いてあるのは、全部できる、最優先とかいう言葉とか、要望の内容について、1番目とか2番とか、これ、何か読み方によっては、全然条件なしのような感じもしますが、どういうふうに使ってあるかだけ聞いておきます、執行部として。

詫間聡健康福祉みらい部長

今回の要望書の内容についての執行部の考えが特に健康福祉みらい部全体の関係というこ

とでの御答弁でございますけれども、内容からしますと、提出先、商工会議所からの部分と
いうことでありまして、この文面の中には大型プロジェクトの関係、段落の3行目ござい
ますけれども、市庁舎の建てかえなり、鳥栖駅周辺開発、味坂スマートインターチェンジ、
ごみ処理の関係、今議会の中でも一般質問で大きく取り上げられている、現在抱える鳥栖市
の問題点関係、大型発注の関係についての内容かと理解をいたしております。

その中で、具体的な要望の中での大型プロジェクト等などの鳥栖市の建築工事の関係、私
どもが所管するスポーツ振興課の関係も一部関連するかとは思っております。

2番目の関係につきましては、大型プロジェクトの中での機械設備、電気設備の関係、こ
れにつきましても、かねてからのスタジアムの改修の関係、この分につきましては、後ほど
担当課長のほうから、今後のスタジアム改修についても、若干の説明をさせていただきたい
と思います。

この分については、このように解釈をいたしているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

そいけん、これを何の前提もなしに、1番とか2番目とか、「はい、そうですね、やれます」
っていう立場なのかっていうことを聞きたいんやけど。

例えばこの間も、できるやつ、できんやつちゅう話が十分ありましたよね。

特別な工事だから、地元業者にはできない、ちょっと荒い言い方すると、そういう話にな
りましたよね、議員との間で。

だから、そういうのはあるんじゃないかということを言っているんです。

この文章をそのままとれば、とにかく最優先、最優先、鳥栖市より発注される建築工事、
地元業者へ発注しなさいという言葉が出てきていますので、大丈夫ですか、それでって。

それは、私たちがこういう陳情に対して、賛成とか反対とかせんといかんの、お尋ねし
ています。

詫間聡健康福祉みらい部長

すいません、文面の中での「最優先」という言葉をちょっと私が理解をいたしていなかつ
たかと思えます。

この要望の内容につきまして、3月議会から6月議会の中でも審議いただいていたかと思
います。ですから、健康福祉みらい部の中としましては、この工事発注については、慎重に
対応していきたいと思えます。

あくまで最優先ではなくて、地元企業への発注への配慮については最善を尽くすというこ
とで、後ほどまた説明をいたしますけれども、地元企業への発注については、例えば、元請

け業者に対して、下請け業者に対するお願いをかねてからやっておるところでございますし、前段からありました追加工事の関係については、後ほど説明いたしますので、それにつきましては、地元企業への発注ということで対応してきたところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

市長の、入札についての一般質問もあっていましたけどね。そこらも踏まえてお願いしたいと。

わかりました。（「どうわかったと」と呼ぶ者あり）いや、執行部の言いよること。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

後ほど、スタジアムの塗装工事に関する報告を行うということでございますが、じゃあ、先にそっちのほうの報告を受けてよろしいですか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

スタジアムの塗装改修事業について、6月議会のほうで今後の工事、下請等についての報告を適宜行ってほしいというお話をいただいております。

今回、鳥栖スタジアムの塗装改修工事といたしまして三井住友建設株式会社の佐賀営業所に発注をいたしまして、9月に一部下請の通知がまいっております。

工事の種別としては3種、種別ございまして、塗装工事、仮設工事、それから仮設ハウス分を一部下請に出したという通知がまいっております。

事業所につきましては、塗装工事と仮設、いわゆる足場の工事については、鹿児島県の会社のほうに下請に出したと。

それと、仮設ハウスについては、鳥栖市内の事業所に、塗装工事につきましては、鹿児島県鹿児島市の大京ワーク株式会社というところがございます。

それから、足場等の仮設工事につきましては、鹿児島県霧島市の鷺建株式会社。

それから、仮設ハウスのほうにつきましては、鳥栖市内の有限会社豊でございます。

それから、昨日、追加工事を発注いたしております。

入札を行いまして、契約については、これから申しますけれども、落札を行っております。

それにつきましては、鳥栖スタジアムのトイレ等の外壁等の改修工事につきましては、市内の企業でございまして、株式会社坂口組。

それから、鳥栖スタジアムの通路とかにございます照明器具をLED化する改修工事をあわせて実施いたしますけれども、こちらのほうが株式会社佐電工鳥栖営業所でございます。

以上、報告とさせていただきます。

中川原豊志委員長

今、御報告ありましたので、何か御質問等ございましたら、お受けいたします。

藤田昌隆委員

さっき、塗装と足場と仮設ハウス。

前から議論しましたが、これが果たして特殊事業、非常に難しいと。

それが、足場が鹿児島県の霧島市。そこは、そういう特殊事業をきちんとできるような足場を組めるような、そういう事業所。なぜそこになったのか、足場の本当の専門店で、特殊な足場もちゃんと組めるというところですかって聞いているんです。

それと、仮設ハウス、これ、約2年間かけてするわけですけど、幾らの金額がはいじゃあ、塗装で幾ら、足場で幾ら、仮設ハウスで幾ら。

それから、今、2つ落としたって、追加工事。金額を教えてください。

2つ、鹿児島の会社が、果たして本当の皆さん方が言われた、特殊な技術を持っておられる会社なのか。それから金額。

中川原豊志委員長

わかりますか。

詫間聡健康福祉みらい部長

今の藤田議員の御質問についてお答えをいたします。

まず、三井住友建設株式会社佐賀事業所から一部下請通知を受領いたしました関係についてですけれども、まず、足場の関係でございますけど、驚建株式会社、霧島市の会社でございますけれども、現在、本市への指名願いが出ているかどうか確認できませんので、この分に対して、実績の関係、調査できるようであれば、早速調査をさせていただいて、会社との実績の関係を調査させていただきたいと思っておりますのでございます。

あと、金額の関係でございますけれども、塗装工事、大京ワーク株式会社については、1億8,900万円。仮設ハウス、有限会社豊については、145万8,000円、仮設工事については、2億5,920万円となっております。

また、追加工事といたしまして鳥栖スタジアムトイレ等外壁改修工事、株式会社坂口組につきましては、まず、入札の段階でございますけど、6,544万8,000円、スタジアム照明LED化改修工事、株式会社佐電工鳥栖営業所につきましては、3,250万8,000円の落札で、後日、契約締結に向けたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

最初にふるさと納税としてもらった金額は幾らだったですか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

企業版ふるさと寄附金といたしましての予定といたしましては、設計、施工監理を合わせまして、6億8,600万円でございます。

ちなみに、工事だけでいきますと、計画としては6億6,000万円でございます。

藤田昌隆委員

いや、私が言いたいのは、さっき詫間部長が言われたその金額で、はたして6億円とかなる、ならないでしょう。

きちんとした数字をもう一回出してくださいよ。口頭やなくて。

中川原豊志委員長

書類で出していただきますか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員

下請合わせて6億円になるはずはありませんので、どうしても。

元請けもとりますから。（「もちろんそうやけど」と呼ぶ者あり）

説明できますか、再度。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

事業費、工事費といたしまして、企業版ふるさと寄附金をもらう部分につきましては、当初の発注であります塗装改修工事、三井住友建設株式会社に発注した5億5,620万円。

それから、追加工事のトイレ等、外壁等の改修工事、5,544万8,000円。

それから、鳥栖スタジアムの照明器具をLED化の改修工事の3,250万8,000円で、総額が6億5,415万6,000円でございます。

これについて、事業費の確定次第、寄附をお受けしたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤田昌隆委員

すいません、ちょっとペーパーでください、きちんと。

中川原豊志委員長

後ほど、書類で、落札金額、並びに下請金額等のついた書類というのを提出していただいたほうがよろしいですか、皆さん。

もういいですか。（「だめ」と呼ぶ者あり）（「もうよかろうもん。そこまでするなら、執行部もしにくかよ」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員

いや、委員会で何回もお願いしているわけですから、確かに報告ではありますよ。

ありますけど、きちんと紙でくださいと、もしくはタブレットに飛ばすか。

中川原豊志委員長

そこで確認だけさせていただくということで、よろしいですか。（「簡単でしょうもん、そこにあるっちゃけん。そればちよつと紙でくださいっちいうだけですから」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

ほか、ございますか。

では、この陳情第6号の委員会の方向性につきましては、委員会最終日に議員間で内容確認をして、議長のほうに送付をしたいと思いますので、その内容につきましては、正副委員長にお任せしていただくということによろしいですか。

では、以上で所管事務調査を終わります。

休憩します。

中川原豊志委員長

ss

議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

– 37 –

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）の市民環境部関係分につきまして説明申し上げます。

補正予算説明資料01の2ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

款15国庫支出金、項3委託金、目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金につきましては、国民年金処理結果一覧表の電子媒体化などに係るシステム改修費用として、国民年金事務費交付金が増額されるものでございます。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

続きまして、款22市債、項1市債、目8災害復旧債、節3衛生施設災害復旧債450万円につきましては、平成30年7月豪雨に伴う、斎場のり面の災害復旧事業分でございます。

これにつきましては、歳出に災害復旧費に係る工事請負費を計上させていただいておりますので、詳細につきましては、そちらのほうで御説明を申し上げます。

以上です。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続いて、歳出の説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費、節15工事請負費のうち、空調設備改修工事費につきましては、若葉まちづくり推進センター及び麓まちづくり推進センターの空調設備の改修工事に係るものでございます。

事業の概要につきましては、同じ資料の4ページをごらんください。

今回の改修工事につきましては、若葉まちづくり推進センター及び麓まちづくり推進センターにおける経年劣化等によるふぐあいが見られます空調設備を改修するものでございます。

若葉まちづくり推進センターの主な改修箇所といたしましては、教養娯楽室——和室でございます、それと、機能回復訓練室、ホール、事務室の一部。

また、麓まちづくり推進センターの主な改修箇所は、1階の集会室、娯楽室、図書室、談話室、機能回復訓練室でございます。

両施設とも既存の冷温水発生装置及びファンコイルユニットを撤去し、新たにパッケージエアコンを設置するものでございます。

なお、工事費といたしましては、若葉まちづくり推進センターは1,910万円、麓まちづくり推進センターは1,230万円を予定いたしております。

3 ページのほうに戻っていただきまして、営繕工事費の説明をいたします。

田代まちづくり推進センター分館と基里まちづくり推進センター分館の放送設備等の改修工事費として370万円をお願いしております。

今回、消防法等の規定に基づき、既存のアンプやスピーカーなどの放送設備を非常用放送設備に改修するものでございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金の公民館類似施設整備補助金につきましては、鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則に基づき、町区の公民館の新築または増築及び改修に対し、経費の一部を補助するものでございまして、今回、虹が丘町公民館の改修工事に対する補助金を補正するものでございます。

事業の概要につきましては、同じ資料の5 ページをお願いいたします。

虹が丘町公民館は、今回、屋根、それから、外壁の塗りかえを予定されておまして、この改修に係る工事費の20%の補助をするために、今回、29万円の補正をお願いしているものでございます。

以上です。

古賀友子国保年金課長

資料の3 ページをお願いいたします。

款3 民生費、項4 国民年金事務取扱費、目1 国民年金費の節13委託料につきましては、歳入のところで申し上げました国民年金処理結果一覧表の電子媒体化などに係るシステム改修費用を計上しております。

以上でございます。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

款11災害復旧費、項4 衛生施設災害復旧費、目1 単独災害復旧費、節15工事請負費459万円につきましては、資料の6 ページに詳しく載っておりますので、同じ資料の6 ページをお願いいたします。

予算額としては、459万円のうち、市債で450万円、一般財源9万円ということになっております。

これは、平成30年7月豪雨によりまして、斎場敷地——市道からすぐ入ったところでございますけれども、東側のり面が崩落したために、新たな崩落を防ぎ、利用者の安全を確保するということから、今回、補修を行うものでございます。

補修の方法につきましては、のり面のブロック積みを行って、補強、修復をいたします。

崩落面積でございますけれども、高さ5.5メートル、幅7.5メートルにわたり崩落したということで、施工面積といたしまして、今回の工事では、高さ7.8メートル、幅8.5メートルの67平方メートルをブロック積み工事を行うということにしておるものでございます。

以上をもちまして、平成30年度一般会計補正予算（第3号）市民環境部関係分についての説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございますか。

成富牧男委員

今、御説明のありました6ページの災害復旧費。

崩落部分も市の所有になっているっていうことで理解しとっていいんですね。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

そのとおりでございます。

牧瀬昭子委員

3ページのところの若葉、麓地区のところなんですけれども、こちらは、いつぐらいにできた施設なのでしょうか。

中川原豊志委員長

若葉まちづくり推進センターと麓まちづくり推進センターの建設時期ですか。（「はい、建設時期を教えてください」と呼ぶ者あり）

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

若葉まちづくり推進センター、それと、麓まちづくり推進センターの建設時期でございますけれども、若葉まちづくり推進センターにつきましては、平成11年度に建設をしているものでございます。

それから、麓まちづくり推進センターにつきましては、昭和51年度に建設をしているものでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

同等の施設で改修が必要な、予定があるというか、そういうところがないのかなというのが疑問でして、今回、避難所として使われたと思うんですけど、今回もすごく暑かったです

し、今後に向けて必要なところっていうのは、どういうふうに把握されていますでしょうか。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

施設の改修につきましては、建設年度でありますとか、これまでの改修経過を踏まえまして、空調設備であれば、おおむね20年をめどに改修を計画していくように予定をしているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

現在、改修しなければならないようなところはないわけですか。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

今後、まちづくり推進センターにつきましては、順次、大規模改修工事等の実施を予定しているというところございまして、また、空調設備につきましても、専門の業者に保守点検をお願いをしております、そういったところからの報告に基づいて、近々に改修すべきものについては実施をしていきたいというふうに思っているところで、今のところ、ほかの施設につきましては、通常どおり運転ができています状態になっております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

この施設が改修が必要だと言われたのはいつですか。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

それぞれ、若葉まちづくり推進センター、麓まちづくり推進センターにつきましても、これまで何度か空調設備の修繕を実施して、ふぐあい等に対応してきたところございまして、その中で、昨年度の点検であるとか、そういったところを踏まえまして、専門業者と相談をしながら、今回、計画をしているというところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

それでは、今回、避難所として使われた方が結構多い、集中した場所だと思うんですけど、その際には何か不都合なこととか、温度が下がらないとか、そういうことはなかったわけですか。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

今のところ、若葉、麓につきましても、空調自体につきましても、運転ができていますというふうな状態でございまして、今回、避難所で開設をいたしておりましたがけれども、そのときには、特段のふぐあいはございませんでした。

中川原豊志委員長

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございますか。

藤田昌隆委員

今度、田代と基里のまちづくり推進センター、営繕の工事費、出ていますが、工事費としては、田代は幾ら。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

田代と基里で今回、営繕工事を予定しておりますけれども、両方とも音響設備の改修ということで、今のところ、具体的にそれぞれの金額をまだ出していないので、今ちょっと、すいません、資料を持ち合わせていない状態です。

藤田昌隆委員

要するに、振り分けが何もないと、ざくっと出したということですね。

まちづくり推進センターの中で一番古いのは、私、田代まちづくり推進センターかなと。

2年ぐらい前やったかな、ここは建てかえをやるという話が出ていたと思うんですが、そこは、建てかえの話というのは、何か出ているんですかね。

なければならないでいいですよ。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

藤田委員がおっしゃるように、次に改修が必要な、大規模改修の予定をしているところは、田代まちづくり推進センターとなっております。（「ですよね」と呼ぶ者あり）

ただ、今回、大規模改修をするに当たって、どういった改修が必要なのか、あるいは、機能的に必要なものがまだあるのではないかなというようなところから、改修の内容とか、時期についてはまだ未定でございますが、次の順番は田代でございます。

藤田昌隆委員

改修と言われましたけど、もうあれ、完全な建てかえをしないと、下手に改修するよりも建てかえたほうが、むしろ安上がりだと思うし、私、さっき聞いたのは、何であそこを今さら金使って修理するのか、もったいないなというふうに思ったから、ちょっとお聞きしたんですけど。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、営繕工事をいたしますのは、田代、基里、それぞれ分館でございます。（「ああ、分館のほう」と呼ぶ者あり）分館のほうでございまして、そちらのほうが一般の放送設備になっておりましたので、それを非常用、防災用に交換するという内容の工事でございます。

今後予定しておりますのが、田代まちづくり推進センター、本館のほうの大規模改修を予定しておりますので、それについては、やはり、今後できるだけ、今のセンターの建物をより

ただいま、議題の陳情第6号 地元商工業者への優先発注に関する要望書につきまして、市民環境部にしましては、次期ごみ処理施設への対応について、まずは担当課長のほうより御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

それでは、陳情第6号 地元商工業者への優先発注に関する要望ということで、賜っております。

次期ごみ処理施設につきましては、鳥栖市から神崎市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町の2市3町で構成します佐賀県東部環境施設組合が事業主体となりまして建設するものでございます。

このため、地元商工業者につきましては、鳥栖市だけではなく、同組合の構成市町の商工業者全体を対象とした優先発注に関しての説明となりますことを、まず御理解いただきますようお願いいたします。

そこで、今回の次期ごみ処理施設建設事業についてでございますが、事業手法といたしまして、鳥栖市旧ごみ処理施設や、し尿処理施設の解体工事と、新しく建つごみ処理施設の本体建設工事及び施設の管理運営までを一括して発注いたしますDBO方式による発注を予定しております。

このため、廃棄物処理施設プラントメーカーを中心とした共同企業体等の契約が見込まれているところでございます。

このような状況ではございますが、本市でも佐賀県東部環境施設組合に対しまして、他の地域での事例も調査いただきながら、地域の産業振興という視点で地元商工業者への発注について十分配慮をしてもらいたい旨の要望をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

橋本有功市民環境部長

市民環境部関係では、そのほかに先ほども見ていただきましたけれども、まちづくり推進センターの改修工事等の発注もございます。

現状におきましては、それらについては、市内商工業者への対応を図っておりますが、今後につきましても、これまでと同様、十分に配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

今、執行部のほうからの考え方の説明がありましたけれども、この件につきまして、御意

見、御要望等ございましたら賜りたいと思いますが、いかがですか。

成富牧男委員

「記」の前だから、文章の最後の行。

最優先して、これまで以上に推進していただきたく下記のとおり要望しますという表現になっているんですけど、率直なところで、最優先というこの言葉をそのままちゃんと受けとめたら、ちゃんと全部そうできるかどうかと私は思っておりますけど、どうでしょうか。

橋本有功市民環境部長

これまで以上というのが、どの範囲を示すのかがよくわかりませんが、私どもも、これまでも、先ほど申し上げましたように十分配慮をしてきたつもりでございますので、要望書の意味合いと今後のあり方を考えながら、対応してまいりたいと思います。

成富牧男委員

その前に、最優先してっていうのがちょっと気になったんで。

だから、趣旨を十分酌みながらということだったというふうに私は受けとめておきます。

終わります。

牧瀬昭子委員

この「地元企業の」っていうところでなんですけど、以前、ちょっと上がっていたと思うんですが、間伐材とか、地元の産品というか、そういったものも入ってきますか。

材木とかりサイクル品だとか、そういったのを活用するとかっていうのを地元に発注するっていうのはありますか。

橋本有功市民環境部長

資材について、どのようなものを、例えば、仕様書の中で決めて、それらを契約の際の要件とするとか、その辺につきましては、ちょっと私どもの一存では決めかねます。

ですから、そういった御意見もあるということは、また東部環境にもお伝えしたいとは思っています。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

仕様書に書く部分がいろいろ細かくなると、つくられる方が難しいという話はあると思うんですけど、目標として、このぐらいは市としても求めたいと思いますよ、みたいなことは言えますか。例えば、半分以上はとか。

橋本有功市民環境部長

その辺につきましては、要件として入れられるのかどうかも含めて、ちょっと判断つきかねますので、そこについては、ちょっと我々のほうからのお答えという形はとれませんので、

中川原豊志委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

一旦、休憩します。

午後 1 時33分休憩



午後 1 時 39 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

議案乙第18号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

中川原豊志委員長

次に、議案乙第18号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部のほうから説明をお願いします。

古賀友子国保年金課長

ただいま議題となっております議案乙第18号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計補

正予算（第1号）につきまして、説明申し上げます。

補正予算説明資料02により説明をさせていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

まず歳入についてでございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金につきましては、今年度から県下一斉で実施をいたします特定健診に関する医療機関からの情報提供業務に係る経費に対する県補助金でございます。

詳細につきましては、歳出のほうで説明申し上げます。

次に、款7繰越金につきましては、平成29年度国民健康保険特別会計決算に伴う繰越金でございます。

先ほどお配りさせていただいております資料をごらんいただければと思います。

上のほうの黒丸をごらんください。

平成29年度国民健康保険特別会計決算状況でございますが、鳥栖市の国民健康保険特別会計におきましては、長年多額の累積赤字を抱えておりましたけれども、平成29年度末で県広域化等支援金支援基金からの借り入れ、また、一般会計からの特別繰入金の増額によりまして、累積赤字の解消を行っております。

平成29年度の3月補正におきまして、県広域化等支援金から6億円を借り入れ、一般会計からの特別繰入金を当初の1億円から7億円に増額しております。

その結果、平成29年度の歳入合計が98億2,743万3,893円、歳出合計が96億3,685万5,485円となりまして、1億9,057万8,408円の黒字決算となっておりますので、この1億9,057万8,408円を繰越金として歳入するものでございます。

この資料の下の方の黒丸については、歳出のところの説明いたします。

歳入については以上でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

次に、歳出についてでございます。

款5保健事業費、項1特定健診等事業費、節12役務費につきましては、先ほど歳入で申し上げました特定健診に関する医療機関からの情報提供業務に係る経費でございます。

この事業は、特定健診を受診されていない方でも病院での医療診療における検査項目が特定健診の基本検査項目を満たしている方については、本人の同意のもとで、市が病院での医療診療における検査結果の提供を受けまして、特定健診の結果データとして活用するものでございます。それに係ります情報提供料など、所要の額を計上しております。

なお、この事業は平成30年10月からの開始となります。

次に、款6基金積立金につきましては、先ほど歳入で説明申し上げました平成29年度決算に伴う繰越金を国民健康保険基金に積み立てるものでございます。

先ほどお配りしておりました資料をお手元に御用意いただければと思います。

下のほうの黒丸に書いておりますように、基金に積み上げました繰越金につきましては、今年度中に発生いたします平成29年度分精算による療養給付費等負担金などの返還金の財源や平成31年度から始まります県借入金償還金の財源の一部としたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたかございますか。

成富牧男委員

今回は、借り入れとか、あと、繰り入れとかがあって、平成29年度決算はこういう結果になっているわけですね。

ただ、心配なのは、今後どげんなってというやつですよ。だから、1つは、平成30年度の見通し。

それから、来年度以降、保険料っちゅうのはどういうふうに……、何か毎年決めていかれるみたいな話も聞きましたけど、そこ、ちょっと説明だけしてください。

古賀友子国保年金課長

平成30年度につきましては、この予算体系と大幅に変わっておりまして、保険給付費については、もう全部県からの交付金で賄えるようになっておりますので、今、決めております保険税率を予定どおりに収納できれば赤字にはならないような仕組みとなっております。

今後につきましては、先ほど成富委員からもありましたように、毎年度国が決めます確定係数によりまして、県のほうが標準保険税率というものをを出していきますので、それに合わせて保険税率の改定を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

それなら、来年はまた保険税率が変わるということですね。

それと、1点目の質問について、県のほうに納付できればと、納付金を100%納めることができれば、「できれば」っちゅう言葉が気になったんですけれども、それは、どれぐらい……、できるってということですか、言葉尻を捉えたようですけど。

後期高齢者医療保険料につきましては、１年間分を７月から翌年３月までの９期に分けて納めていただいております。

毎月末で締めまして、翌月に保険料負担金として県の後期高齢者広域で医療広域連合のほうに納付をしております。

年度末の3月分につきましても、3月31日で締め、4月に広域連合へ納付しておりますが、3月31日までに納付されず、出納整理期間中の4月、5月に収納された保険料につきましては、翌年度、毎年この時期になりますけれども、決算のときに繰越金として歳入いたしまして、過年度分保険料として広域連合のほうに納付しております。

平成30年につきましては、3月31日が土曜日でしたので、平成29年度の3月分、平成30年3月に納付していただく保険料の納付期限が、あらかじめ平成30年4月2日となっておりますので、普通徴収の現年度課税分のうち平成30年3月分の保険料の多くが4月に振り込まれたため、繰越額及び広域連合への納付額が例年より多額となっております。

以上、説明とさせていただきます。

ありがとうございます。

説明が終わりました。

何か御質問ございましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

では、質疑を終わります。



議案甲第22号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第22号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

青木博美税務課長

ただいま議題となりました議案甲第22号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

資料は、厚生常任委員会資料甲議案参考資料の2ページをお願いします。

今回の改正は、地方税法の一部が改正されたことに伴う条例の改正でございます。

改正の主な内容としましては、個人住民税、法人市民税、市たばこ税に関するものでございます。

まず、個人住民税の①障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に対する非課税措置の所得要件の引き上げについてでございますが、資料8のページをお願いいたします。

こちらは所得税の改正に関するものですが、その資料の中ほどに図がございますが、これは、所得税の改正に伴うものでございまして、給与収入、公的年金等収入、フリーランス、企業等による収入の3つがございますが、給与収入、公的年金等収入は、所得税法により、所得計算上の控除額が定められております。

さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除額及び公的年金等所得控除額を10万円引き下げ、誰にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げることで、給与所得者、年金所得者の税額は変わらず、フリーランス等の個人事業者は減税となるものでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

①障害者、未成年者寡婦又は寡夫に対する非課税措置の所得要件の引き上げにつきましては、収入額が同じでも、給与収入、公的年金等収入の所得控除改正により、所得が10万円上がることになることから、不利益が出ないようにするため、非課税措置の所得要件を引き上げるものでございます。

施行日は平成33年1月1日でございます。

次に、②均等割及び所得割の非課税限度額の引き上げでございますが、ア均等割の非課税限度額（非課税措置の所得要件の引き上げ）、イ所得割の非課税限度額（非課税措置の取得要件の引き上げ）につきましては、①と同様に給与収入、公的年金等収入においては、収入額は同じでも所得が10万円上がることになることから、非課税限度額を引き上げるものでございます。

施行日は平成33年1月1日でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

③基礎控除額及び調整控除額の所得要件の創設でございます。

まず、アの基礎控除の見直しでございますが、納税義務者の合計所得金額が2,400万円以下の場合は、基礎控除額を10万円引き上げ、2,400万円を超え、2,500万円以下の場合、基礎控除額を低減させ、2,500万円を超える場合は適用しないこととするものでございます。

次に、イ調整控除額の見直しでございますが、納税義務者の合計所得金額が2,500万円を超

える場合は、調整控除を適用しないとするものでございます。

施行日は平成33年1月1日でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

④控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定整備でございます。

控除対象配偶者は、納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が38万円以下の者とされておりますが、今回の改正により、配偶者控除に、配偶者の所得要件のほか、納税義務者本人の所得要件が追加されたための改正でございます。

施行日は、平成31年1月1日でございます。

5ページをお願いいたします。

次に、法人市民税の、大法人の法人市民税に係る電子申告の義務化でございます。

これは、官民合わせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、大法人について電子申告を義務化するものでございます。

施行日は平成32年4月1日でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

たばこ税の改正でございます。

まず、①市たばこ税の税率の引き上げでございます。

平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日の3回にわたり、3段階で引き上げを行い、1本当たり3円、1箱当たり60円の増税を行うことでございます。

次に、②紙巻きたばこ3級品に係る特例税率の適用期間の延長でございます。

これは、平成28年4月1日から実施されている紙巻きたばこ3級品の税率改正で、平成31年4月1日に予定している税率の引き上げを、一般たばこの税率引き上げに伴い、平成31年10月1日に延期するものでございます。

このことにより、現在の特例税率の適用期間は、平成31年9月30日まで延長となります。

次に、7ページをお願いいたします。

③加熱式たばこの課税方式の見直しでございます。

加熱式たばこは、重量が軽いということから、紙巻きたばこと比較して税負担が低い状況になっております。

そこで、現行の重量による課税から、重量に基づく換算と価格に基づく換算を合わせた課税方式として、平成30年10月1日から5年間で段階的に実施するものでございます。

以上で、鳥栖市税条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

御質問ある方は、挙手をお願いします。

古賀和仁委員

確認ですけれども、これ、上げた場合、市の収入ってどのくらいふえる見込みなんですか。

青木博美税務課長

たばこが、今、紙巻きたばこと加熱式たばことありまして、加熱式たばこの消費がふえている状況ではございますけれども、平成29年の実績で税が変わった状態ということで仮に計算をいたしましたところ、平成34年度までの段階的改正で、約1億4,000万円増加するものと見ております。

ただ、この計算では、3年間かけまして紙巻きたばこにおいては60円増税になります、それによるたばこをやめるとかいうものをちょっと想定しておりませんので、あくまでも平成29年の間の消費量にそのまま税が上乘せされた場合ということでの計算でございます。(発言する者あり)

平成29年で約6億4,000万円です。(発言する者あり)

中川原豊志委員長

質問ですか。(「すいません、ちょっと、たばこになったけん」と呼ぶ者あり)

藤田昌隆委員

しかし、これ、全国一律よね、おそらく。

それで、市で決めることはできんわけ。じゃあ、ちょっと減らそうかなとか。

青木博美税務課長

税率が、これ、国税、県税、市税とありまして、もう全部、国の法律で決められておりますので、市で変えるということは、ちょっとできません。

藤田昌隆委員

どうにもならんということですね。

了解しました。

古賀和仁委員

何でこういう質問をしたかと申しますと、たばこを吸う方にとっては、社会全体が余り吸うなど、なるべく建物の中で吸うなという風潮がかなりあって、その中で、やっぱり分煙対策とか、それだけ税金入ってきてるんやったら、ある程度は、もう全く吸うなじゃなくて、建物の中でも、敷地の中でも、幾分かその辺を考慮、吸う人に対する考慮をすべきじゃないかということをお話を、ちょっと質問をさせていただいているんですが。

それについては、市としてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

中川原豊志委員長

答弁できますか。

青木博美税務課長

税収に関しては税務課のほうでやっておりますけれども、そういった環境対応については、ちょっとお答えはしかねるところでございますので。（「担当違うっていうことで。いいです」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

よかですか、質問します。

いろいろ聞こうと思いましたが、4ページ、控除対象配偶の定義の変更に伴う規定整備って書いてありますけど、まず、なぜこのように改正されたのか。

そして、これによって、多分、さっきの説明の中に入っていたと思いますけれども、もう一回、これによって、どうなるのか。

まず、特に、なぜっていうところを知りたいんですけど、教えてください。

中川原豊志委員長

控除対象者。（「なぜこういう改正が出てきたのかということです」と呼ぶ者あり）

青木博美税務課長

この改正によりまして、配偶者控除を受ける収入所得者が1,000万円以上の分については、控除を受けられなくなります。

ですから、高額所得者に対する課税の強化ということだと考えられます。

成富牧男委員

よくわかりました。

終わります。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

青木博美税務課長

1点、修正がございます。

先ほど、たばこ増税による税額の変化ということですが、先ほど私が申しましたが、紙巻きたばこのみの額でございまして、それに加熱式たばことと3級品の全部の税額を合わせますと、平成34年度においては、約2億600万円の増収になる見込みでございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。終わりますよ。

じゃあ、質疑を終わります。

午後 2 時 3 分休憩

~~~~~

午後 2 時 15 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

~~~~~

陳情第7号 次期ごみ処理施設の建設予定地に関して

中川原豊志委員長

それでは、陳情第7号につきまして、所管事務調査を行います。

この陳情の要望事項について、現在の対応状況を執行部のほうから説明をお願いいたします。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

陳情の要望事項に対する市の対応状況について御説明申し上げます。

今回の要望書につきましては、7月24日付、鳥栖市議会議長様宛てとあわせまして、鳥栖市長へも提出されたものでございます。

要望内容としたしましては、現在の建設予定地の変更をするよう求めるものでございまして、要望に至った理由として大きく分けて3点、問題点を挙げておられます。

1 点目が、2 市 3 町に広域化したことによる、道路の問題。

2 点目が、隣接する久留米市小森野地区の問題。

3 点目が、豪雨等による浸水時のごみ搬入の問題でございます。

御要望がありました建設予定地の変更についてでございますが、次期ごみ処理施設の建設予定地につきましては、構成自治体の人口分布などから、ごみの輸送による環境負荷等を考慮し、鳥栖市に建設することが適当との結論に至っております。

本市におきましても、次期ごみ処理施設建設候補地として、真木町衛生処理場敷地を選定後は、地元真木町を初め周辺町区等で説明会を開催してまいったところでございます。

説明会におきまして、多様な御意見を頂戴しましたことから、本市におきましては、事業主体となります佐賀県東部環境施設組合とともに、施設の必要性や安全性等について、市民の皆様等に丁寧な説明を行いながら、引き続き事業に対する御理解をいただいてまいりたいと考えております。

旭地区区長会の皆様には、要望理由の3点に対しまして、現状や市の考え方等をまとめまして、御理解をいただくよう準備をしているところでございます。

準備ができ次第、旭地区区長会に出向き、丁寧な説明をさせていただきたいと考えております。

なお、今回の旭地区区長会からいただきました次期ごみ処理施設に対する要望に関しまして、まずは旭地区の皆様にご心配をおかけしておりますこと、並びに十分な説明ができなかったことに対しまして心からおわびを申し上げたいと思っているところでございます。

以上、対応状況についての御説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

今、御説明がございましたけれども、旭地区からの要望事項に対して、3点ございますよね。

その3点について、どういうふうな見解をお持ちかというところまで説明いただけたらいいかなと思うんですが、先に。

お願いします。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

1 点目の近隣の交通渋滞、広域化したことによる交通渋滞の御心配及び新規道路整備や現状の道路等の整備計画についてでございます。

真木町衛生処理場敷地に建設されたと仮定いたしますと、昨年度の車両の搬入状況から見まして、搬入車両につきましては、今までの実績からいきますと平均1日276台、搬入がされるようになっております。

これを施設の出と入りと考えますと、倍の550台余りの車両が県道中原鳥栖線で増加する状

況になるというふうに想定をしておるところでございます。

特に、このうち搬入ルートといたしましては、轟木・衛生処理場線及び下野の堤防道路ということで、2ルートを想定をしておるところでございます。

特に搬入道路となります市道轟木・衛生処理場線につきましては、お手元に資料をお渡しをしております。

これで御説明をさせていただきますが、現況といたしましては、衛生処理場線につきましては、幅員が4.5から5.5メートル程度ということになっております。

そのうち車道については、4.6メートルほどというような状況でございます。

これを拡幅いたしまして、計画断面が全体として8.5メートル。

それで、片側1車線の幅員が3.25メートルをしておると、路肩について1メートルの路肩をとるというようなことでございます。

こうした拡幅を今年度、平成30年度につきましては、用地の取得というような状況とあわせまして、道路改良を行うということで、まず、道路改良につきましては、こちらの浄化センター、県道中原鳥栖線のほうの浄化センター側の接続の部分について、工事を行うように予定をされておるところでございます。

西側の荒巻橋、ナフコのほうでございますけれども、これにつきましては、平成30年度から荒巻橋のかけかえ工事というようなことで、少し現況よりも東側のほうにかけかえを予定をされておるということで、平成35年度までに拡幅を終えたいというようなことでございます。

県道中原鳥栖線につきましては、一般質問でございましたけれども、現況、工事をされておりますけれども、引き続き、私どもも下野町交差点より西側についても要望活動等を行っていった、整備計画の策定等についてお願いをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして2番目、小森野の校区の対応ということでございますけれども、これにつきましては、現在、3回住民説明会、全体的な住民説明会を開催をさせていただいております。

それで、そのほかに、自治会長様などを対象とした――役員の方でございますけれども、そうした方を対象として、鳥栖・三養基西部環境施設組合及び最近できております宮の陣のクリーンセンター、2カ所のごみ処理施設の見学会等も開催をさせていただいております、引き続き、小森野地区につきましては、丁寧な説明をさせていただきながら、御理解をいただけるように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

あと、3点目の浸水したときの対策ということで、浸水対策については、当然、施設については、十分な、万全の浸水対策をとるというふうなことで、考えております。

それと、周辺道路につきまして、特に搬入等についても、大変御心配いただいておりますけれども、これにつきましては、道路の浸水については、当然、あるかというふうに思っておりますけれども、搬入ルートとか、今回の7月豪雨の経験などを生かしまして、搬入ルートを考えると、そうした場合の搬入を考えるとということで、その点につきまして、今後2市3町の中で十分検討をさせていただいて、そうした災害が起きた場合の搬入計画を綿密に立てていきたいというふうに考えておるところでございます。

こうした内容につきまして、旭地区の区長会のほうにも丁寧に御説明申し上げて、御理解をいただければというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

今、説明ありまして、要望理由で問題提起をされていることについては、道路の整備を行うとか、小森野地区については丁寧な説明を行い、また、洪水等の冠水のときには、今後の対応を考えていきたいというふうなことで、今の予定地の変更は検討をしていないというふうな回答をされるということのようでございますけれども、この件につきまして、皆さんのほうから、さらなる要望なり、御意見なりありましたら賜りたいと思いますが、いかがですか。

樋口伸一郎委員

御説明いただきました。

その説明いただいた部分に関して、もう少し細かく質問をさせていただきたいのですけれども、今回の旭地区区長会からのごみ処理施設に関する要望書では、当初からの進捗には含まれていなかった、新たな要素が含まれていることかと思います。

それで、この要望書に関しましては、これまでの進捗の範囲内での説明を行ってきたと思うんですけれども、これに加えて、あわせて、この要望書、新たにつけ足された部分に対しての場所移転や、道路整備についての考え方を、具体的に含んだ返答が必要ではないかと考えておりますので、2点質問させていただきます。

まずは、もともとは当初1市2町で進んできた状況が、途中で2市3町と増加したことに伴う近隣道路の交通渋滞の状況の危惧について、今回の要望書では書かれております。

この新規道路整備や現状道路整備等を含めた、この新たな要望書を受けてからの道路計画などについてどのように考えておられますかということが、1点目です。

2点目は、次に、御答弁いただいて聞きます。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

今、樋口委員のほうから御質問がありました、1市2町から2市3町になったということによる道路事情ということでございます。

2市3町になった経緯を若干申し上げますと、次期ごみ処理施設につきましては、現在の組合構成自治体である1市2町で協議を開始をいたしました。

これが構成自治体の、その時の構成自治体の人口分布でありますとか、ごみの輸送による環境負荷を考慮いたしまして、鳥栖市において建設をすることが妥当ということに至っております。

それが、県が策定いたしました佐賀県ごみ処理施設広域化計画の中では、2市3町、佐賀県東部ブロックの枠組みとして想定されておりましたことから、私どもとしても、2市3町で広域化に関する協議をしてまいりました。

その結果、スケールメリットによるコスト縮減とか、施設の強靱化などの観点も加味されて、2市3町での建設が合意されたということでございます。

建設地につきましては、神崎市及び吉野ヶ里町も、当初1市2町で決定した現建設地で計画を進めることで、了承、確認がなされたところでございます。

それで、そうした中で、道路整備についてでございますけれども、新たな施設で、あそこに建つということになりますと、神崎、吉野ヶ里からの搬入というのが、今、想定しておりますのが、パッカー車が1日に26台というふうなことでございます。

私ども、鳥栖市、みやき町の分が95台というようなことで、内訳としてはなっております。そのほかに一般車両が155台、内訳としては。

そして、鳥栖市、みやき町の分が119台、脊振塵芥の、神崎市、吉野ヶ里町の分が36台ということで、先ほど申し上げました、全体として276台というふうなことでございます。

それで、あそこの車両の通行を見ますと、ごみ処理施設の前の県道の通行が1日、朝の7時から夜の7時まで1万1,090台通行しておるということでございますので、平成29年度の中で見ますと、増加率としては4.8%というふうなことでございます。

それに鳥栖市に建つことによります一般車両の搬入量の増加は、当然あるかと思っております。

しかしながら、逆に鳥栖市の資源物広場を移転するような形になると考えておりますので、そうしますと、あそこが1日350台ほど利用がっておりますので、そうした分について、増加分については、その辺で相殺をするのではないかとこのように考えております。

それで、できるだけ、私どもとしましては、現道の拡幅、先ほど申し上げました轟木・衛生処理場線及び現在鳥南橋のかけかえ等をしていただいております県道中原鳥栖線及び堤防道路の今後の国の事業と合わせました堤防道路の拡幅というふうなことで、2市3町、鳥栖

市以西の市町のごみのパッカー車等についても、そういう対応させていただければというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきますと思います。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

道路についてはわかりました。

そうしたら、近隣市町等も要望の中には含まれておりますが、直接、ちょっと今回、鳥栖市としての事にかかわることで、2番目には、この洪水冠水、浸水の状況の件に関してなんですけど、これは、昨今続く大雨による洪水とか冠水、浸水の状況、今まではなかったんですけど、この洪水冠水、浸水の状況を根拠とした新設場所、移動に関する要望書というところにもなっております。

今まではその場所で今後進めていくっていう説明でよかったでしょうけど、これに新たな要素、要望書の中にあるような意見を踏まえた上、洪水浸水、冠水、改めてその新設場所、移動について、まず考えることはできないのでしょうかっていうことですね。

現状の進め方でいくということであれば、この新たにつけ出された、洪水や冠水、浸水を危惧する意見に対する部分については、具体的にどのように要望者に対しての返答をなされて理解を得るつもりなのか。

そのあたりを2点目にお尋ねをさせていただきます。

お願いします。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

具体的に、洪水対策、浸水対策ということでございます。

施設については、もう先ほど、万全の対策をとりますということで申し上げておりました。

具体的には、その浸水対策といたしましては、ごみを投入するプラットホームおよび焼却後の灰ピットというのがございますけれども、そうした部分については、浸水水位以上に配置いたしまして、ごみが流出しないような形をとらせていただくと。

また、運転を継続するために重要な設備、電気室でありますとか、中央制御室でありますとか、非常用発電機とか、そうした部分については、浸水以上のところ、2階とか3階の場所に設置をいたしまして、浸水しても大丈夫なような場所に設置をしたいということでございます。

もう一つ、建物自体についても、鉄筋コンクリートR C構造といたしまして、扉などについては開口部を防水扉止水板などを設置して、建物内に浸水がしにくいような構造として、災害に強い施設としたいというふうに考えておるところでございます。

また、周辺の道路につきましてでございますけれども、道路高を上げるというようなことは、なかなか難しいというふうに考えております。

しかしながら、やはり周辺道路の冠水による搬入業務への影響や問題については、搬入道の確保という点について、施設の浸水対策とともに大変重要なものと考えておるところです。この辺については、再度、浸水の具合とかを再検証させていただきまして、搬入方法とか、先ほど申し上げましたけれども、搬入ルートについて、どういうふうなルートがいいのかとかというものについては、考えさせていただきたいと。

7月の豪雨によりますと、衛生処理場線が一部浸水をして、バイパスの真木町のほうでも浸水が1日ぐらいあったということでございます。

だから、浸水中の搬入というのは、当然難しいと思いますけれども、どれぐらいで浸水が改善するのか、そうした部分についても今後調査をさせていただきまして、その時間と合わせたところで、非常時の搬入計画等についても十分に検討して、そうした対策をとっていきたいと考えております。

そうしたことを旭区長会のほうでもお話をさせていただきまして、御理解をいただければというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

今、御説明いただいたように、旭地区の区長会、要望された方に対しては、要望書、返答書という形式じゃなくて、我々委員会にもいただいたような詳しい説明をして、その方針への理解を示していただけるような説明を行っていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

中川原豊志委員長

私からばってんさ、もう絶対、移転はできんとね。

移転ということは、無理なんですか。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

先ほども申し上げましたが、これにつきましては、当初、平成26年からいろいろ検討をしております。

そうした中で、1市2町での協議の過程及び今回2市3町でというふうなことで協議をしていくとともに、やはり地元の住民の皆様にも、そうしたことで現在まで話をできておりますし、今も話をさせていただいております。

平成30年 9 月 19 日（水）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	詫間 聡
健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長	小柳 秀和
社会福祉課長補佐兼地域福祉係長	庄山 裕一
健康福祉みらい部次長兼こども育成課長	石橋 沢預
健康増進課長兼保健センター所長	坂井 浩子
健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐	名和 麻美
健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長	白山 淳子
健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長	松隈 由美
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長	古賀 達也
スポーツ振興課スポーツ振興係長	時田 丈司

市民環境部長	橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民協働推進課長補佐兼男女参画国際交流係長	下川 有美
市民課長	村山 一成
国保年金課長	古賀 友子
税務課長	青木 博美
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

陳 情

陳 情第6号 地元商工業者への優先発注に関する要望書

陳 情第7号 次期ごみ処理施設の建設予定地に関して

〔協議〕

議案審査

議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

議案乙第18号 平成30年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案乙第19号 平成30年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案甲第22号 鳥栖市税条例等の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

報 告（健康福祉みらい部社会福祉課、健康増進課、市民環境部市民協働推進課、環境対策課）

鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針（改訂）の概要について

鳥栖市自殺対策計画策定の概要について

第2次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針＜後期方針＞策定の概要について

鳥栖市災害廃棄物処理計画策定の概要について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

執行部の対応状況の聞き取り調査と委員間での協議を行なった。

聞き取り調査の中で、次期ごみ処理施設建設事業に関しては、事業主体が佐賀県東部環境施設組合であり、設計、建設から管理運営までを一括発注するＤＢＯ方式が予定されているが、同組合に対し、地域の産業振興という観点で地元商工業者への発注についての配慮を要望していくとのこと。

（仮称）健康スポーツセンター建設事業に関しては、建設工事、機械設備工事、電気設備工事などの予定していた工事を、共同企業体を含めて、地元企業への発注を検討していたとのこと。

当委員会としては、今後も継続して地元商工業者への優先発注に関して注視していくことを確認し、陳情の趣旨のとおり、今後行われる大型事業等に関しても、地域の産業振興と業者育成の観点から、市執行部に対しては、可能な限りの地元発注と適時議会への報告を行うことを要望した。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

このような形で協議結果をまとめておりますが、皆さんのほうから御意見等ございましたら、お受けしたいと思います。

成富牧男委員

恥ずかしながら、６月定例会だったんですね。

わかりました。

質問なんですけれども、下から２行目の行、「可能な限りの地元発注を」の後の、「適時」じゃなくて「適宜」じゃないかなと思うんですけど。

これは、後から確認していただければ。

以上です。

中川原豊志委員長

「適時」と「適宜」という言葉の使い方についてでございますけれども、その辺は、ちょっと確認だけ、後で。

そのほかのことについて。

今回の陳情については、商工会議所のほうから、今後予想される鳥栖市の大型プロジェクトに関して、地元の業者への発注を優先してほしいという要望だったと思いますので、ここで書いてあるのは、今後の予想される大型事業についての考え方を書いてもらっております。（「これ、健康スポーツセンターとか、要らんじゃないと」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員

（仮称）健康スポーツセンター建設事業に関しては、じゃあもう、この文章は、要らないと思うんですが。

特に、地元商工業者は、今後の大型事業にぜひ発注をとということやけん、もうここ省いていいっちゃないと。

中川原豊志委員長

という御意見もございますが、ちょっと休憩します。

午前10時55分休憩



午前11時7分開議

中川原豊志委員長

再開します。

先ほど、藤田議員のほうから、(仮称)健康スポーツセンターについては、載せなくてもいいんじゃないかという御提案があり、皆さんで協議をいたしました。

今回、(仮称)健康スポーツセンターについては割愛させていただくというふうな形の文面の整理をしておりますので、文面の確認をいたします。

副委員長、再度協議の結果のところの確認をお願いします。

樋口伸一郎副委員長

では、協議結果のところを読み上げます。

当委員会では、陳情書にある要望内容に関して市執行部の対応状況の聞き取り調査と委員間での協議を行った。

聞き取り調査のなかで、当厚生常任委員会所管である次期ごみ処理施設建設事業に関しては、事業主体が佐賀県東部環境施設組合、建設から管理運営までを一括発注するＤＢＯ方式が予定されているが、同組合に対し、地域の産業振興という観点で、地元商工業者への発注についての配慮を要望していくとのこと。

当委員会としては、今後も継続して地元商工業者への優先発注に関して注視していくことを確認し、陳情の趣旨のとおり、今後行われる大型事業等においても、地域の産業振興と業者育成の観点から、市執行部に対しては、可能な限りの地元発注と、適宜議会への報告を行う

十分な連絡、調整を図り、周辺地区の住民の皆様に極力、影響が出ないよう対応に努めたい。

- ・搬入道路の整備については、市道轟木・衛生処理場線は現在道路改良事業に着手しており一層の推進を図っていききたい。

また、県道中原・鳥栖線については、現在下野交差点までの整備が進められており、今後とも道路改良の整備促進及び下野交差点以西の道路整備の早期事業化について県への一層の要望活動を進めていききたい。

2. 隣接地域への対応

- ・市外の次期ごみ処理施設隣接地域については、一部の住民の皆様の不信感やご不安を払しょくするため、今後も、引き続き十分な対話を重ね、丁寧な説明を行うよう努めていききたい。

3. 豪雨等による洪水への対応

- ・浸水対策として、施設の設備・機器の浸水水位以上の配置、建物内に浸水しにくい構造による建設等を行い、また、搬入道路への対応については、非常時における搬入方法等について佐賀県東部環境施設組合及び構成市町で十分対策を検討していききたい。

なお、災害対応の面からも道路整備について一層の推進を図っていききたい。

当委員会としては、旭地区区長会の要望に関し、他地区への変更の可否も含め、上記3項目の取り扱いについて十分な説明を受け、これらの課題解消のため努力することを強く進言し、対応を図るよう要請したところである。

なお、対応状況について適宜報告することについてもあわせて要請した。

また、施設周辺道路の整備促進について、市と市議会が連携し取り組んでいくことを確認した。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

以上のような形で文面をまとめております。

これにつきまして御意見とか、また、いろんな要望等ございましたら、お受けいたします。

藤田昌隆委員

どうもやっぱり、さっきの「構成自治体」の、このイントロの分は、この場所に決まったのは、まず、鳥栖市に決まったのは、これ、順番やね。

それから、2番目に、当初、5カ所候補地を挙げて、その中で、その土地、今の土地が市の財産である、要するに、よその土地を買う予算、経費が非常に安くて済む。

それから、3番目に、前あった焼却場を壊すのに3億円やったかな、かかる。

しかし、あそこにすれば、国から補助金が出るということよね。だから、あそこに決まっ

だから、この文面からいくと、もう少し変える必要があるんじゃないかなっち。

中川原豊志委員長

ちょっと、休憩します。

午前11時15分休憩

~~~~~

午後 1 時 19 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

先ほど、藤田議員のほうから、鳥栖市にごみ処理場が設置されると、建設されるということに対しての詳しい流れを記入したらどうかという提案がございまして、今、執行部のほうから修正案が出ておりますんで、これについて再度協議をさせていただきます。

御意見がございませんでしたら、再度、協議の結果のところ、副委員長のほうで読み上げますので、確認してください。

副委員長、お願いします。

桶口伸一郎副委員長

それでは、陳情第7号要望書の協議結果についてを読み上げます。

当委員会では、市執行部局の本陳情に関する対応方針の聞き取り調査を行った。

次期ごみ処理施設建設予定地については、鳥栖市に設置することが適当であるとの構成団体による合意がなされ、建設に要する時間や費用の面などを考慮し、市内の公有地及び準公有地の中から5つの候補地を絞り込み、環境条件、経済条件などの20の評価項目による評価を行い、真木町衛生処理場敷地を選定したもので、選定後は地元真木町をはじめ周辺町区等で説明会を開催してきたところであり、今後も引き続き現計画を進めながら、施設の必要性や安全性等について、事業主体である佐賀県東部環境施設組合とともに、旭地区区長会の皆

様をはじめ市民の皆様に丁寧な説明を行うよう努めていきたいとのことである。

その上で、本陳情にある施設の他地区への変更要望の理由に対する市の考え方については、以下のとおりである。

1. 構成自治体が1市2町から2市3町に変更されたことに伴う搬入車両増加と道路整備について

・次期ごみ処理施設付近の車両増加数は年平均279台／7時～19時となり、交通量の増加は出入りで550台余りを見込んでおり、車両の増加率は約4.8%と想定しているが、関係機関と十分な連絡、調整を図り、周辺地区の住民の皆様に極力、影響が出ないよう対応に努めたい。

・搬入道路の整備については、市道轟木・衛生処理場線は現在道路改良事業に着手しており一層の推進を図ってきたい。

また、県道中原鳥栖線については、現在下野交差点までの整備が進められており、今後道路改良の整備促進及び下野交差点以西の道路整備の早期事業化について県への一層の要望活動を進めていきたい。

2. 隣接地域への対応について

・市外の次期ごみ処理施設隣接地域については、今後も引き続き十分な対話を重ね、丁寧な説明を行うよう努めていきたい。

3. 豪雨等による洪水への対応について

・浸水対策として、施設の設備・機器の浸水水位以上の配置、建物内に浸水しにくい構造による建設等を行い、また、搬入道路への対応については、非常時における搬入方法等について佐賀県東部環境施設組合及び構成市町で十分対策を検討していきたい。

なお、災害対応の面からも道路整備について一層の推進を図ってきたい。

当委員会としては、旭地区区長会の要望に関し、他地区への変更の可否も含め、上記3項目の取り扱いについて十分な説明を受け、これらの課題解消のため努力することを強く進言し、対応を図るよう要請したところである。

なお、対応状況について適宜報告することについてもあわせて要請した。

また、施設周辺道路の整備促進について、市と市議会が陳情や要望活動等を連携し取り組んでいくことを確認した。

**中川原豊志委員長**

ありがとうございます。

今、新たな協議結果について読み上げていただきましたが、この内容でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、異議なしということで、この内容をもって、陳情7号については、議長のほうに送

以上で、陳情の協議を終わります。

– 76 –

~~~~~

中川原豊志委員長

よろしいですか。

ほかに、総括的にございましたらお受けいたしますが。

よろしいですか。

では、総括を終わります。

~~~~~

## 採 決

中川原豊志委員長

これより、採決を行います。

~~~~~

議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）

中川原豊志委員長

議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当厚生常任委員会付託分について、採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案乙第17号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第3号）中、当厚生常任委員会委員付託分につきましては、原案のとおり可決することにいたしました。

~~~~~





報 告（健康福祉みらい部社会福祉課、健康増進課、市民環境部市民協働推進課、  
環境対策課）

鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針（改訂）の概要について

鳥栖市自殺対策計画策定の概要について

第2次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針＜後期方針＞策定の概要について

鳥栖市災害廃棄物処理計画策定の概要について

中川原豊志委員長

ここで、議案外ではございますが、執行部から報告を行いたいという申し入れがあつております。

まず、社会福祉課からですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

議案外ではございますが、社会福祉課からの御報告でございます。

鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針の改訂について、御説明をいたします。

改訂の趣旨といたしましては、鳥栖市人権・教育啓発基本方針の策定が平成21年3月に、行われておりまして、それから、今年度末で10年が経過することになります。この間に、社会情勢や世界的な動向が変化いたしまして、人権問題は複雑多様化している状況にあります。

これに伴いまして、平成28年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法に見られるような、人権問題に関する法律が新たに施行がなされております。

このような状況に対応いたしますことから、昨年度、佐賀県におきまして見直しが行われました佐賀県人権・教育啓発基本方針との整合を図りながら、各種人権課題の解決を目指すために、基本方針の見直しを行いたいというふうに考えております。

今後のスケジュールにつきましては、下のほうの表にもつけておりますが、先ほど申し上げました新たに施行された人権問題に関する3つの法律や、市の各種計画、佐賀県の人権教育・啓発基本方針などに留意をしながら、素案を策定いたしまして、鳥栖市人権・教育啓発推進本部会、並びに鳥栖市人権擁護審議会での協議を経まして、基本方針を改訂させていただきたいというふうに考えているところでございます。

12月には、パブリック・コメント案を市議会に報告する予定といたしておりまして、パブリック・コメントを実施し、2月にはそのパブリック・コメントを反映した最終案を検討した後に、3月に改訂を完了させたいと考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、鳥栖市人権・教育啓発に関する基本方針の改訂の概要説明とさせていただきます。

## 中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この際、御質問、御意見、御要望等あったら、承りますが。

〔発言する者なし〕

よかですか。

では、次に、健康増進課ですかね。

## 坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

資料、２ページをお願いいたします。

自殺対策計画策定の概要について御説明をいたします。

まず、１、計画策定の趣旨でございますけれども、国におきましては、2016年に自殺対策基本法が一部改正をされまして、都道府県と市町村は自殺対策計画を策定することになりました。

本市におきましては、2016年３月に、うららトス21プランの第３期計画を策定しております。この中で、心の健康の領域というところで、相談が受けられる地域づくりや、育児不安や育てにくさを感じる親への支援を取り組みといたしまして、自殺による死亡率を減少させることなどを指標に掲げております。

そこで、今回の自殺対策計画は第３期うららトス21プランの追補版として策定をすることといたしました。

この計画は、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策の取り組みを推進していくための計画でございます。

次に、計画の期間でございますが、2019年度から第３期うららトス21プランと同じく2023年度までの５年間といたしまして、評価は毎年実施をいたします。

最後に、策定スケジュールでございます。スケジュール表をごらんください。

本日までに、うららトス21プラン推進本部会議で、これは庁内の会議でございますけれども、計画の骨子案の検討をし、庁内、関係機関団体の事業照会を行っております。

現在は、自殺対策基本法に基づいて、国が推進する自殺対策の指針として定めた自殺対策大綱と、自殺対策計画の策定を支援するために作成されました地域自殺対策パッケージ及びうららトス21プランに掲げている評価項目の現状を踏まえて、素案を作成しているところでございます。

今後は、素案をうららトス21プラン推進本部と市民専門家から成る鳥栖市健康づくり推進協議会での協議、議会報告、パブリック・コメントを経て、計画を策定してまいり予定としております。

以上で説明を終わります。

**中川原豊志委員長**

ありがとうございます。

この際、お聞きしたいこと等ございましたらお受けしますが、よろしいですか。

**牧瀬昭子委員**

先ほど、育てにくさを感じる親への取り組みということでありましたけれども、具体的な対応は、何か考えていらっしゃるものがありますでしょうか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

うららトス21プランの中では、育児不安や育てにくさを感じる親への支援といたしましては、母子健康手帳の交付時に不安や悩みに対する聞き取りを行い、そのあと、産後うつにつきましては、産後うつアンケートを活用したスクリーニングを実施いたしまして、まず、ハイリスクケースの把握に努めております。

また、保健師、助産師による継続訪問ですとか、育児相談、教室での個別相談、また、関係機関との連携などによって、そういった親御さんについて、切れ目のない支援を行っているところでございます。

以上でございます。

**中川原豊志委員長**

よろしいですか。

**樋口伸一郎委員**

すいません、上のほうの行で、牧瀬委員さんのちょっと下のほうの文章で聞きたいんですけど、「本市においては」から始まって、「自殺による死亡率を減少させる」という文章があるじゃないですか。

その自殺による死亡率も減少って、それはいいことだと思うんですけど、本市において、自殺の死亡率とかがあるのかなあと思ったんで、あれば、お聞かせさせてもらえと思ったし、なければ、本市においては自殺による死亡というのはないけれども、それを維持するか書いたほうがいいのかなと。

例えば、これでいくと、もう自殺による死亡があって、それを減少させるっていうふうに受け取ったんですけど。

そこ、ちょっと、可能な範囲で教えていただければ。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

うららトス21プランを作成いたしましたときに――平成27年度に作成をしているんですけども、そのとき、策定のときの直近の数字が平成25年の数字なんですけれども、そのとき

それで、それから、（発言する者多数あり）死亡率数っていうのは、人口10万人当たりで29.6人……。 （発言する者多数あり）

ちょっと、整理をお願いします。（発言する者多数あり）  
 ちょっと、休憩しますね。

~~~~~

再開します。

樋口委員の質問に対する答弁ができましたら、お願いします。

鳥栖市における自殺者数でございますけれども、直近が平成28年でございますけれども、11人でございます。

例えばですけど、今、文章読んでいくと、内容いろいろあると思いますが、育児不安とか、そういうのも含めてですけど、文面からすると「本市において」が頭で、そこから、「死亡率を減少させる」ということで、死亡率を把握しとかないかなかなと思ったんですよ。実際、鳥栖市はどれくらいの死亡率なんですかっていったとき。実質、平成28年で11人とおっしゃったですか。

死亡率っていうのはそのくらいっていうのを把握しとった上で、それをさらに減少させるような計画になるんで。その11人の中にいろんな種類はあると思うんですけどもね。

- 83 -

1%っていない状態なので、それを減少させるという計画で理解をさせていただきます。
ということで、終わります。

藤田昌隆委員

2つ。

今、11人って言われましたけど、まず、その自殺の原因。

それと、本当、勉強不足で申しわけないんですけど、今も自殺数を減らそうということで、
いろんな相談所とか、それから、コンサルとか、そういう心のケアができる人を実際に雇っ
てやっているのか。

その2点をよろしくお願いします。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

鳥栖市におきましては、自殺者数が平成28年においては11名ということでございましたの
で、この自殺の原因、どれが一番多い、少ないというのは、簡単には定義できないところも
あるんですけれども、うららトス21プランを策定いたしましたときに、平成21年から25年ま
での自殺者の自殺の原因といたしましては、健康問題が一番多く、その次が、経済・生活問
題というふうになっておりました。

先日、警察の方に来ていただいて、自殺に関する研修会を開きましたけれども、そのお話
の中でも、佐賀県におきましては、健康問題が一番多い。

その次が、経済・生活問題。

その次が、家庭問題という状況でございました。

本市におきましては、今、各課と関係団体に、事業の照会を行っているんですけれども、
もちろん、うちだけでこの自殺対策ができるわけではございませんので、各課における、自
殺とは余り関連づけられてこなかった分野についても、自殺対策の視点が当てられるいい機
会になるということで、今、各課において見直しをしていただいているところでございます。

健康増進課におきましては、カウンセラーの先生を、今、お願いしております、月に2
回、心の問題、心の健康相談っていうのをやっておるところでございます。

それは、1日に大体2名から3名の方の相談があっているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

1番目、大きなウェートを占めるのが健康、それから経済、それから、何だっけ、3番目
が。（「家庭問題」と呼ぶ者あり）うん。

まず健康に関してよ。

例えば、もう私はがんですと。そういう中で、自殺にいく人が多いのかなと思うんですが、

そういうときには、例えば、病院を紹介したり、名医を紹介したり、そういう具体的なことも含めて、落とさないで、本人は、その悩みच्छゅうのは、解決しないんですよね。

その辺は、どうもされていないみたいだし。

それから、2番目の経済面。

それじゃ、例えば、非常に、年金もだんだん少なくなって、生活できんと。

高齢者夫婦で、もうあとは死ぬしかないといったときに、じゃあ市は、そういう人に関しては、もう少し金を差し上げましょうということもないんでしょう。

実際、そういうことはやられていないと思うんですけど、それで、そういうことができないなら、自殺対策とか、その人数を減らそうとか、何かおかしいような気がしますね。

いかがでしょうか、部長、お願いします。

詫間聡健康福祉みらい部長

藤田委員の質問にお答えいたします。

今回の自殺対策計画の策定の概要といたしまして、まず、目的としまして、自殺対策基本法が平成28年に施行されたということで、健康面、並びに経済面と。

今回の計画策定については、健康増進課が事務局という形になって、全庁的に取り組もうというふうな形をとっております。

その中で、例えば、先ほどの経済的な面ということになりますと、先ほど言われたように年金の関係とかが出てきますと、今後のいろんなセーフティーネットの関係、生活保護関係になると、社会福祉課のほうで担当すると。

そういったところ、全庁的に相談体制を含めた後での健康増進計画であるうららトス21プランということで計画を策定し、今後の対応をやっていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

本当、立派な答弁で、ありがとうございます。

私が言いたいのは、実際に、すぐ手を差し伸べて引き上げられるならいいんですけど、自殺まで追い込まれているんやったら、これは相当深いんですよね。深いと思う、自分の命を絶つわけですから。

例えば、もう精神的に完全におかしくなって自殺するっていうのは、これはもうしょうがない部分もあると思うんですが、しかし、本当に手を差し伸べたとき、助けてくれと言ったときに、本当の援助ができなかったら、私としては、こういう自殺者を減らすとか、そういう数値目標を出すかどうか知りませんが、何かおこがましいような気がして、そういう感

じで受けましたので。

このプラン、どういうプランで出てくるか、ぜひ楽しみにしておきます。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

成富牧男委員

手短に。

これ、9月に素案作成、いつごろできるんですか。

それば見てからいろいろ言わんといかんような感じがするんで。（「何ば言いよっと」と呼ぶ者あり）

9月って書いてあるけん。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

素案は、今、作成をしている途中でございます、今度、10月に第1回目の健康づくり推進協議会を予定しておりますので、そこで素案を1回おろしたいと思っておりますので、大体、健康増進課内では、今月中に作成をする予定にしております。

成富牧男委員

これは要望ですけど、せっかく意欲満々で、私たちも勉強したけん、もし可能やったら、12月議会を待たずに、計画、素案ができた段階で、それはあくまで素案でしょうから、最終稿ではないっていう前提で、見せてもらえたらなと。

そうしたほうが、もう少し効率的な議論ができるのかなと思いますけど。

要望。

中川原豊志委員長

要望でございます。

よろしいですか。

何か報告できますか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

健康増進課内では9月内に作成をいたしますが、それを、まず健康づくり推進協議会と推進本部会議に上げまして、そこで協議をしていただいたものを、素案として提出したいと思います。

成富牧男委員

そのままスケジュールを見ていたので、そうなるちょっと……、今の説明でわかりました。

それを、素案の段階で見せていただいてから、そのときにまた議論をさせていただきたい
なと思います。

例えば、上に「こころの健康の領域の中で」とかいろいろ書いてあるですたいね。

そいけん、そこら辺、読まんとうわからん。

以上です、終わります。

牧瀬昭子委員

ぜひ、素案の中に入れていただきたいなということがありまして、ちょっと提案をさせて
ください。

先日、佐賀県のほうで里親制度のことの勉強会がありまして、行ってまいりましたが、里
親をふやすっていう鳥栖市での取り組みっていうのをしていただけることで、産後うつの方
が、少しの間だけでもケアができるのではないかというふうに思います。

あと、ぜひ産後うつに関する研修会を課内でもしていただければなと思います。実体験を
持たれた方が、鳥栖市内、かなりおられますので、ぜひ実体験を踏まえたところで、お話し
会など、研修をしていただきたいなと思っております。

よろしくお願いいたします。

中川原豊志委員長

では、次に市民協働推進課からの報告をお願いします。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

それでは、市民協働推進課のほうから報告をさせていただきます。

厚生常任委員会委員資料の04. 議案外参考資料、市民環境部をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

第2次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針＜後期方針＞策定の概要について、御報告
をいたします。

まず、趣旨でございますが、本市は、互いに理解し合い、暮らしやすいまちの実現を目指
すために、平成26年度に第2次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針を策定いたしました。

この方針期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間で、今年、平成30年度で5年間
が経過することから、今回、見直しを行い、平成31年度からの5年間の方針を策定すること
といたしております。

今回の見直しは、これまでの基本方針、基本方向及び基本目標を引き継ぎながら、市内に
居住する日本人、また、外国人への意識調査、そして、鳥栖市の外国人の現状や、前期5年
間の主要施策の取り組み内容等を検証いたしまして、その結果を踏まえ、また、国や県の制
度変更及び社会情勢の変化等を踏まえて策定してまいります。

続いて策定のスケジュールでございますが、本年9月——ちょうど今でございますけれども——市内に居住する日本人及び外国人約600人を対象とした市民意識調査を行っておりまして、また、この後、関係団体等への聞き取りなどを行い、この結果を踏まえまして、方針の素案を策定いたします。

その後、国際交流基本方針策定委員会を経て、方針の素案を策定することといたしております。

また、12月には、この素案について、議会のほうへ御説明をさせていただく予定でございます。

その後、1月にパブリック・コメントの手続を経まして、3月には後期方針の策定を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この際、お聞きしたいことがございましたら、お受けしますが。

樋口伸一郎委員

ちょっと、全体のことになるかもしれないですけども、この一番下の2ページ、3ページのロードマップच्छゅうか、今からスケジュールについて問いますけど、さっき成富委員からも質問があったと思うんですけど、横断的に絡みますけど、これ、12月に大体全ての計画が市議会説明だったり、報告であったりっていう、大体12月をめどに進めてこられるようになっていきますよね、これも含め、全てが。

それで、それぞれ、方針の素案作成っていうところがあった後に、例えば、鳥栖市国際交流基本方針策定委員会であったり、鳥栖市環境基本計画推進会議であったり、さっきも何とかかんとか委員会っていうのがあって、一旦素案ができたら、そうした会議の場っていうところにお諮りをした後に市議会、12月ってなっているんですね。

全部、大体同じですね。

これが、12月市議会説明の後に、議会への報告も兼ねた後に、今度、パブリック・コメントを実施しますよね。

パブリック・コメントの実施とか意見集約に関しては、その後にまた、それぞれの策定委員会とかの何とか委員会を設けますよね。

その前に入っていますよね、パブリック・コメント、全部。これも一緒ですよ、同じパターンだと思うんですけど。

さっき成富委員が言われた、議会の報告で、あと効率的な協議の場っていうところを考え

たら、例えば、今でいうと10月に方針素案作成があった後に、基本方針策定委員会とかに諮る前に、素案を見せていただきたいということじゃないのかなと思うんですよ。

むしろ、どっちかちゅうと、パブリック・コメントのような入れ方で、できたら素案を議会のほうにも、出せる範囲で出していただきたいということじゃないのかなと思っているんですよ。

ですから、ちょっと問いますけど、例えば、推進会議等の委員会の場に出す前の素案っていうのを、一旦議会のほうとかにも示されることっていうのは、難しいんですか。

例えば、先に基本方針策定委員会とかに出して、そこでもう策定されたものをここに、また議会への説明であったりっていう流れですけど、その順番が後先になるっていうのは難しいことなんですか。

パブリック・コメントでいえば、意見集約は次の推進会議等の前にありますよね。

でも、最初は10月の素案作成の後に、まずはそうした会議の場に諮って、そのあと議会の説明ということになっていきますけど、例えば、素案ができた時点で、まだその会議の場には諮っていないですけど、一応、議会の意見を聞くとかっていう場を設けるのは難しいのかなっていうふうにはちょっと考えたんですけど。

中川原豊志委員長

樋口議員の質問については、次の環境対策課も終わってから、どっちかの部長で総括的に説明をしてください。今までの4つ、全部同じような流れですんで。もうそれ、一つ一つ聞きよったら、あれなんで。（「まとめて」と呼ぶ者あり）

まとめてください。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、次に、環境対策課の報告をお願いします。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

鳥栖市災害廃棄物処理計画策定の概要についてということで御説明を申し上げます。

近年、地震や豪雨によりまして、災害が発生しておりまして、そのとき、一時的に大量に発生する災害廃棄物の処理が自治体の大きな課題となっております。

こうしたことから、国におきましては、災害廃棄物対策指針を作成しておりまして、自治体にそうした災害廃棄物処理計画の策定をするよう求めています。

その中で、佐賀県におきましては、平成29年3月に策定がされておるといような状況になっております。

本市におきましては、現在、一般廃棄物処理基本計画の中において、災害廃棄物の処理に

関する基本的事項を定めておりますが、地震や豪雨といった、今後発生が予測される災害に備え、万が一災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に廃棄物を処理し、速やかな復旧・復興を進めるために、今回、災害廃棄物の処理に特化した計画を個別に策定するものでございます。

策定のスケジュールといたしましては、これ、昨年度でございますけれども、国の地方自治体の災害廃棄物処理計画を策定する支援をするための国のモデル事業というのがありまして、それに私ども鳥栖市と、あと佐賀県東部地区の２市３町と一緒に申請をいたしまして、モデル事業として、佐賀県や本市の防災計画等の各資料を参考にいたしまして、基本的事項について整理を行っております。

これに基づきまして、本年度は、11月中旬をめどに計画案を策定いたしまして、12月議会で説明後、１月にパブリック・コメントを実施するようにしております。

２月には意見集約を行いまして、鳥栖市環境基本計画推進会議——庁内会議でございますけれども、その中で承認を経て、来年３月に災害廃棄物処理計画を策定するというふうな予定をしておるところでございます。

また、この計画につきましては、現在、次期ごみ処理施設の建設をしておりますけれども、国の循環型社会推進交付金の要件にもなっておることから、これについては、２市３町同時に策定をしていくというふうなことでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この際、確認したいことがございましたら、スケジュール以外で、御意見を申し上げます。

藤田昌隆委員

ごめん、ごみ収集とか、この前、建設業界と市は、災害協定は結んでないということやけど、災害廃棄物ですから、本当は、建設業者と、それから、ごみ収集、そういう、ごみを処理するところと協定を、もう結んでいるのかな。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

佐賀県におきましては、佐賀県の災害廃棄物協会というのがございますので、そちらのほうと協定を結んでおりまして、災害が発生した場合には、そちらのほうにお願いして、処理をしていただくような協定はございます。

藤田昌隆委員

検討はしているけど、市内業者とはしていないということかな。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

災害廃棄物協会っていう中には、鳥栖市内の産廃業者さんのほうも加盟しておりまして、そうした中で、個別に、鳥栖市とその産廃協会のほうで災害協定を結んでおります。

以上です。

藤田昌隆委員

いや、せっかくモデル事業に採択されたら、それなりの、きちんと結果を出さないかんでしょうから、その辺の、じゃあ例えば、県と協定を結んどっても、業者によっては、全部がその協会の中に入っとるかどうかの確認もして、きちんと鳥栖市において、何かあった場合には、きちんと動くような、仕組みのチェックをぜひお願いします。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、先ほどの樋口委員からの御質問にあります、今後のスケジュールについて、市の見解を。

橋本有功市民環境部長

方針の素案の作成という部分につきましては、このスケジュールに書いております、この段階からつくり始めるというところで、そういう素案を、どの計画もそうなんですけれども、全庁的にまたがりますので、各課の意見とか、取り組み内容とかを整理した上で、計画案になってくると。

それが11月とか12月初めにまでかかるという形になりますんで、それを受けて、計画案ができた段階で、市民の皆様にご公表いたしますパブリック・コメントの前に、市議会議員の皆様にご説明を申し上げます。

その中で、議員の皆様からは、いろいろな御意見も出てくるとおもいますが、それらも課題の中に入れながら、パブコメでまた市民の皆様方から御意見があれば、それに対する考え方なり、修正が必要な場合は、修正を行って、3月の最終的な計画の策定というふうな形になっております。

ですから、我々としても、当然、議員の皆様方がどのようなお考えをお持ちになるのかという部分については、以前から、計画をどの段階で議会へ御説明するのかということについては、議論もございまして、現在のような、パブコメ前にお話をさせていただくという形に整理されているというふうに理解しております。

まだ、今から素案をたたいていって、庁内の意見をまとめて、計画案にするという段階でございまして、そこを御理解いただければと思います。

以上です。

詫間聡健康福祉みらい部長

私のほうからは、ちょっと補足的な説明になりますけれども、人権教育・啓発に関する基本方針の中に詳細なスケジュールを上げております。

まず、改訂案の見直しということで、第1回の人権教育・啓発推進本部会作業部会、これが各部課の中での担当者レベルでの会議になります。

それを踏まえまして、推進本部会議及び幹事会とありますけれども、幹事会のほうで担当課長との会議を行い、その後、全庁的な分での推進本部会議というふうなスケジュールになります。

ですから、これでいきますと、10月中に、もう下旬の中で、3つの会議を行って、それぞれ素案をたたいていく、そういう中での人権擁護審議会、11月上旬に策定いたしまして、それをもとに12月議会報告と。

そして、パブリック・コメントを踏まえて、同じようにまた2月に作業部会、推進本部会議等を踏まえまして、人権擁護審議会と。

こういったタイトなスケジュールになっていることがございまして、例えば、社会福祉課でいいますと、いろんな障害福祉計画なり、高齢者福祉計画、子ども・子育てとか、各種計画がございます。

全てこのような計画になっておりますので、そういうふうな取り決めということで、こういった計画、基本方針については、こういったスケジュールでやっているということでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。わかりました。

ちょっと、ずっと前の答弁に、さっき、9月でしたっけ、9月中か10月中には大体でき上がりますみたいな答弁が少しあったので、それをぱっと解釈すれば、その時点で、素案のたたき台みたいなのができた上で、策定委員会とかに臨むのかなとちょっと思っていたので、お尋ねばさせてもらいました。

現実的には、今、両部長おっしゃられたように、進めてくる過程で、やっぱり11月、12月になってくるということは理解できました。

ただ、こう見ていくと、このパブリック・コメントの実施、意見集約っていうのがあるんですけど、この議会報告とか議会説明っていうのが、大体同じ日に、一括で全部ござってあって、むしろ意見集約の場ではなく、本当に報告を受ける場とか、説明を受ける場で議論っ

ていうか、意見等を交わす場ではなくて、本当に受ける側の状態になっているのが現状かなと思っているんですよ。

多分、同じ日に一気に各担当課からそれぞればあつと説明して、もう、時間に追われながらって言ったらいかんですけども、それぞれ時間で、もうこの辺で、次の課、次の課っていう状態になるんで。

できたら、これはもう、要望というか意見でとどめますけど、パブリック・コメントは実施、それで、意見集約ってあるじゃないですか、その後にまた策定委員会等があつて、最終的な案を見直すとかいうところもあると思うんで、市議会としては、市議会のほうからの意見を出させていただくような場もあればいいかなっていうふうに思うんですよ。

となれば、同じに日に一括とかじゃなくて、多分今、現実的な流れで御説明いただいたんですけど、その計画の素案が同じ日に全ての課が同時にはできないと思うんですよ。ずれて、例えば、ここの課は先にできまして、ここの課はその後できましたっていう、順番がそれぞれ違ってくると思うんで、できた時点で、まず、担当の委員会とかでもいいんで、お示しをいただけると、少し意見を出す時間もできるんじゃないかなと思ったので、これは意見にとどめて、質問を終わります。

成富牧男委員

今回も何本も出ておりますが、ちょっと私、今、頭に残っているだけでいいんですけど、パブリック・コメントの実施、意見集約をして、その素案の段階から変わったと、パブリック・コメントによって、ああ、そうだなと思って、変わったっていうのはありますか。

いや、これ、何で聞くかっていうと、ほとんどもう、紋切り型、そんな感じの、このままいきますという前提の答えが、まさにアリバイ的にこのパブリック・コメントを使ってあるみたいな感じがしてならないんですけど。

いや、そぎゃんとじゃないですよちゅうとがあれば。

もう記憶になければいいです。

何か、ほとんどそのまま、無傷のままいきよるみたいな感じがしてならないんで。

中川原豊志委員長

答弁は部長……。〔記憶にないなら、ないでいいですよ〕と呼ぶ者あり〕

ちょっと休憩しますか。

休憩します。

午後 2 時 23 分休憩

平成30年10月 1 日 （月）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 小柳 秀和

社会福祉課参事 武富美津子

社会福祉課長補佐兼地域福祉係長 庄山 裕一

社会福祉課高齢者福祉係長 佐藤 直美

社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 高島 香織

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課長補佐兼子育て支援係長 林 康司

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保みゆり

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐 名和 麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

文化芸術振興課長 松隈 義和

文化芸術振興課文化芸術振興係長兼市民課係長 大石 昌平

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 古賀 達也

スポーツ振興課スポーツ振興係長 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市 民 課 長	村山 一成
国 保 年 金 課 長	古賀 友子
税 務 課 長	青木 博美
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

午前11時14分

開議

中川原豊志委員長

今日の厚生常任委員会を開きます。

本日より、平成29年度の決算審査に入ります。

[illegible]

審査日程の決定、その他

中川原豊志委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託議案につきましては、決算認定関連、３件でございます。

審査日程につきましては、本日10月1日は健康福祉みらい部、議案乙第25号の審査を行い、あす2日には市民環境部の審査、議案乙第25号、26号及び27号の審査。

3日は予備日としております。

ただし、日程の関係で変更することもございます。

4日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思っておりますが、現地視察については、後ほど副委員長のほうから御説明をいたします。

審査日程につきましては、以上のとおりと決したいと思います、よろしいでしょうか。

成富牧男委員

参考までに、前年度は何日間かかったんですか。

詫間聡健康福祉みらい部長

前年度は、委員会の開始が10時からとなっておりました関係上、健康福祉みらい部が1日、市民環境部が1日というふうな日程でございました。

成富牧男委員

わかりました。

中川原豊志委員長

本日が11時過ぎからですんで、場合によっては、変更があるかもしれませんので、御了承

続きまして、副委員長から現地視察について御説明をお願いします。

おはようございます。

今のところ、現地視察は特に申し出があっておりませんが、あすの終わりまでに、私まで申し出ていただければと思います。

中川原豊志委員長

今のところ、現地視察、申し出はあっておりませんが、きょう、あすの審査を通じて、あす終了までに現地視察の要望がありましたらお願いいたしますということでございます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

~~~~~

午前11時21分開議

中川原豊志委員長

では、再開します。

審査に入ります前に、健康福祉みらい部長から挨拶の申し出がっておりますので、まず、それをお受けいたしたいと思います。

詫間聡健康福祉みらい部長

健康福祉みらい部は、社会福祉課、こども育成課、健康増進課、文化芸術振興課とスポーツ振興課の5課で構成されているところでございます。

この5課におきましては、高齢者や障害者、児童、生活困窮者などの福祉に関する業務、子育て支援に関する業務、健康づくりに関する業務、文化芸術に関する業務、スポーツに関する業務など、日常生活にかかわりの深い業務の執行に当たっております。

平成29年度の決算につきましては、歳入では、保育所保育料、体育施設等各種使用料、各

また、歳出につきましては、114億7,032万420円でございます。一般会計全体、256億217万2,192円に占める割合は44.8%となっております。

以上、決算の概要について簡単に申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

中川原豊志委員長

~~~~~

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

執行部の説明をお願いします。

款13分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金でございますが、この主なものとしたしましては、老人保護措置費負担金でございます。養護老人ホームに措置された方が納めます負担金でございます。

– 101 –

続きまして、節2 児童福祉費負担金のうち、保育所保育料につきましては、市内17カ所の公立、私立認可保育所及び市外の私立認可保育所に通う園児の保護者が支払う保育料でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、款14使用料及び手数料、項1 使用料、目2 民生使用料、節1 社会福祉使用料でございます。

主なものといたしましては、地域活動支援センター及び鳥栖・三養基地区総合相談支援センターをそれぞれNPO法人が使用しておりますので、その使用料。

また、老人福祉センター使用料などがございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

目3 衛生使用料、節1 保健衛生使用料のうち、休日救急医療センター使用料につきましては、休日救急医療センターの診療報酬と窓口での受診者の自己負担分でございます。

松隈義和文化芸術振興課長

続きまして、53、54ページをお願いいたします。

目5 教育使用料、節1 社会教育使用料のうち、市民文化会館使用料及び定住・交流センター使用料につきましては、ホールや会議室等の諸室使用料でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

節2 保健体育使用料につきましては、株式会社サガン・ドリームのスタジアム事務所使用料、それから、スタジアムの常設看板やピッチ看板等のスタジアム広告物等特別使用料及びスタジアムを初めといたします18施設の体育施設使用料でございます。

以上でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、55、56ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節1 社会福祉費国庫負担金でございます。

国民健康保険基盤安定負担金は、低所得者に対する国民健康保険料軽減分を国、県で負担することにより、国保基盤を安定化させるもので、国の負担率は2分の1となっております。

その下の特別障害者手当等給付費負担金は、心身に重度の障害があるために日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者、障害児に対しまして支給しております手当の国庫負担分で、国の負担率は4分の3でございます。

障害者自立支援給付費負担金は、障害者の介護及び訓練等給付費、療育介護医療費、装具費などの給付に対する国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。

障害者自立支援医療費負担金は、身体障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。

障害児施設措置費負担金は、障害児の通所相談支援等のサービス給付に係る国の負担分で、国の負担率は2分の1でございます。

以上です。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2 児童福祉費国庫負担金のうち、主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所の運営費に対する国庫負担金で、国の負担率は2分の1となっております。

2行目の児童扶養手当費負担金につきましては、18歳までの児童を養育しているひとり親家庭に支給する児童扶養手当の国庫負担金で、国の負担率は3分の1でございます。

児童手当費負担金は、中学生までの児童を養育している方に次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として支給される児童手当の国庫負担金でございます。国の負担割合は3分の2でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、節3 生活保護費国庫負担金のうち、生活保護費負担金につきましては、生活扶助、医療費扶助等に伴います国の負担金で、国の負担率は4分の3でございます。

次の自立相談支援事業費負担金は、生活困窮者に対する就労相談支援や、住宅確保のための給付業務等に対する国の負担で、国の負担率は4分の3でございます。

続きまして、57ページ、58ページをお願いいたします。

項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費国庫補助金のうち、主なものといたしましては、臨時福祉給付金給付事業費補助金は、消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して制度的な対応を行うまでの間、暫定的、臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給する事業の実施に伴います国の負担金で、補助率は10分の10でございます。

地域生活支援事業補助金は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人がその能力や適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むためのサービスを提供する事業の実施に対する補助金で、国の補助率は2分の1以内となっております。

そして、一番下の地域介護福祉空間整備推進交付金は、既存施設のスプリンクラー設備等整備事業及び防犯対策強化事業に係る補助金で、補助率は10分の10となっております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2 児童福祉費国庫補助金のうち、母子家庭自立支援事業補助金につしまし

ては、ひとり親家庭の父または母が資格取得のため2年以上資格養成機関で修業する場合に、修行期間中の生活費、入学金等の負担軽減を目的とした給付金支給事業に対する国庫補助金でございます。補助率は、4分の3となっております。

子ども・子育て支援交付金につきましては、認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業などの特別保育事業に対する国庫補助金でございます。補助率は3分の1となっております。

2行飛びまして一番下の行、保育所等整備交付金につきましては、幼稚園から認定こども園への移行のため、園舎建てかえを行った私立幼稚園2カ園分の保育所部分の施設整備費補助事業に係る国庫補助金でございます。補助率は、12分の8となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

その3段下でございます。

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金のうち、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金は、子宮がん・検診乳がん検診の無料クーポン券事業にかかる費用、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診のコール・リコールに対する補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

以上です。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、次のページ、59、60ページをお願いします。

目5教育費国庫補助金、節1教育総務費国庫補助金の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、私立幼稚園に在籍する園児の保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るものでございます。補助率は3分の1以内となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

一番下の段でございます。

項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金のアスベスト健康調査委託金は、石綿暴露者の健康管理に係る試行調査に対する委託金でございます。この事業は、環境省からの委託を受けて、指定医療機関において胸部のCT検査を行うものでございます。

以上です。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、61ページ、62ページをお願いいたします。

款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金のうち、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険料軽減分に対する県の負担で、負担率は、保険者支援分が4分の1、保険税軽減分が4分の3となっております。

障害者自立支援給付費、障害者自立支援医療費、障害児施設措置費につきましては、国庫補助金のところでも述べましたように、それぞれの費用に係る県の負担割合に伴うもので、県の負担率はいずれも4分の1となっております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、その下の段、節2児童福祉費県負担金のうち、施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所の運営費に係る県負担金で、県の負担率は4分の1となっております。

3行目の児童手当費負担金につきましては、児童手当支給事業に係る県負担分でございます。県の負担率は6分の1でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

節3生活保護費県負担金につきましては、生活保護法第73条に規定されております居住地在明らかなでない保護者等の保護費等に要する県負担金でございます。負担率は4分の1でございます。

次に、項2県負担金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金につきましては、民生委員・児童委員活動費等交付金につきましては、民生委員・児童委員の活動に対する交付金でございます。

1つ飛ばしまして、重度心身障害者医療助成事業費補助金は、重度心身障害者の医療費助成に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。

地域生活支援事業補助金は、障害者が自立した日常生活を送るためのサービス提供に係る補助金で、県の補助率は4分の1以内となっております。

次に、63ページ、64ページ、一番上の地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金は、地域密着型サービス、施設等の整備助成等事業に係る補助金で、補助率は10分の10となっております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2児童福祉費県補助金のうち、ひとり親家庭等医療費補助金は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成する事業の県補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯に対する医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県補助金でございます。補助率は2分の1となっております。

保育対策総合支援事業費補助金は、市が実施する保育補助者雇上強化事業と認可外保育園施設の保育士等の健康診断にかかる費用への補助事業に対する県補助金でございます。補助

率は、それぞれ 8 分の 7 と 3 分の 2 でございます。

1 行飛びまして、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業などの特別保育事業に対する県補助金でございます。補助率は 3 分の 1 でございます。

1 行飛びまして、安心子ども基金特別対策事業費補助金につきましては、平成29年度中に、認定子ども園への移行に伴う施設整備を行った 2 カ園の私立幼稚園の幼稚園部分に係る施設整備補助金でございます。

補助率は 2 分の 1 でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

目 3 衛生費県補助金、節 1 保健衛生費県補助金のうち、健康増進事業費補助金は、健康教育、健康相談や健康診査、訪問指導に対する補助金でございます。補助率は 3 分の 2 でございます。

以上でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

少し飛びまして、71ページ、72ページをお願いいたします。

款18寄附金、項 1 寄附金、目 2 教育費寄附金、節 2 保健体育総務費寄附金につきましては、スタジアム塗装改修事業の設計委託に対する企業版ふるさと寄附金でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

その下の段、目 3 民生費寄附金、節 1 児童福祉費寄附金の児童福祉費寄附金につきましては、子どもの医療費に対する指定寄附 1 件分でございます。平成28年度も同じ方から同額の寄附をいただいております。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、75ページ、76ページをお願いいたします。

中ほどの款21諸収入、項 4 受託事業収入、目 1 受託事業収入、節 1 民生費受託収入のうち、地域支援事業受託料は、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険課からの受託料で、介護予防事業、包括的支援事業などを実施するものでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

節 2 衛生費受託収入の休日救急医療運営受託料につきましては、休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町の負担分でございます。人口割と均等割により算出しております。

以上でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

77ページ、78ページをお願いいたします。

項6 雑入、目4 雑入、節1 生活保護雑入につきましては、生活保護費の返還金となっております。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

節2 保健衛生雑入のうち、保健センター雑入は、保健センター及び医療福祉専門学校緑生館の占用、共用に係る電気代、消防設備保守点検委託料、電気工作物保安管理業務委託料等の緑生館の負担分でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

79ページ、80ページをお願いいたします。

中ほど、節4 雑入のうち、民生雑入の社会福祉課関係分でございます。障害児通園施設介護給付費は、ひかり園で実施しております療育等の介護給付費でございます。

その3つ下の高齢者福祉施設雑入は、高齢者福祉施設内の中央デイサービスセンターに係る燃料費、光熱水費の事業者負担分となっております。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

4行飛びまして、子どもの医療費雑入は、子どもの医療費助成金として支払ったもののうち、高額医療費の対象になったことによる返還金でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

81ページ、82ページをお願いいたします。

平成28年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金につきましては、広域市町村圏組合介護保険特別会計の決算によります精算に伴う市町への負担金の返還金となっております。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

次の83ページ、84ページをお願いいたします。

教育雑入のうち、スポーツ振興課の主なものにつきましては、下から6つ目にございますベストアメニティ株式会社からのスタジアムネーミングライツ料が主なものでございます。

以上でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

85ページ、86ページをお願いいたします。

款22市債、項2 市債、目1 民生債、節1 社会福祉債は、社会福祉会館空調設備改修事業に係るものでございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

節2 児童福祉債につきましては、平成29年度中に整備された認定こども園2カ園分の施設整備補助事業に伴うものでございます。

その3つ下の段、目5教育債の節3保健体育債につきましては、市民体育センター非構造部材改修事業に伴います市債の借り入れでございます。

以上をもちまして、健康福祉みらい部関係の歳入についての御説明を終わらせていただきます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

それでは、続きまして、歳出の説明に入らせていただきます。

121ページ、122ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の主なものについて申し上げます。

まず、節2給料から節4共済費につきましては、平成29年度の健康福祉みらい部長及び社会福祉課、こども育成課の職員、広域市町村圏組合派遣職員を含めました38人分の人件費となっております。

123ページ、124ページをお願いいたします。

節13委託料のうち、社会福祉会館空調設備改修工事実施設計業務委託料及び節15工事請負費、社会福祉会館空調設備改修工事費は、社会福祉会館の空調設備改修に係る経費でございます。

主要施策の成果の29ページに記載をしているところでございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金の主なものを申し上げます。

まず、下から2つ目の社会福祉協議会補助金、ふれあいのまちづくり事業補助金、次の125ページ、126ページの福祉ボランティアのまちづくり事業補助金につきましては、社会福祉協議会の運営費の一部、地域福祉活動、福祉ボランティア団体等の活動支援のための経費を助成するものでございます。

主要施策の成果の説明書30ページに記載をしております。

全日本同和会補助金は、人権同和对策等への活動に対する補助金となっております。

民生委員・児童委員活動費補助金は、民生委員・児童委員の地区会長及び各民生委員・児童委員の活動補助金でございます。

民生委員・児童委員連絡協議会運営補助金は、民生委員・児童委員連絡協議会の運営経費及び負担金等の経費の補助となっております。

次に、節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金で国保会計職員の人件費、保険基盤安定、出産育児一時金等の事業に対するものでございます。

次に、目2障害者福祉費でございます。

主なものについて申し上げます。

まず、節7賃金につきましては、嘱託職員8人、臨時職員1人分の賃金となっております。

ページ一番下の節13委託料でございます。

次のページの127、128ページをお願いいたします。

主なものといたしましては、5段目の外出介護委託料は、屋外での移動が困難な障害のある方に対して、ヘルパーによる移動支援を行うものでございます。

相談支援事業委託料は、鳥栖・三養基地区総合相談支援センターが、障害のある方やその家族からの相談に応じ、権利擁護等の必要な援助を行っております。

その2つ下の日中一時支援事業委託料につきましては、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方に対し、日中の活動の場や、生活訓練等を行うものに対し助成をするものでございます。

その下の社会福祉会館（身障センター）指定管理料は、施設の管理、機能回復訓練、各種講座、更生相談事業等を社会福祉協議会に委託しているものでございます。

一番下の節19負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、129ページ、130ページをお願いいたします。

6つ目の地域活動支援センター補助金は、在宅の障害のある方が、通所により、創作的活動や生産活動を行い、社会との交流促進や地域生活支援を図るための地域活動支援センターに係る補助となっております。

同じ節、下から2つ目の福祉タクシー助成は、身障1級、2級、療育A、精神1級、2級などの手帳を持つ方へのタクシー運賃の基本料金を助成するものでございます。

次に、節20扶助費の主なものでございます。

まず、重度心身障害者医療費につきましては、重度心身障害者の医療費の保険料にかかる自己負担から500円を引いた額を補正するものとなっております、主要施策の成果の説明書の33ページに記載をしております。

その下の障害者自立支援医療費は、身体障害者の障害軽減、機能回復のための医療費を助成するもので、対象となる医療は、白内障、角膜移植、関節、心臓、腎移植等の手術及び人工透析などとなっております。

障害児施設給付費につきましては、障害児に対する児童発達支援、放課後等デイサービスなどにより通所支援に係る給付でございます。

主要施策の成果の32ページのほうに記載をしております。

障害者自立支援給付費につきましては、障害者総合支援法により、個々の障害のある方、障害程度や社会活動、介護者、居住などの状況を踏まえ、個別に支給決定される障害福祉サービスの利用に対する自立支援を行う給付でございます。介護の支援を受ける介護給付訓練などの訓練等の給付、地域生活のための相談、支援を受ける、地域相談支援給付など

がございます。

主要施策の成果の31ページのほうに記載をさせていただいております。

その下、障害者日常生活用具給付等事業費につきましては、日常生活用具を給付あるいは貸与することで、日常生活の利便性の向上を図るため、入浴の補助用具、特殊ベット等に対して給付を行うものでございます。

次に、131ページ、132ページ、上から3つ目の特別障害者等手当につきましては、重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を要する在宅の障害者に対して、手当を支給するものでございます。

次に、節23償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度分の障害者福祉関係扶助費等の精算に伴います国庫負担金等返還金などとなっております。

次に、目3老人福祉費でございます。

節2給料から節4共済費は、介護予防事業、食の自立支援事業、紙おむつ支給事業と事業費支弁分の人件費といたしまして、高齢者福祉係職員の人件費を一部充てているものでございます。

次に、節8報償費につきましては、敬老祝金、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳の節目の方に支給をしているものです。

在宅寝たきり老人等介護見舞金は、在宅で寝たきりの高齢者を介護する家族への見舞品となっております。

節13委託料の主なものにつきましては、133ページ、134ページの上から3つ目にあります食の自立支援事業委託料につきましては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで食事の調理等が困難な方に対しまして、食事の提供及び安否確認を行うものでございます。

ふれあいネットワーク事業委託料は、社会福祉協議会に委託し、在宅の独居高齢者等の生活状況を把握して、孤独感の解消や安否の確認を行うものでございます。

その下、緊急通報システム事業委託料は、在宅のひとり暮らしの高齢者等で、日常生活において常時注意を要する方の緊急時の連絡手段を確保するため警備会社に委託しているものでございます。

介護予防事業委託料につきましては、要介護や要支援状態になるリスクのある高齢者に対し、運動、栄養、口腔機能等の機能向上や、改善指導を行います元気クラブ教室、また、活動的な状態にある65歳以上の高齢者を対象とするいきいきいき健康教室、ふまねっと教室、ロコモーショントレーニング教室、TOSUSHI音楽サロンなどのほか、平成29年度からは高齢者自身の健康維持向上とともに、高齢者を支える担い手確保を目的としたサポーター養成講座を新たに実施しておるところでございます。

主要施策の成果の34ページに記載をいたしております。

その下の豊かな長寿社会づくり推進事業委託料につきましては、高齢者の健康と生きがいづくりを推進する事業で鳥栖市老人クラブ連合会に委託し、公園等の除草作業、清掃作業及びペタンク、ゲートボール等の大会の開催委託料でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金（介護保険）につきましては、介護保険事業に伴う介護給付費に関する、鳥栖地区広域市町村圏組合の負担金でございます。

主要施策の成果の35ページに記載をさせていただいております。

高齢者福祉乗車券助成につきましては、75歳以上の高齢者を対象とした路線バス、ミニバスの運賃助成となっております、1人当たり2万1,000円を上限に補助をしております。

シルバー人材センター補助金は、高齢者の就労による生活向上、社会参加の促進など、地域の活性化を目指すシルバー人材センターへの補助金となっております。

1つ飛ばしまして、敬老会補助金は、町区など、敬老会の主催者に対し75歳以上の高齢者に1人当たり1,500円の補助を行う補助金となっております。

次に、地域福祉基金活動事業補助金及びその下の老人クラブ運営費補助金につきましては、鳥栖市老人クラブ連合会に対し健康及び生きがいづくり事業に要する経費や運営費を補助するものでございます。

地域介護・福祉空間整備補助金につきましては、市内の3法人4事業所に対し、防犯カメラ設置やスプリンクラー設置にかかる費用を助成する補助金となっております。

主要施策の成果の36ページのほうに記載をさせていただいております。

次に、節20扶助費のうち、紙おむつ支給事業費は、在宅の65歳以上の高齢者で所得税非課税の寝たきりの方に支給するための紙おむつの購入費でございます。

135ページ、136ページをお願いいたします。

2つ目の老人保護措置費につきましては、65歳以上の高齢者で環境上、経済上の理由で、居宅での生活が困難な方の老人ホームに入所していただく経費としての措置費となっております。

中川原豊志委員長

説明の途中でございますけれども、昼食のため、暫時休憩します。

午後0時2分休憩

午後 1 時 8 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

引き続き、執行部の説明をお願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

決算書の135ページ、136ページをお願いいたします。

目 4 老人福祉センター費でございます。

まず、節 7 賃金につきましては、中央老人福祉センターの嘱託職員 2 人分の賃金となっております。

節11需用費につきましては、主なものといたしまして、中央老人福祉センター等の燃料費や、光熱水費などとなっております。

節13委託料でございますが、これは中央老人福祉センターの清掃、機械設備保守管理、昇降機点検など、維持管理に伴う経費でございます。

次に、137ページ、138ページをお願いいたします。

目 6 臨時福祉給付金給付費につきましては、主なものといたしましては、まず節 3 職員手当につきましては、臨時福祉給付金の支給事務に従事する職員に支給いたしました時間外手当となっております。

節 7 賃金につきましては、臨時職員の賃金でございます。

節12役務費につきましては、申請書等の発送に要した郵便料などでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、経済対策といたしまして、平成28年度の国の補正予算より平成29年度に繰り越しをしたものについて、市町村民税の非課税の方などに対し、支給を行っておるところでございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費ついて、主なものを申し上げます。

節 1 報酬につきましては、家庭における児童養育についての相談や訪問指導などを行う家庭児童相談員 2 名分、要保護女子、DV被害者の相談指導を行う婦人相談員 1 名分、合計 3 名分の報酬でございます。

節 7 賃金は、子育て支援関連情報の提供や、関連機関のネットワークづくりなどを行う子育て支援コーディネーター 2 名分と、ひとり親家庭の自立に係る相談指導を行う母子・父子

自立支援員1名分及び子どもの医療費助成に係る事務補助職員1名分、合計4名分の賃金でございます。

ページは、137、138ページをお願いいたします。

節12役務費のうち、市手数料につきましては、子どもの医療費助成事業審査支払い事務手数料でございます。これは、就学前児童の医療費に係るレセプトの診査と、支払い事務に伴う手数料で、月平均で約1万1,170件分でございます。

節13委託料のうち、1行目の社会福祉会館（児童センター）指定管理料につきましては、社会福祉会館2階にある児童センターの管理運営を社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会に委託しているものでございます。

一番下のファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子育てを支援してほしい利用会員と、子育ての支援ができる協力会員が相互援助活動を行う育児サポートセンター事業として、社会福祉協議会に事業を委託しているものでございます。

次のページ、139、140ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金の上から2つ目になります。

特別支援学校放課後健全育成事業負担金は、中原特別支援学校の放課後学童保育運営費負担金でございます。各市町の利用児童数に応じた負担額となっております。平成29年度は利用者総数22名のうち、本市利用児童数が5名でございました。

節20扶助費について主なものを申し上げます。

児童扶養手当につきましては、18歳になる年度末までの児童がいるひとり親家庭の父または母に支給されるもので、世帯の収入や児童の数に応じて月額4万2,290円を上限として支給されます。

支給対象となった児童は、延べ人数にして1万803人、月平均にいたしますと、大体実人数に近いものになりますが、児童数が約900人、世帯数にして約600世帯でございます。

詳細については、主要施策の成果の39ページに上げております。

2行目の、母子家庭自立支援事業費は、ひとり親家庭の父または母親が資格取得のために養成機関で修業する場合に、修業期間中に高等職業訓練促進費を支給するものでございます。月額上限を10万円として支給いたします。平成29年度は11名の方に支給をしております。

3行目のひとり親家庭等医療費は、ひとり親家庭等の18歳、年度末までの児童と、20歳未満の児童を養育している親の医療費の一部を助成するものでございます。平成29年度の受給資格者数は、親が726人の児童が1,036人です。

子どもの医療費につきましては、18歳までの児童を養育する子育て世帯の負担軽減のため、子どもの医療費を一部助成するものでございます。平成29年度の延べ支給件数は15万3,443

件、これは、前年度に比べまして、件数が約2万1,000件、金額が3,700万円増加しております。これは、平成28年度までは未就学児のみが現物給付方式での助成でございました。

平成29年度から就学後の児童ものの現物給付になったことと、前年度分の償還払による支出があったためでございます。

また、1月から3月にかけて想定以上の支出となったため、児童手当費から253万1,000円を流用いたしました。

なお、事業費につきましては、未就学児分のみを対象として、県から2分の1の補助がございます。

詳細につきましては、主要施策の成果38ページに上げております。

続きまして、保育園費について、主なものを申し上げます。

保育園費は、市内4カ所の公立保育所の運営に要する経費と、市内14カ所の私立保育所及び認定こども園のほか、地域型保育事業所、市外の認可保育所への委託分に係る経費でございます。平成29年度の年間受け入れ延べ人数は2万1,340人でございます。

受入れ数に関しましては、主要施策の40ページのほうに上げております。

それでは、目2保育園費、節2給料から節4共済費までは、保育所職員44人分の人件費でございます。

節7賃金につきましては、嘱託臨時保育士及び調理員の賃金でございます。

節13委託料の施設管理委託料につきましては、各保育園の消防用設備等点検、警備業務、調理室の厨房フードや換気口フィルター等の清掃業務、園庭、芝生管理業務などの委託料が主なものでございます。

次に節15工事請負費の防犯カメラ設置工事費につきましては、公立保育所4カ園分の防犯カメラ、デジタルレコーダー、専用モニターの設置に係る経費でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、主なものを申し上げます。

2行目の施設型等給付費につきましては、市内の私立保育所13カ園、認定こども園1カ園、地域型保育事業所7カ園及び他の自治体にお願いしている広域保育所等に対する保育所運営費負担金でございます。

このうちの公費負担分の負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

次のページ、143ページ、144ページをお願いいたします。

上から2行目の保育補助者雇上強化事業補助金は、保育士の負担軽減のため、保育士資格を持たないものを保育業務補助者として雇用する費用を補助するものでございます。平成29年度の実績は、2カ園で2名分の雇用費用を助成いたしました。

私立保育所等施設整備補助金につきましては、主要施策の成果41ページをごらんください。

この補助金は、2つの事業に対する補助金でございます。

2の事業内容をごらんください。

1つ目は、認定こども園施設整備補助金でございます。

これは、今年度から認定こども園に移行する私立幼稚園2カ園の施設整備に係る経費の助成をしたものでございます。事業費の負担割合は、保育所部分については、国が12分の8、市が12分の1、事業者が12分の3になります。幼稚園部分については、国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1となります。

この2カ園の認定こども園への移行により、今年度より、保育供給量が100名分増加いたしました。

2つ目は防犯対策強化整備補助金でございます。

この補助金は、私立保育所に防犯カメラの設置、外構、フェンスの改修等の整備に要する経費の一部を助成し、防犯対策の強化を図るものでございます。平成29年度は4カ園がこの事業に取り組みされました。事業費の負担割合は、国2分の1、市4分の1、事業者4分の1です。

決算書の143ページ、144ページにお戻りください。

私立保育所特別保育事業補助金でございますが、私立保育所が実施する延長保育や一時保育、病後児保育、障害児保育、地域子育て支援センター事業などに対する補助金でございます。負担割合は、国、県、市それぞれ3分の1でございます。

続きまして、その下の段、目3児童手当費の主なものについて申し上げます。

節20扶助費につきましては、児童手当でございます。児童手当は、中学校終了前までの児童を養育する親等に支給される手当で年齢区分や子供の数に応じて、児童手当法に基づき、児童1人当たり1万5,000円または1万円を支給しているものでございます。

支給対象となった児童数は月平均で1万700人でございます。

ただし、公務員については、所属官公庁から支給されておりますので、その分は含んでおりません。負担割合は、国3分の2、県6分の1、市6分の1でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

同じページ、項3生活保護費、目1生活保護総務費でございます。

節2から節4までにつきましては、保護係職員5人分の人件費となっております。

節7賃金につきましては、自立支援相談員2人分の賃金でございます。

次に、145ページ、146ページをお願いいたします。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、平成28年度の精算に伴います、国庫負担金

等の返還金でございます。

次に、目 2 扶助費、節20扶助費につきましては、生活保護費でございますけれども、被保護者数が304世帯374人でございまして、生活扶助につきましては、215世帯、住宅扶助給付につきましては、240世帯、医療扶助給付につきましては、282世帯、介護扶助給付につきましては、67世帯などとなっております、主要施策の成果の説明書43ページと44ページに記載をさせていただいております。

次に、147ページ、148ページをお願いいたします。

項 5 災害救助費、目 1 災害救助費、節20扶助費につきましては、平成29年度中に市内で発生しました火災のうち、6件が見舞金の対象となっております。

この6件によりまして、死者4人、全焼4棟、半焼2棟の被害が起きておりまして、罹災された方が御遺族等に対し見舞金を支給しております。

なお、支給に際し、現計予算が不足しておりましたので、予備費から充用をしているところでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

次に、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費の主なものについて御説明いたします。

節 2 給料から節 4 共済費は、健康増進課15名、国保年金課 5 名の合計20名の職員分でございます。

節 7 賃金は、母子保健事業の健診、相談、訪問などに従事する保健師、看護師等の臨時職員の賃金でございます。

節11需用費は保健センターの消耗品費や印刷製本費、光熱水費、修繕料、休日救急医療センターの医薬材料費等でございます。

節12役務費は、健診通知の郵送料、おめくりいただきまして149、150ページの、妊婦乳児健診の審査手数料が主なものでございます。

節13委託料につきましては、主なものとしまして、まず、1行目の保健センター管理委託料は、保健センターの清掃業務、空調設備点検、昇降機保守点検業務等の委託料でございます。

1行飛ばしまして、休日救急医療センター業務委託料は、市民の休日の救急体制として、鳥栖三養基医師会に委託して、一次救急医療を行うものでございます。

妊婦・乳児健診委託料につきましては、医療機関で実施する1人当たり14回分の妊婦健診と、1人当たり2回分の乳児健診の委託料でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金の主なものを申し上げます。

広域小児救急医療支援事業協力金は、夜間の小児救急医療を確保するため、聖マリア病院内に設置されております久留米広域小児救急センター事業に参加するための負担金でございます。診療は、年間365日、19時から23時までとなっております。

2行下の鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金は、県や三養基郡の3町と分担している同校への運営補助金でございます。

病院群輪番制運営補助金は、休日の二次救急医療機関として輪番制で対応していただいている医療機関への運営補助金でございます。

節20扶助費につきましては、妊婦健診費は指定医療機関以外で受けられた妊婦健診費の償還払いでございます。

不妊治療費は、高額な不妊治療費の一部助成金でございます。

151、152ページをお願いいたします。

次に、目2予防費の主なものについて御説明いたします。

節7賃金は、成人の健康診査や健康相談、訪問指導などに従事する保健師、看護師等の賃金でございます。

節8報償費は、各事業の講師謝金及びうらら健康マイレージの報奨金が主なものでございます。

節12役務費のうち、主なものは、予防接種や健診等を通知する通信運搬費と、予防接種審査支払い手数料でございます。

節13委託料のうち、主なものを申し上げます。

153ページ、154ページをお願いいたします。

健康診査委託料は、20代、30代及び健康保険未加入者を対象とした健康審査、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診に係る委託料でございます。

がん検診委託料は、大腸、肺、子宮、乳、前立腺の6種類のがん検診委託料に乳、子宮がん検診の無料クーポン券の印刷及び封入封緘委託料でございます。

1行飛ばしまして、予防接種委託料は、14種類の定期予防接種の委託料でございます。

主要施策の成果の説明書の45ページ、46ページに予防接種がん検診を載せておりますので、御参照ください。

次に、節20扶助費でございます。これは、里帰り等の理由で指定医療機関以外で予防接種を受けた人へ、その費用を助成するものでございます。

健康増進課、以上でございます。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

決算書、飛びまして、207ページ、208ページをお願いいたします。

真ん中のあたりになります。款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費の主なものについて申し上げます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、2行目の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、3歳以上の子供を私立幼稚園に通園させる保護者に対し、住民税額に応じ、園児1人当たり年額30万8,000円を上限として補助金を支給するものでございます。

平成29年度に支給対象となった児童数は1,058人でございます。国の補助率は、3分の1以内となっております。

この詳細につきましては、主要施策の成果の説明書90ページに上げております。

松隈義和文化芸術振興課長

続きまして、233ページ、234ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目6文化振興費の主なものについて御説明いたします。

節2給料から節4共済費までは、文化芸術振興課9名分の人件費でございます。

節7賃金につきましては、文化会館の夜間管理業務を行う臨時嘱託職員1名分の賃金でございます。

次に、235、236ページをお願いいたします。

節11需用費の主なものは、ガス代等の燃料費、電気料等の光熱水費でございます。

節13委託料につきましては、清掃、施設設備の保守点検、舞台運営関係などにかかわる管理業務等委託料、自主文化事業の企画、実施を文化事業協会へ委託して行う市文化事業委託料、そのほか、フッペル鳥栖ピアノコンクールや市民文化祭を開催するための委託料が主なものでございます。

この中で、市文化事業委託料につきましては、平成29年度から文化事業協会に対する委託料を整理し、入場料等を無料で行う文化事業につきましては、委託料として、有料で行う事業につきましては、補助金に計上いたしております。

節15工事請負費の主なものにつきましては、次のページになりますが、大ホール、小ホール舞台上の吊りものの各種ロープ等の交換に要する工事、小ホールのアンプや入力ジャック板等の音響設備の更新、改修に要する工事でございます。

節18備品購入費につきましては、ホール用のマイクスタンド、CDのレコーダー等の購入費が主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきまして、文化事業推進補助金は、委託料でも御説明しておりましたが、文化事業協会が行う有料公演事業の一部を助成するものでございます。

その他は、文化連盟、子どもミュージカル、鳥栖市民劇団、鳥栖アートジャンクションの4団体に対する補助金でございます。これは、文化の向上に寄与する団体の活動に対し補助

するもので、対象経費は、印刷製本費と会場費使用料でございます。

次に、目7定住・交流センター費について御説明いたします。

定住・交流センター費は、サンメッセ鳥栖及び都市広場の管理に要する経費でございます。

節7賃金につきましては、貸館業務及び図書コーナー業務を担当する臨時嘱託職員7名分の賃金でございます。

239、240ページをお願いいたします。

節11需用費の主なものは、電気料等の光熱水費や監視カメラなどの修繕料でございます。

節13委託料につきましては、清掃、施設の保守点検、舞台運営関係などにかかわる管理業務等委託料が主なものでございます。

節15工事請負費につきましては、落雷により自動火災報知設備にふぐあいが生じたため受信機の仮復旧及び改修のための工事や、男子小便器フラッシュバルブの取りかえ工事などが主なものでございます。

節18備品購入費につきましては、次のページにまたがりますけれども、図書及びプロジェクター等の購入が主なものでございます。

以上でございます。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

次の241ページ、242ページをお願いいたします。

項5保健体育費、目1保健体育総務費の主なものについて御説明申し上げます。

節1報酬につきましては、スポーツ推進委員48名分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、スポーツ振興課職員9名分の人件費でございます。

次の243ページ、244ページをお願いいたします。

節13委託料の主なものにつきましては、本年3月18日にサガン鳥栖のホームゲームを鳥栖市民デーとして、株式会社サガン・ドリームスに委託して実施をいたしました地域交流推進事業委託料、それから、平成29年度は各町区で開催されました第56回市民体育大会開催委託料、1つ飛びまして、昨年10月14日、15日、唐津市、伊万里市等で開催されました県民体育大会の大会出場委託料が主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、サガン鳥栖を通じて、サッカー教室や、公式戦への招待集客イベントなどを行っております佐賀県プロサッカー振興協議会の負担金、それから、昨年11月12日の日に久留米市で開催されました第27回クロスロードスポーツ・レクリエーション祭への負担金、それから、その段の下から3つ目でございますけれども、市体育協会補助金と、空手やバドミントン、ソフトバレーなど、全各種全国大会に

県代表として出場されました47名の方々に対するスポーツ大会出場補助金が主なものでございます。

それから、節25積立金でございますけれども、これにつきましては、スポーツ振興基金への積立金でございます。

次に、目2体力づくり運動推進事業費の主なものについて申し上げます。

節8報償費につきましては、市民体育センター等で行っておりますリズムダンスやニュースポーツなどを行う女性スポーツ教室、ミズ・フレッシュスポーツ教室、それから、太極拳やヨガ、高齢者向けのスポーツ教室、若さはつらつ教室、それから、緒方孝市ベースボールクリニックや各地区で行っております地区スポーツ教室などの講師謝金が主なものでございます。

次に、245、246ページをお願いいたします。

節13委託料の主なものにつきましては、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭の鳥栖市での選手選考会を昨年8月に行いまして、その開催の委託料でございます。

それから、その下の行につきましては、本年3月に行っておりますスポーツ・レクリエーション祭の開催委託料でございます。

トレーニング指導業務委託料につきましては、市民体育館の諸室のほうでトレーニングルームの指導業務を委託しておりまして、その委託料でございます。

下から2段目のロードレース大会委託料につきましては、本年1月14日に1,306人の参加を得まして開催いたしましたロードレース大会の委託料が主なものでございます。

次に、目3体育施設費の主なものについて申し上げます。

節7賃金につきましては、各体育施設管理のための21名の嘱託職員、それから、プール開設時の6名分の臨時職員の賃金でございます。

節11需用費につきましては、消耗品費につきましては、芝管理に要する資材代、また、施設の電気、上下水道、ガス代、また、施設の建物備品等の修繕代を支出いたしております。

次に、節12役務費につきましては、通信運搬費につきましては、各施設の電話、インターネット回線の委託料でございます。

手数料につきましては、芝かすの処分手数料が主なものでございます。

節13委託料の主なものにつきましては、施設管理等委託料につきましては、各体育施設の警備、電気、空調、機械設備、消防設備等の保守点検、清掃、樹木、草刈り等の管理が主なものでございます。

次に、247、248ページをお願いいたします。

一番上の設計委託料につきましては、スタジアムの塗装改修工事実施設計業務など、3件

の設計業務委託料でございます。

スタジアムネーミングライツ企業特典事業委託料につきましては、2018年シーズン分といたしまして、サガン・ドリームスに委託をいたしまして、スタジアム内の広告横断幕の掲示を行うということに伴います委託料でございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、芝管理用のダンプやプールの券売機等のリース代でございます事務機等借上料が主なものでございます。

次に、節15工事請負費につきましては、田代小学校の夜間照明設備の改修、市民プールの補修などの営繕工事費、それから、スタジアムの中央監視盤設備端末装置の改修や、給排水衛生ポンプ改修などのスタジアム改修工事、それから、体育センターの照明設備を改修するための非構造部材改修工事費が主なものでございます。

節17公有財産購入費につきましては、鳥栖市土地開発公社保有のスタジアム第4駐車場として利用しております用地約1万平方メートルを平成20年度から年次的に買い戻すものでございまして、平成29年度に約2,336平米を購入いたしましたものでございます。

以上をもちまして、健康福祉みらい部関係の説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑につきましては、ページ数とか、款、項、目等も含め、質疑のほうをお願いしますが、多岐にわたっておりますので、少し整理をさせていただきまして、歳入につきましては、その都度で結構でございますが、歳出につきましては、まず、ページ数で、民生費の社会福祉費、121ページから臨時福祉給付費の137ページまで、ちょっとページ数も多うございますけれども、まず社会福祉費の項目で御質問をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どなたかございますか。

歳入についても関連のところであれば、一緒をお願いしたいと思います。

樋口伸一郎委員

社協さんに補助とか出されている分がずっとあると思うんですけど、昨年もお尋ねさせてもらったかもしれないですけど、まとめてどれぐらいあるのかが知りたいんですけど、これは多分、全部この中から説明していくと大変時間がかかるので、何かまとめたようなやつがあればわかりやすいかなと思いますけど、いかがでしょうか。

全部で幾らぐらいかかったのかっていうところですけど。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後 1 時50分休憩

午後 1 時54分開議

中川原豊志委員長

では、今、樋口副委員長から質問ありました社会福祉協議会への委託または補助についての一覧表をこの健康福祉みらい部の議案審査の中で、再度、提出をお願いしたいと思います。

藤田昌隆委員

126ページ、民生委員・児童委員活動費補助金1,761万6,000円、それから、民生委員・児童委員連絡協議会運営費補助金433万3,490円。

前年と比べたら、これ上がっているわけですか、下がっている。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

126ページの民生委員・児童委員活動費補助金、平成29年度が1,761万6,000円で、前年度が1,737万6,000円でございます。

民生委員・児童委員連絡協議会運営費補助金につきましては、平成29年度が433万490円、前年度が382万3,880円でございます。

藤田昌隆委員

要するに、上がっていると、上げていただいているということですよね。

要するに、補助金も1,730万円が1,760万円になった、運営費も382万円から433万円になったって、上げていただいているというのはわかるんですが、やっぱりまだ、現場の声で、民生委員とか児童委員、もう本当に手がないと。

それで、これ1人当たりとか、いろんなものを考えたら、ほとんど上がっていない——人数割りしたらよ、ということで、前、交通安全指導員が今回、年間で、幾らやったかな、1人当たり5万円上がったのか、たしか。七万円幾らが、(「8万8,000円」と呼ぶ者あり)8万

8,000円やったっけ。

だから、今までずっと一般質問でもこの辺のいろんな運営費を上げてくれとかいう声が上がっているんで、これは、どうのこうのじゃなくて、部から申請を出せば、いろんなこういうものも上げられるということでもありますんで、ぜひ、これも要望を含めて、上げる検討をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

民生委員・児童委員活動費補助金につきましては、平成29年度までお1人様当たり月1万円、年間12万円の補助を行ってあったところでございますが、平成30年当初に月1万1,000円に増額をさせていただいておるという状況でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

よろしいですか。

藤田昌隆委員

132ページ、敬老祝金1,109万円ということがありますが、先ほどずっと年代別に金額を言われていましたが、ちょっと、実際にもうお話しさせていただいたんですが、このお金、敬老祝金をあげますよっていう、市役所内に部屋を設けてされていましたが、実際に、市役所まで来てそれをいただくことができない人もたくさんいると思うんですね。

それと、1人とか寝たきりのところには、文書が市役所から行ってもなかなか確認できていないと。そういうところもたくさんあるんで、そこはどうしていますかというお尋ねをしたと思うんですが、ちょっと、ここで答弁をお願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

敬老祝金の対象者の方へ、その通知を送りまして、各まちづくり推進センターや市役所の会議室を使いまして、交付をいたしておるところでございます。

基本的には、こちらで送った方は把握しておりますので、取りに来られていない方については、御連絡を差し上げて、支給をいたしている状況でございます。

藤田昌隆委員

連絡して、持参をしたということですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

先ほど、藤田委員から申し上げられたような、市役所にとか会場にお越しいただけないような方もおられるということもありまして、担当職員のほうでそういうのが確認できる方については、お持ちする場合もございます。

藤田昌隆委員

ぜひ、これ敬老祝い金ですから、年寄りになったらただけるというやつですから、全員

に漏れなく、きちんとやってほしいということです。知らんやったけんもらい損ねたとかね、そういうばかなことにならんように、ひとつよろしくお願いします。

次の質問、134ページ。

敬老会補助金1,154万7,510円なんですが、これ、1人に当たり1,500円をお支払いするということで、これ、前も問題になったと思うんですが、例えば、柚比町に10名いたとします。

それで、1,500円ですから、1万5,000円なんですが、その処理の仕方、例えば、敬老会を全く開かずに、弁当だけやるところもあるし、もうなしのところもある。

しかし、市からは1人1,500円がきちんと出ると。

その領収書は、区長さんだと思うんですが、区長さんからいただきましたという領収証をやってあると思います。

私が言いたいのが、1,500円といっても、これ、税金ですからね。しかも、入っている人には、きちんと、行かんやったけんもらえんとかね、その地区の事情もあると思うんですが、1つは、その精算の処理の仕方。

例えば、弁当買ったら、きちんと弁当代まで入れて出すとか、そういう処理が、ただ1,500円、計算でぽんと出している状態はいかななものかと思うんですが。

答弁をお願いします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

藤田委員の御質問、1人当たり1,500円の補助金の交付の仕方ということだというふうに思いますが、まず、やり方といたしましては、基準日を設けまして、その基準日に、その町にその年度、何人の敬老会に該当する方がおられるかというのをまず確認をいたしております。

それで、その後、町区のほうから申請がございまして、その申請に基づいて書類を受け付けます。

実際、都合により、出席できない方等もおられることもありますし、逆に、敬老会を楽しみにされておったんですが、高齢のために、当日急に入院されたりとかで行けない方もおられます。

それで、なるべく多くの方を、敬老会ということで、長寿をお祝いするというのが目的で補助金をお渡ししておりますので、その部分から、まず申請された数と、実際に準備にかかった費用、例えば、転居されて既におられない方はカウントしないとか、逆に先ほど申し上げましたように、楽しみにされていた方が当日、敬老会に入院等でお越しになられない方はカウントするとかいう準備の都合等もございまして、その辺も含めて、実績報告を出していただいた後に精算をさせていただいているという形にしております。

藤田昌隆委員

今、実績報告ということで、この前、敬老会の祝い金を持参したところを一覧表でくれと、わからんということで。それはできますか、早くからお願いしていましたが。

中川原豊志委員長

敬老祝金の各自治会の実績みたいなものですか。（「地区別のね」と呼ぶ者あり）

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

平成29年度の決算でございますので、平成29年度のデータを出させていただくということによろしいですか。

藤田昌隆委員

いや、なぜ私が言うのかというと、それこそ区長さんとか、そのエリアによって温度差があると。それはおかしいでしょうということから、この質問しているわけで、それと、1つは税金だから、あげたお金に関しては、きちんとした領収書なりをそろえたものじゃないとおかしいじゃないですか。

ただ、人数掛け1,500円じゃあ、それは余りにもずさんじゃないですかということですよ、お話ししましたよね。

中川原豊志委員長

今の答弁は。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

申請書と実績報告書をいただいて、それに基づきまして、返金をしていただいている団体等もでございますので、平成29年度の実績については、後ほど資料を提出させていただきます。

中川原豊志委員長

後ほど資料を提出いただけるということで、よろしいですか。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

ほかにございますか。

成富牧男委員

歳入の部分で気になっているっていうか、聞いたら、「何だ」ちゅうことかもしれませんけど、説明をお願いいたします。

まず、51ページ、52ページの保健衛生使用料。

目3の節1かな。予算現額が3,100万2,000円、収入済額が3,583万3,095円、収入済額が約400万円以上上がっています。

これは、何かこの事業の性格上、予算を……、私の基本の考え方に方にあるのは、収入が捕捉できたら、なるべく早く予算に上げるべきではないかということをいつも言っています

けど、そういう立場から見ると、この400万円というのは、いや、こうだから無理なんですよとか、それも含めて、答えがあれば教えてください。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

この休日救急医療センター使用料と申しますのは、休日救急医療センターに患者さんがおいでになって、結局それにかかった医療費ということになるんですけれども、一番患者が多い時期っていうのが、やっぱり冬場の12月から3月までになっておりまして、決算見込みを出す時期にはまだ2カ月おくらせて診療報酬が入ってくることもございまして、平成29年度は400万円近くふえているわけなんですけれども、そこまでの予測がなかなかつかず、3,100万円で、市の決算見込みを出させていただいたところ、患者さんが多く、収入がそれ以上、400万円近く上がったということでございます。

成富牧男委員

なかなか見込みは難しいということで理解しておきます。

それで、似たようなやつでもう一つ、お尋ねします。

次のページ、53ページ、54ページの目5の教育使用料、節2保健体育使用料。

これも同じように、収入済額と予算現額、最終予算確定額を見てみますと、これは2,300万円ぐらい違いますかね、収入が多いですね。

これ、何やろうかねって思って見ると、当初予算、ここにぼんと上がっている体育施設使用料6,757万1,183円、これ、当初予算では小さい、一つ一つ、例えば市民球場使用料とか市民プール使用料とか個別にずっと上がっているんですけど、これを全部足しても、この金額にはならないですかね。

これは何か特別な理由がちゃんとあったんだと思いますけど、2つですね。

この体育施設使用料が当初から見るとぼんと上がっておるとというのが1つと、その結果かどうか知りませんが、収入済額が予算現額を大きく上回るとるが、これは先ほどをお尋ねしたように、もうちょっと早目に収入済額を予算化できなかったのかという質問です。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

成富議員の御質問にお答えをいたします。

大きく2点ございますけれども、スタジアムの広告物等特別使用料、いわゆるスタジアム内に看板等を設置した場合に徴収している料金でございますけれども、大きくは、シーズンは2月から始まります。

それで、大きくはC y g a m e sさんの常設看板が掲げられておりますけれども、その公告の期間が2月から来年の1月いっぱいまでという1年間でございまして、看板を掲げて、その特別使用料の徴収が3月の補正予算では間に合わないというところで、決算では大きく

差が生じているところでございます。

ちなみに、そちらのほうで2,000万円弱ぐらい常設看板の使用料があるところでございます。

それから、体育施設の使用料につきましては、例年、12月補正で一旦、今後の見込み等、また、市民プールの使用料等の確定に伴いまして、補正をいたしておりますけれども、大きくは、この中でスタジアムの使用料、看板とかじゃなくて通常のスタジアムの使用料で、いわゆるホームゲームが2月の下旬から始まりまして、年度内の回数の差によって、大体1試合で使用料としては150万円ぐらい収入としてはございますので、そういった関係で、ホームゲームの年度内の開催回数が3月までのケースが多いというような形で、予算額よりも収入済額のほうが大幅に差が出ている状況でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

今のような説明でしたけど、なるべく早く、12月で通常やっていますということで、それは意識されているच्छゅうことで、わかりましたけど、ただ、これはもう、細かい注文をつければ、私、これ誤解してたんですよ。

当初予算ではスタジアム使用料で4,648万5,000円とある。

ところが、こっちにはスタジアム事務所等使用料ってなっているでしょう、六百万円幾らで。だから、これ、ちょっと私も少し勘違いしたところもあります。金額的には、それにしてもふえているんですけど。これ、ぜひ名称は統一していただかないと、スタジアム事務所等使用料च्छゅうのは、当初予算には一切出てきませんので。

それとも、これは途中から何か上げられたんですか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

スタジアム事務所等使用料については、ここ数年ずっと決算に計上させていただいております。

中川原豊志委員長

当初で上がっているかということです。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

名称としては、当初では上げておりません。

成富牧男委員

ですから、当初から上げておるやつは、当然……、「上げるようにいたします」と呼ぶ者あり）お願いします。

以上です。

中川原豊志委員長

藤田昌隆委員

何とかならん。（「ならん」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

後ほどお願いします。（「収入はいいと」と呼ぶ者あり）

収入はいいです。

古賀和仁委員

58ページ、民生費国庫補助金の調定額で1億1,000万円、当初、1億2,000万円。

この1,000万円くらい少なくなったっていうのは、何か理由があるわけですか。

中川原豊志委員長

要は、57ページ、58ページ、社会福祉費国庫補助金の金額ですか。（「はい。調定額で1億1,000万円。これは、今の最初の予定よりも人数が少なくなったとか、もらう方が来なかったとか、いろいろ理由があると思うんですが、何か理由があるわけですか」と呼ぶ者あり）

当初予算と収入済額の差ってということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

どこか補正で上げとるとですかね。

ちょっと休憩します。

午後 2 時 17 分休憩

午後 2 時 23 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

小柳 秀和 健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

臨時福祉給付金の給付された支給率についての御質問でございますが、繰り越した分につきましては、83%ほどの支給率になっておりまして、前年度分の支給と合わせますと、約93.5%の支給率ということになります。

以上でございます。

古賀和仁委員

この残りに関しては、どういうふうな対応をされたのか。

6.5%の方への対応というのは、その後どういうふうな対応をされたのか。

もらっていない方に対する周知徹底というか、そういうのは、どういうふうにされたのか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

臨時福祉給付金につきましても、該当する方に郵送等で御連絡をしたり、市報等でも御連絡を差し上げて、支給を受けないという意思もございますので、その分については、支給されなかったというふうに考えておるところでございます。

中川原豊志委員長

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、ほか、質問ございますか。

成富牧男委員

恐らく、また出らんで言われると思いますけど、77ページ、78ページの節4 雑入、諸収入の雑入。

これ、いろいろまざっておりますよね。福祉だけやないでしょう。

それで、ごめんなさい、ずっと来て、80ページに民生雑入っておりますよね。これを、何か合計したやつってあるんですか。それこそ、さっきと同じですけどね、質問の趣旨は同じです。

先ほど申し上げたような、この民生雑入で書いてあるやつの予算現額、3月補正後の額と、収入済額を教えてくださいというやつです。

わかるやろう。

中川原豊志委員長

整理してほしいということですか。

成富牧男委員

整理して、どぎゃんなつとるかを聞いて、ああそうですかか、もしくは、そりゃあいかなっちゃないってという答えをもう一回言いたいと思います。

中川原豊志委員長

雑入に対する予算計上があっていたかどうかというところも含めてですか。

成富牧男委員

そういうのまでわかればいいですけど、そこまでは求めません。

民生雑入の当初予算、民生雑入だけ拾わんと答えが出てこんでしょう、さっき言われたのと同じように。

それと、決算での収入済額の合計。

休憩します。

ss

再開します。

– 130 –

中川原豊志委員長

予算額がですか。（「予算額」と呼ぶ者あり）

上げていないものもあるでしょうけれども、雑入として上げていた分の予算額というのは、幾らぐらいだったですかということだと思いますが。

健康福祉みらい部関係の雑入として。

詫間聡健康福祉みらい部長

雑入全体的な考え方をまず申し上げます。

節4 雑入の予算額が最終予算なんですけど、全庁的に言いますと、2億3,900万円という金額になっておりまして、ここでの調定額が2億7,700万円、3,700万円程度の想定との不一致があると思います。

したがって、この中で予算計上できる部分、確実にできる部分、例えば、民生費の中での返還金、80ページの真ん中、民生雑入の障害児施設給付費返還金、あと、返還金につきましては、通常12月、国庫負担金等で計上しておりますので、これについては間違いなく、予算計上はできているものと思います。

したがって、予算計上できないものとしては、光熱水費雑入関係というのが、決算に伴って、出なければできていない項目等がありまして、その中が予算、並びに調定額には上げられない、上げるのが難しいものだというふうに理解をいたしております。

ですから、具体的な予算額というのは、数字がつかめていないというのが現状でございます。あくまで決算に伴う収入済額という形になっております。

以上、お答えいたします。

成富牧男委員

今、わからんっちゃうことはなかろう。今は出らんかもしれんけど、今は当然わかっておるですよ。

それで、今はわかりにくいとも確かにありましようけど、何か雑入っちゃうたら、ちょろちょろとした金のような響きがあるけれども、例えば、これを見ても、高齢者福祉乗車券負担金とか、それから、何か毎年決まって、大体同じぐらいの金額みたいなのが、こうして見たらありそうですたいね。

これ、後でいいので、できれば。すぐ出るでしょう。

後でって、最終日でもいいです。

中川原豊志委員長

当初との比較。

成富牧男委員

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

鳥栖・三養基地区障害支援区分認定審査会というものを説明させていただきます。

こちらが、国の総合支援法におきまして、自立支援給付費などの給付を受ける場合に区分が必要になってくるというルールがございます。そのときの区分を出す認定審査会ということになります。

一番近い概念でいいますと、介護保険の認定、要介護や要支援のようなものになりまして、障害のほうになりますと、区分のほうは6つございます。

今はこの区分を、鳥栖市ほうでは、1市3町の広域で開催しておりまして、月に2回、そういう審査会で区分を決めているところでございます。

認定審査会の委員さんの人数なんですけれども、医師、福祉、保健の分野から16名の委員さんに出てもらっておりまして、その方々、委員さんに1回につき4人、入っていただき、審査をしてもらっているところでございます。

簡単でございますが、以上で大丈夫でしょうか。（「ありがとうございました。いいです」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか、いかがですか。

成富牧男委員

歳出で、幾つか、大きくは2つか3つかな。

ちょっと、まとめて質問します。まず、124ページの一般旅費130万4,940円、これは何なのかっていうのが1つ。

それから、124ページの上から2番目、節9旅費、一般旅費、一番右側。

それと、節19負担金、補助及び交付金の同和関係が3つ並んでますけど、それぞれの協議会、それから、研究負担金ってあります。これの会議の性格と構成団体、全てのこの事業規模っちゅうか財政規模っちゅうか、うちだけだったら、2万円とか16万2,900円、そして、一番下が57万5,300円になっていますけど、これが全体でそれぞれどれぐらいの金額になっているのか。

それから、この研究負担金というのが、毎年これは多分出てきていると思いますが、研究の成果になったものがあれば教えてください。

それが大きく2つ目ですね。

それで、続けていいですか。もう、なるべくまとめてやりたいと思いますので。

それで、あと、次の126ページ。

備考欄の上から2番目、全日本同和会補助金。

1 つは、今まで余り聞いていないことで、補助金には、一般的に精算して返す場合とかも
ありますよね。

まず、それが不思議でならないんですが、精算とかは、逆に言えば、ゼロって書いてあるけん、それで来ておりますじゃあ、それまでですけど、精算については、例えば、今見よつたら、様式集の鳥栖市補助金等交付規則の様式を見ると、補助事業等実績報告書の3番目には、補助事業等の経費精算額とかいうのがありますが、これも出していただいて、いつもゼロちゅうことで出ているんでしょうか。それについての調査とかやっておられるのでしょうか。

13世帯の31人か32人ぐらいの、しかも、31人、32人っていう人数の中には、大人ばかりじゃないんですね。そういうところに400万円も、毎年毎年やられているということですが、実態をどれくらい調べているのか、ここに対して、なぜこの補助金をここにやっておられるのかの根拠。

それとも、補助金の交付団体へのヒアリングっていうのは、全く別の意味ですよと、それでもいいです、答えは。

中川原豊志委員長

一旦ちょっと休憩しますか。（発言する者あり）

午後 2 時43分休憩

- 134 -

午後 3 時開議

中川原豊志委員長

再開します。

先ほどの成富委員の質問に対する答弁を。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

まず、1 点目の旅費でございますが、社会福祉総務事務経費と民生委員・児童委員関係の旅費、あとは、地域改善事業への旅費と社会福祉法人指導監査等の事務経費に関する旅費が旅費の内容でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

成富牧男委員

全部で130万4,940円ありますよね。

さっきの地域改善っていうのは、同和関係のではないんですか。

そうすると、内訳で幾らずつになっているんですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

一番多いのが地域改善事業で119万2,000円ほどでございます。

それと、次が社会福祉総務事務経費で、約 7 万5,000円

成富牧男委員

一番大きいのは、地域改善……、ちょっと正式な名称を教えてください。

地域改善事業ですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

地域改善事業ということで、私どものほうでは分けております。

成富牧男委員

地域改善事業って、もう過去の話でしょう、これ。法律でかつて使っていたやつで、もう過去のものですね。地域改善対策っていうのは、もう過去のものになっていますよね。

だから、1 つは、言うたら悪いですけど、何かそういうふうにならずと前のをそのまま引っ張ってきておるようなやつもちょうと気になるんですが、それ、具体的には何なんですか。

具体的に教えてください。職員が何名、どこに、何のために行ったっちゃうのがあると思うんですけど。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

佐賀県と、県内の有地区とかで構成いたします人権問題対策推進連絡協議会への出席にか

かる旅費、佐賀県の人権同和対策推進連絡協議会の視察に関する旅費と全日本同和会、部落解放同盟の運動体が主催する大会等への参加の旅費、それと、佐賀県及び佐賀市、唐津市などで開催されます同和问题講演会の参加旅費に関する職員の旅費でございます。

人数につきましては、手元ございませんので、申しわけございません。

成富牧男委員

ぜひ、人数も出してください。

やっぱり今、聞いただけでもあちこち行ってありますし、一般質問でも出ていましたが、大体が鳥栖市の職員はそんなに多くはないという中で、ある意味強制的にやないけど、行かれているんじゃないかと思います。それは、強制で行くって私は言えませんので。それで、人数は出してください。

そして、今の中で、いわゆる団体の大会、2つ出てきましたね、全日本同和会と部落解放同盟かな。

それはいいです。

旅費の質問は、もうとりあえずそれで終わりますので、もうちょっと、今、口頭で言われた分、プラス人数を出していただきたいと思います。

1 問目はそうことよね。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次、2点目の節19の分についてでございますが、まず、県同和対策推進連絡協議会というものでございますが、これは、県内の人権関係の担当者間の連絡調整等を図ることを目的といたしまして、関係する、加入している県とか市での情報交換、研修などの事業を行うもので、加入しているのは佐賀県と、佐賀市、唐津市、鹿島市、伊万里市、多久市、小城市、鳥栖市の8地方公共団体で協議会をつくっております。

次の、その下、部落解放推進協議会は、同和问题を初めとするあらゆる人権問題に関し、県民の理解と認識を深めるために、佐賀県の唐津市にあります佐賀県解放会館に対する協議会の負担金でございます。

負担金につきましては、県内の10市10町が負担をしておるところでございます。あと、別途佐賀県も県として負担金を出されておる段階でございます。

その下、部落史調査研究負担金につきましては、これは佐賀県の人権同和の対策課のほうに負担金として出しているものでございまして、事業内容としましては、機関誌等の発行、講演会等をなされております。

以上、簡単ではございますが、節19の説明を終わらせていただきます。

成富牧男委員

一つ一つ言いたいところですけど、特に今、気になったのは、2つ目の県部落解放推進協議会負担金で、唐津市にある解放会館に対してやったかな。それ、何になるんですか、これ。会館に、何て言われましたかね。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

この解放会館が指定管理者となっておりまして、その分の経費を含めたところでの負担金という形になっております。

成富牧男委員

すいません、今のところ、ちょっとわかりにくかったんですが、この部落解放推進協議会、誰が指定管理者になったんですか。どこの指定管理者になったので、協議会が負担金として出さないかんってなっておるんですかね。

私が一番引かかるのは、負担金という出し方が納得いかない。

武富美津子社会福祉課参事

県のほうが佐賀県部落解放推進協議会のほうに、佐賀県の解放会館、唐津市にりぶず会館の指定管理を任せてあります。

それで、県のほうが指定管理の料金、補助金を佐賀県部落解放推進協議会に出しておりまして、県が払っている分の補助金の中の半額を10市10町で分けたところで、県のほうに、市は負担金を払っているということになります。

以上です。

成富牧男委員

すいません、わかるころがあれば、わからないところもありますので、今読み上げられた部分は、後で資料でいただきたいなと思います。

一番私が気になるのは、負担金という形で鳥栖市が支出しているということで、今の説明は、ちょっと私が理解しがたいところもあったんで、そこを解消するためも含めて、ぜひ、いただきたいと思います。

ここの設置要綱とか、そういうのもあると思いますので、連絡協議会設置要綱、それから、推進協議会の設置要綱ってあるのかな。

それから、部落史調査研究負担金というのは、これは、毎年これくらいのが出ているんですか、額的に。どうでしょうか。

武富美津子社会福祉課参事

毎年この程度の金額を支出いたしております。

成富牧男委員

前から気にはなっていたんですけど、やっぱりこれも、どういう組織かっていうのを明ら

かにしていただきたいし、何か書面があれば、それをいただきたいのと、研究の成果、成果品、何かそんなのが今まで具体的にこれですよっていうのが——さっきちょっと言われたかもしれないけど——あれば、それも含めてお願いしたいな、研修会とかも言われたかな、さっき。（発言する者あり）

講演会か。

これは、あるはずですので、ぜひ、それぞれの組織の性格がわかるものをいただきたい、資料で。私の要望としては、皆さんを含めて、資料として、毎年毎年、きっちりこういうふうな形で。

予算として出ているわけですから、金額が少ないとかいうことで、私たちは見過ごすことはできませんので、よろしくお願いいたします。

中川原豊志委員長

今、成富議員のほうから、この部落史ですか、この辺の資料とかの要求がございましたけれども、対応できますかね。後ほどでも結構でございますが、対応できますか。

県が発行しているやつとかもあれば、そういったものでも、こういうのを発行しているんですよとか、冊子みたいなやつでも。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

後ほどまた、調整をさせていただきたいと思います。

中川原豊志委員長

後ほど提出を、よろしくお願いいたします。

次の質問、全日本同和会補助金の400万円。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

全日本同和会補助金についてということでございますが、御承知のとおり、同和問題につきましては、結婚や就職等による差別、低所得による生活困窮問題など、今までいろいろ、困難な状況にあるというふうに認識をしておるところでございます。

これらの問題は、特殊な事情もありまして、なかなか行政だけではできない部分というものも、対応が困難な部分もあるというふうに考えております。

国も平成28年に新たな法律をつくりまして、部落差別解消推進法をつくりまして、何らかの事業を進めながら、今後も差別のない社会を実現するために、法律が制定されたものだというふうに考えているところでございます。

当事者のプライバシーの面等もありまして、先ほども申し上げておりますが、行政の責務を一部補完していただいているというふうに考えているところでございます。

全日本同和会の鳥栖市支部の活動、全日本同和会自体もそうでございますが、差別の撤廃、

人権擁護を目的とされており、行政の目的と合致しているという部分で公益性があるものと判断し、補助を行っているところでございます。

以上でございます。（「それだけ」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

大体、今まで言われてきたことを言われましたけど、行政ではできないところをしてもらっているっちゃうのが、私はわからんのですよね。

特別なものだみたい、もう、いつも言いますけど、そういうふうに行政が言うから、やはり同和ちゃうのは、市民にとって、何かわかりにくい、特別なものなんだっていう、逆に差別を助長してしまうというふうに私は思います。

それと、具体的にどういう事業をやっているかっちゃうのは、今もうお答えは、抽象的なお答えしかありませんでしたけど、多分、これですよって、ここにほら、見てくださいというのがないからだと思います。

それで、ずっと前に聞いたときには、皆さん方と一緒に、サッカーがあるときに啓発ビラを配ってますよって、それは、行政も一緒にやっているじゃないですか。行政がやっとなことを同和団体が一緒にしているということでしょう。

そのほかに何をしているのかなっていうのは、全然つかめんわけですよね。

地域の実態調査とかいいますけど、地域ってどこを差しているのか、全くわからない。かつての法律の中で、同対法などで言ってた地域っていうのは、基本的には、もう今はそれも解消されとるわけですよね、ないわけですよね、法律的には。

だから、特に鳥栖市の場合は、その法律のあるところから指定地域はなかったわけですから。

そうすると、同和会の方は、地域実態調査って、どの範囲でされているのかとか疑問に思われたことはないですか、お金を400万円もやるときに。

それから、先ほど述べられた新たな法律、これは、同和と言わないで、初めて部落差別解消法かな、そういう名称にまできていますけど、ここでもやはり、中心になっているのは、私が知る限りでは、啓発ですよ。理解を促進するみたいなのが中心になっていたと思うんですよ。

だから、一言で言うと、私が言いたいのは、実態のない、活動実態が乏しい団体だと、私は、今でもそう思ってます。

私が言ったことに何か、いや、違いますよって、私たちは、もう、突っ込んでいろいろ話も聞いて、自信を持って400万円出しているんだというお答えがあれば言ってください。

以上で終わりますので、私のほうからは。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

繰り返しにはなりますが、日本固有の差別といわれる同和問題でありまして、やはり、その差別意識、直接の対応というのは、極めて困難な状況という部分もあるかと思います。

当事者のプライバシーの面からも、一定の部分で、団体とともに事業を進めていくのが効果的であるというふうに考えているところでございます。

先ほど成富委員からも言われました部落差別解消推進法が成立して、この中でも、現在もなお部落差別は存在することを法の中に記載されておりまして、差別は許されないもの、差別を解消しなければいけないというふうなことを法律にも記載をされているところでございます。

このようなことから、一人一人が差別のない社会の実現に向けて努力ができるよう、施策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

成富牧男委員

最後に言わせてください。終わりますので。

結局、いろいろ言われていますけど、わからないですね。

今、私が尋ねたことに、ちゃんとやっているんですよ、だから補助を出しているんですよというお答えは聞けませんでした。

それで、ちょっと誤解されたいけませんので、念のために言っておきますけど、例えば、これを百歩譲って、同和団体に補助ばせないかんとして、なら、もっとやっぱり中身を透明化せんといかんと思うんですよ。

いや、だから、400万円も出すがとあるかいなちゅうのは、素朴な、議会の中でも疑問を持ってある方はあると思うんですよ。

だから、私が一番、まずは是正してほしいのは、そこなんですね、透明化することが市民の差別を解消する第一歩につながると私は思います。

今は結局、何かわからんばってん、役所も言いきらんげなって、議会もいまいちなんかやんねえ、ああ、やっぱ、そぎゃん同和団体の人は恐ろしかったいね、というふうになっていくわけですよ。

ということは、結局は、あなたたちが言っとるような、差別の解消に進むどころか、その逆ですよ、差別を助長してしまう。

それで、特に鳥栖市だけのことで言いますと、今まで何回か質問していますけれども、私とか同僚の尼寺議員が質問していますけど、教育委員会関係も含めて、具体的な差別事象が出てこないんですよ。インターネットの話が出てきますけど、この鳥栖市でどうだっていう話は出てきません。

やはり、ぜひ、少しずつ前進はしてきていますけど、頑張って、やっぱり、極端に言えば

もう、鳥栖市では、ワンオブゼム、一つの団体ですよ。

やっぱり、特別な団体みたいな扱い方をやめるということが、まず第一歩かなというふうに思います。

終わります。

中川原豊志委員長

答弁はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、他の質問、ございましたら。

古賀和仁委員

132ページの在宅寝たきり老人等介護見舞金302万円についてちょっとお尋ねします。

高齢化の中で、在宅で寝たきりの人を見ると、これは、ほとんど高齢者が高齢者を見るとか、家族が見るとか、かなり負担になって、鳥栖でも認定者が今、見てみますと、要介護の5で176名というふうな説明を受けているんですけども、このひとり暮らしの寝たきり老人の現在の数と、実際にこの対象に、在宅でなる方っていうのは、どのくらいいらっしゃるんですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

在宅寝たきり老人等介護見舞金についての御質問でございますが、年に2回支出をしておりまして、平成29年度は前期が支給対象者24名、後期の対象者が25名でございます。

それと、実際の寝たきりっていう部分につきましては、今、私どもで把握しているのは700名ほどでございます。

古賀和仁委員

在宅で、24名から25名ということは、その他は全て施設で介護を受けておられるというふうに考えていいわけですか。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

すいません、先ほど700名ほどって申し上げたんですけど、386名が平成30年4月1日現在の寝たきりの方の人数になります。

700人は、済みません、自立の方のところになっています、人数が。

それで、先ほどの介護見舞金については、在宅の方に限ってになります。

それ以外の方は、施設だったり、入院をされている方になります。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

古賀和仁委員

何でこういう質問をしているかというと、施設、病院でなくて、自宅で介護をされている

のが大変だと、ほとんど仕事をやめるか、もうかかり切りとか。

それで、これを見ると、年間1人頭大体十何万円かという、これで計算すると、25人ということは、ざっと計算すると、12万円から13万円ですね、年間。

私は、介護を家族でやった場合は、もう少し負担の軽減をすべきじゃないかと、その点、もう少し援助をしてやるべきじゃないかと思っているんで。

そのことについて、いろんな協議をされたことがあるのか、今後、これについてやっていかれるような考えがあるのか。

これからいろんな形で、地域包括ケアシステムですか、在宅で医療も介護も、それからほかのことも、いろいろやっていくという形になってますから。やはり、家族でみんなやるとなると大変なんですよ、これ。

だから、そこについては、介護で、そこで仕事すれば、それに対してサービス料をもらえるってなっていますが、家族は家族だからもらえない。

ただ、家族は仕事をやめてやっているから、それに対しては、もう少し、家族でやっているところに対して援助ができないかということで質問をさせていただいているんですけど、今後、これについて何らかの形で考えられるかどうか、お尋ねいたします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

古賀委員の在宅介護のお話でございますが、国のほうも、施設から地域へというような考え方で、いろいろと事業を始めようとされておりますので、今後の国の動向を見ながら、検討していきたいというふうには思っております。

あと、例えば、紙おむつの支給をやったりとか、その他の事業も行っておりますので、国の動向等を見ながら、考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

古賀和仁委員

ぜひお願いしたいのは、市独自の補助っていうのもこれからやって……、補助っていう言い方は、私はあんまり好きじゃないんですけど、応援をしてあげるという、実際に家族がやっていく、そういうのもやっていただきたい。

これ、要望として言っておきます。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

牧瀬昭子委員

130ページの福祉タクシー助成金についてお尋ねしたいと思います。

こちらは、何人分で、何回分というふうに計上されていますでしょうか、教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

福祉タクシーの該当される障害の種類につきましては、冒頭の説明の中でさせていただいておりまして、タクシーの基本料金を助成する事業でございます。

申請者に対して年間36枚の利用券を交付している市単独事業でございます。

平成29年度は、交付者数が782人となっております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

年間に36枚ということで、1カ月3枚ずつだと思えるんですけども、市に何か言いに行ったりとか、病院に行ったりとか、お買い物に行ったりとかってということで、月にこれ3枚ではとても足りないという声が上がっていませんか、お尋ねします。

高島香織障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

窓口のほうでは、現在、多くそういった声を聞くことはないのですが、以前、牧瀬議員のほうからも御質問があっていたとおり、中には36枚では、もう少し必要だと思われる方の声もあるという話は聞かせてもらったところであります。

ただ一応、以前にも説明させていただきましたとおり、平成16年度から県の補助がなくなりまして、市の単費での運営になりましたときに、なるだけ、補助がなくなったからといって、全てなくすのではなく、存続させていこうというところで36万円を残させてもらったところでございます。

一応、以前確認しましたところ、近隣の市町村の中では、枚数がある程度多めであったとか、標準以上であったように記憶しております。

以上です。

牧瀬昭子委員

この周辺では、補助としては、とてもいいほう、平均的なところだということだと思えるんですけど、切実な事情としては、やはり1カ月に3枚っていうのは、往復、行く、で終わってしまうので、こういう補助が必要な方たちは、大体経済的に厳しい御家庭が多くて、それで、家庭の中に車で往復してくださる方がいらっしゃらない方とかってということもお伺いしております、ぜひこの部分、もう少し補助を上げていただきたいなということで、これは要望で、御検討いただきませんか。

お願いします。

中川原豊志委員長

ほか、御質問ございますか。

〔発言する者なし〕

では、先ほど藤田議員の敬老祝金の質問の中で、資料の提出ができればということでしたいておりますので、一応、この件について。

説明は要りますか。

藤田昌隆委員

説明というよりも、私のほうから、もう一回、よか。

先ほどからずっと、領収書のあり方とか、補助金の一覧表を出してもらっていますが、この返金額もきちんと出されています。

しかし、この返金額が発生するということは、本当は誰か、例えば、記念品をもらっていないとか、お弁当もらっていないとか、そういうことだと思うんですね。

だから、一回、きちんとした縛りじゃないけど、例えば、敬老会に来ていない人には、きちんとお弁当を出すとか、そういった返金額がゼロになるような形にしてくださいと——おかしい使い方をしなさいやないですよ、公平に、来れない人にもきちんと物を渡すとか、記念品を渡すとか、お弁当を渡すとか。そういうものをしてくださいということで、これはお願いでございます。

ぜひ今後、一回これも仕組みを考えてください、領収書のあり方からね。そういうことで、よろしくお願いします。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

すいません、私から1つだけ質問させてもらっていいですか。

134ページの高齢者福祉乗車券の助成事業なんですけど、797万9,570円。

これの、例えば、ここ数年来の推移というのを、まず教えていただきたい。

高齢者もだんだんふえてきているし、免許返納される方もふえてきているのかなと思うんで、今後の考え方についてもちよつと教えていただきたいなというふうに思っております。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

発券実績といたしまして、平成29年度が約1,780枚でございます。

平成28年度が約1,900枚でございます。

それと、平成27年度が約1,800枚、平成26年度が1,670枚でございます。

今後のことにつきましては、今のところ高齢化等もありますので、先ほど申し上げられました免許証の返納の分とか、そういう部分と合わせまして、もう少しPR活動をしていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

あんまり数字的には変わらないと、ちょっとでこぼこはあっても、余り変らないような状況、高齢者もふえてきているんで、段々ふえてきているのかなと思うんやけど。

何でふえないのかな、やっぱり知っている人、使っている人は、便利だと思っているけど、まだまだ認知度が低いのかなというふうにも思うんで、やはり、いい制度ですから、もう少しPRをして、予算も少し多めにとってでもやっていくべきかなというふうに思います。

個人的には、後々にはこれを、タクシーにも利用できるようにしてほしい。もう、ドアツードアでも行けるごとね、ミニバスもあるばってん、通らん地域はあるし、利用するところが少ないと、特に、ある地域は、何もないところばぐるぐる回ったって、誰も乗っとらんっていうところもあるけんが。

できれば、タクシーまで利用できるようにすると、本当に、高齢者の福祉、交通事故の抑制につながるかなと思いますんで。

これは検討していただきたいというふうに思います。

では、今、社会福祉課関係、ページ数でいきますと、137ページまで行っておりましたけれども、次の項目に行ってよろしいですか。（「休憩しとかんでいいですか」と呼ぶ者あり）

よかです、まだ。大丈夫です。今度は短かけん。

では、137ページ後段、児童福祉費から保育園費、児童手当費の143ページの中ほどまで、質疑をお願いしたいと思います。

生活保護費は入れていい。（発言する者あり）

そこまで行ってよかですか。（発言する者あり）

137ページの後段、児童福祉費から、次の保育園費、それから、児童手当、生活保護も含めて生活保護、それから、扶助費、国民年金は別にありますんで、そこまで、147ページですね。災害救助費まで。

樋口伸一郎委員

じゃあ、保育園費のところからお尋ねをしますので、144ページからお願いします。

まず、上から3段目の私立保育所等施設整備補助金の主要施策説明書の41ページを使いながら、ちょっと教えてください。

主要施策の成果の説明書では、一番上の目的の文章に保育供給量を拡充というところがあるんですけど、これ、当初からここまで来るまでに、この認定こども園2園の整備等も含めて、じゃあ実際に保育供給量が当初が何名おって——決算時でもいいんですけど、何名にな

ったっていうところ、まず教えていただけないでしょうか。

中川原豊志委員長

主要事項の成果の説明書、42ページを参考にしたほうがいいですかね。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

保育供給量につきましては、主要施策の成果の説明書の40ページをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうの表の定員という欄がございます。これが現在、市内の定員の数、保育供給量の数でございます。

それで、これにこの41ページの神辺幼稚園とカトリック幼稚園のこの表の保育定員、これが40名、60名ですので100名ふえましたので、先ほどの1,993名の定員プラス100名ということになります。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、100人ふえましたというところで、その41ページを使いながら、神辺幼稚園さんと鳥栖カトリック幼稚園さんがあるんですけど、保育の定員が40名と60名ですね。

これ、実際のところ、0歳児受け入れ、1歳児受け入れ、2歳児受け入れが認定こども園になったことで出てきたかと思うんですが、その内訳はわかりますか、教えていただければと思います。

中川原豊志委員長

2園の。（「中身です」と呼ぶ者あり）

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まず、定員について申し上げたいと思います。

神辺幼稚園は、1歳が6名、2歳が6名、3歳が9名、4歳が9名、5歳が10名です。

鳥栖カトリック幼稚園につきましては、0歳児が3名、1歳児が6名、2歳が6名、3歳が15名、4歳が15名、5歳が15名です。

これは定員の数でございます。

中川原豊志委員長

あとは、実際の受入数。

林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長

4月1日入所確認の児童人数になりますけれども、神辺幼稚園、0歳は入所されておりません。1歳が6名、2歳が9名です。

鳥栖カトリック幼稚園につきましては、0歳が4名、1歳が6名、2歳が6名となっております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

神辺幼稚園さんは、0歳児は定数がゼロですね。2歳児さんは、定数6名に対して実数が9名ということですね。

それと、鳥栖カトリック幼稚園さんが、0歳児が定数3名で実数が4名ということですね。

若干、3、4、5歳児は、もとからいたところのシフトとかもあるかと思うんで、ここではちょっと0、1、2歳児を対象に質問をさせていただきたいんですけど、定数よりも少しキャパはあるでしょうから、だからちょっと多めに入られているなあというところを踏まえて、ページ数を変えますね。

決算書の142ページをお願いします。

上から節2、3、4で、給料、職員手当等、共済費等で公立保育園と思いますけど、44名分ということで御説明があったかと思います。

そして、その下の節7賃金についてが、私が聞き損ねたのか、人数がちょっとわかんなかったんで、その人数を、まず教えてください。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

これは保育士、調理員合わせたものでございますけれども、保育士もフルタイムで働く嘱託の保育士さん、それから、産休代替等のフルタイムで働くんですけども、日給扱いの臨時職員さん、それから、スポット的に入る日々代替さんというのがあります。

調理員さんも嘱託の調理員さんと日々代替の職員さんがありまして、合計しまして71名分の賃金でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そうしたら、今度は、節2から4の44名分と、節7賃金の71名分でいいんですけど、これもまた、当初の状況と、ここに至るまでの人数の変化を、増減を教えてください。

正規職員と臨時さん、分けてでもいいんで。

いいですか。

中川原豊志委員長

当初からの。

樋口伸一郎委員

すいません、当初じゃなくてもいいんですけど、前から今までというところ、どこで区切

ってもよろしいので、ずっと変わっていないとか、少しふえたとか、減ったとか。

中川原豊志委員長

要は、正規職員さんと嘱託員さんの数の増減というのがあったかというふうなことです
か。

樋口伸一郎委員

数の増減です。

例えば、何とかコーディネーターさんが2名、正規職員さんにふえたと。そういうところ
の例でいいんで。

人数的な部分、変化を教えてくださいんですけど。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

正規の職員については、調理員、保育士合わせて45名おりますけれども、平成28年度末に、
ちょっと急に1人やめたので、平成29年度は44名になっております。

それから、嘱託の職員については、日々代替さん等は、大体一定してお願いをしているの
で、そんなに人数は、人はちょっと変わったりしますけれども、人数は変わっていないと思
います。

嘱託の保育士さんについては、今、保育士の確保が非常に難しいので、もう、あの手この
手、いろんな手を使いまして、確保策に奔走したわけですが、平成29年度中に嘱託
の保育士さんを11名採用いたしました。

ただし、平成29年度に新しい保育所が3つできております。

平成28年度末までに7名の嘱託の保育士さんが退職をされております。

うち4名が新しい保育所の職員として、採用をされましたので、11名採用いたしましたけ
れども、7名やめた後に11名を採用したので、実質的には保育士は4名しかふやせなかった
ということでございます。

樋口伸一郎委員

すいません、3択でちょっと答えていただけますでしょうか。

全般でいいです、公立保育園について、分けなくてもいいです、正規とか嘱託とか、公立
保育所に携わる方が、平成27年度、子ども・子育て支援新制度に移行してからでもいいんで
すけど、ふえたか、現状維持か、減ったかっていうと、現在どうでしょうか。

出たり入ったりで、現状維持で来ているのか、少しずつでもふえてきているのか、若干減
っているのかっていう3択ではどうでしょうか。数は問いませんので。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

手元にそういった資料を持っておりませんので、ちょっと推測の域を超えませんが、

減ってはいないのではないかと思います。

新しい保育所ができたときに、新しい保育所のスタッフの方々も非常に努力をされて、保育士をあちらこちらから獲得されておりますので、減ってはいないけれども、そんなにふえてもいないのが現状ではないかと思います。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

つまり、現状維持というふうにここは捉えさせてもらって、これ、いい悪いで聞いているんじゃないんですよ。

ちょっとまだ続きがありますんで、順次行きますけれども、現在の公立保育園は、全体で何人入れるか、さっきでいうと、定数と実数があると思うんですけど、全体の定数と実数の人数、変化とかじゃなくていいんですが、現状を教えてくださいませんか。

40ページ見たらわかるかとも思うんですけど、お願いします。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

現状というのは、直近の現状でよろしいでしょうか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

定数が、公立保育園4カ園合わせて515名です。

現在、入所している児童が376名、その差が139名でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。わかりました。

そうしたら、今までずっと、私立から公立で質問をさせていただいたのは、確かにお答えいただいたとおり、保育士がいらないんですよ。

全国的に問題っていうか、重要視されているところで、実際、表現が悪いですけど、分母の決まった保育士さん、公立と私立で異動されている方も多々おられると思います。

だから、募集されても、せっかく募集した方が出ていくと。

これはもう、本人さんの意向ですから、操作できるものでもないんで、しょうがないと思うんですよ。

ただ、質問の流れで申し上げたいのは、民間さんは、保育園そのものの数がふえていって、保育の量の拡充につながっているんですよ。

それで、そこで働く保育士さんは少ないので、いろんな工夫をされてきていると思うんですけど、やっぱり私立保育園がふえて、保育の量の拡充ができているということであれば、現状、そうなので。

公立保育園も、理想はふやしていったほうがいいと思うんですよ、正規職員さんで対応できればそれが一番ですし、嘱託職員さんで対応できるのであれば、それでもいいですし。

ただ実際、キャパシティーにはまだ余裕があつて、受け入れができないと。

これは、ひいて考えれば、現在働かれとる正規職員さんとか、嘱託職員さん、全部携わる方含めて、いっぱいいっぱいなんですよね。だから、いっぱいいっぱいじゃなくて、余裕があればまだ入れられるはずですよ。

これが今、一人一人の保育士さん——ここではもう分けないですけど、がいっぱいいっぱい状態でやっているんで、これ以上入れられないという状況があると思うんですよ。

ただ、施設そのものは、まだは入れるっていう現状があると思うんで、処遇改善も問題になっているじゃないですか。保育士さんの分母をふやすのは難しいと。

ただ、働く環境であつたり、処遇改善は、今も必要とされているので、できるところからやりましょうという推進があっているんですよ。

ただ、私立保育園は、賃金を上げたりできますけど、公立保育園に関しては、簡単にお金を上げるとか、給料を上げるってできないじゃないですか。

だから、やっぱり処遇改善にもつなげるためにも、もちろん保育の量も拡充させるための理想ですけど、なかなかぼんとふやすのは難しいので、処遇改善の点から考えても、やっぱり職員さんを少しふやして、処遇改善につなげると。

ひいては、保育の量も少しは入れられるようになるかもしれないんで、ここで最後に問いますけど、今後の公立保育園に関する職員さんの数の考え方ですよ。

理想は、担任さんになれるような正規の職員さんをふやしていく、1人でもふやせば全然違うと思うんですけど、それがちょっと困難ということであれば、今までの答弁ではそういうお答えもいただいておりますんで、せめて嘱託職員さんの役割を分担できるような感じでふやせば、私はいいかなと思うんですけど。

そのあたり、公立園の今後の数に対する……、私立も頑張っている、公立も頑張っている。

現在、ある間はそういうふうにはやっていかないかなかなと思うんで、ちょっとそのあたりのお考え、今後の考え方をお聞きしたいと思います。

最後です。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

まず、先ほど申し上げました公立保育所の定員に対する児童数、実際の入所児童数が少なく、欠員状態にあるのが139名と申し上げましたけれども、そのうちのうちの111名は3、4、5歳児の定員に対する欠員でございます。それで、この111名分の空きがあるものに対して、希望されている、申し込みをされている方は、いらっしゃらない状況でございます。

逆に、0、1、2歳については、今、欠員状況が28名でございます。これに対しての入所申し込み数が、私立も含めてですけれども、108名ほどいらっしゃいます。

ということですので、1人でも2人でも保育士が確保できれば、公立も私立もさらに受け入れることは可能になると考えております。

しかしながら、なかなか正職員の保育士をふやすというのは、財政上のこともございますけれども、厳しい状況にはありますので、できるだけ、この嘱託職員さんたちの業務の内容を、職員さんたちの意見も聞きながら、改善できるところは改善していきたいと考えているところでございます。

それと、ちなみに、正職員のほうも定年退職であつたり、途中でやめられたりする方がいらっしゃると思いますので、その分、採用試験を行って採用しているところでございますが、こちらのほうの希望も非常に少なく、募集をしても、受けに来られる方自体が1桁の状態がこのところ続いているというのもございます。

以上です。（「すぐ終わります」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

手短にお願いします。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

今おっしゃったとおり、その28名の部分っていうのが、多分、問題じゃないですけど、大きなところになってくると思うんで、重要なことは、今すぐふやしますとか、そんな答えは出せないでしょうから、そういう準備をしておく、今後そういうふうに、私立も頑張っている間は、公立も現状維持で、職員さん方にいっぱい無理をさせるのではなく、そういう考え方を持っておくだけでも全然違うと思うんですよ。

質の担保を図るためと、処遇改善のためにもって考えたら、保育の量ばかりじゃなくて、やっぱり、チャンスがあれば入っていただくという考え方を持っておいてほしいっていうのが1個です。

それで、やっぱり最後は、30年も50年も続かんと思うんですよ、やっぱり今の日本の社会背景上、いつかは子供の数が減ってくるんで、いつかは、成富議員も言われるとおり、蛇口を締めるような措置はとっていかないといけなくなると思うんで、逆に言うと、ここ10年、20年しかないかなと思うんで。

ぜひ前向きに考えて、取り組んでいただければと思います。

済みません、委員長、長くなりましたけど、終わります。

成富牧男委員

関連で、言おうと思っと思ったっちゃけど。

まず、資料について、主要施策の成果の説明書、40ページの分ですね。

これ、事業内容が延べ人数で書いてあるので、これを例えば、9月末現在とか、8月末でもいいです。

直近のわかるやつで、延べ人数じゃない人数をこの内容で、ぜひ、今すぐやなくていいですけど、資料をお願いしたいと思います。

中川原豊志委員長

資料ですか。（「まず、それが1つ」と呼ぶ者あり）

要は、延べ人数のところ、例えば、月平均何人というふうに書けばいいですよ。（「ああ、月平均でもいいか」と呼ぶ者あり）

成富牧男委員

それか、9月末現在とか、8月末現在とか。どっちかわかりやすいほうでいいです。

しやすいほうで。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この40ページの資料につきましては、一番右下の2万1,340人、延べ人数を12カ月で割りますと、1,778名になります。（「ああ、それでってね」と呼ぶ者あり）はい。

ただ、これはあくまでも月平均で計算するとの話ですので、年中増減を常にしておりますので、私の手元に、平成30年3月末現在の入所児童数、この表に近いものを、年齢ごとにくっておりますので、それでよろしければ、（「皆さんに」と呼ぶ者あり）それを提出いたします。

中川原豊志委員長

後ほど、じゃあお願いします。

成富牧男委員

それで、さっき1つだけ、保育担当の姿勢の問題として、予算もありますのでっていうのがありましたけど、やっぱりまず、ちょうど当初予算ももう始まりますよね、やがて。もう始まっておるかもしれんけど。

私たちが決算をこういう時期に、議会として始めたのも、次の当初予算に生かすという意味もありますので、はなから予算もありますのでっていう弱気じゃなくて、必要性から出発して、これ、前も私、一般質問で言いましたが、ぜひお願いしたいと思います。

それから、今のは答えをください。

それと、あと1つ、例の企業主導型保育所、いろいろ新聞には話題になっていました。

鳥栖市は空気がなくて満杯という話も、担当係長から聞きましたけれども、それぞれのホームページやら見ると、あそこは、えらい人材派遣業がくっついとるみたいですね。結局、もう全部、保育士をかつさらって行きよるような感じですよ。そういう面もある、保育士

はうちで準備しますからって言いよるわけよ。

だから、しませんかというふうな、それで、ある私立の保育園の園長さんから似たような話を聞きました、大変ですって。そこら辺は、どういうふうな見解を持っておられるのか。

いずれにしろ、これはやっぱり処遇改善なしには解決できないというふうに思っておりますので。

その2つ、姿勢の問題と、人材派遣会社がかかなりやっているんじゃないかということに対する見解、2つです。

石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

今後の姿勢の問題についてでございますけれども、保育の質を確保するというのも、子供さんたちをお預かりしておりますので、この辺は、非常にしっかり考えていかないといけないと思いますので、正職員をそこでふやさなければならないのか、それとも、嘱託職員で対応していくのかというのは、現時点でも、こうですってということではなくて、そのときそのときの状況をきちんと判断しながら考えていくべきと思っております。

また、来年度は、子ども・子育て支援事業計画を立てる予定をしておりますので、その中で、現状をしっかりと把握するようなデータを収集いたしまして、子ども・子育て会議の中で、またそういったお話も出てくるかと思っておりますので、お金がないからどうのこうのということではなくて、その辺はしっかり、現状をにらみながら、対応していきたいと考えております。

人材派遣の問題につきましては、人材派遣によって保育士さんを入れておられる園の中にはあると聞きますが、非常に高額なお金を取られるということで、なかなかその辺は、手を出しにくいじゃないですけど、そこまではできないというお声もたくさん聞いております。

それと、ちょっとうがった見方かもしれませんが、人材派遣で保育士さんを雇うと、もう時間がきっちりしていると、もう何時から何時までっていうことできっちりして、休みもきっちりとられるということで、非常に、いろんな状況に応じた対応がしづらいというお話も聞いております。

それを採用するかしないかは、その園長先生の考え方ではございますが、そういったことで保育の質が下がらないように、市としては、企業主導型も認可外の保育所の1つでございますので、大体12月ごろに鳥栖市は監査に、現地指導に入っておりますので、そういったところもきちんと状況を把握して、指導すべきところは指導をしていきたいと考えております。

以上です。

成富牧男委員

それは、最終的には、正規を入れるか、嘱託を入れるかっていうのがあるでしょうけれど、これまでの経緯からすると、若干、嘱託さんの処遇改善をやられましたけど、それはも入ってから後の2年目からやったかな、っていうことだから、最初に雇うときの力にはなんわけですね。

だから、そこら辺はあんまり考えなくて、とにかく問題は、予算よりも、その目の前にある子供、潜在的な待機児童も含めて、目の前におる子供をどうするかっていうことで捉えていただきたいと思います。

終わります。

まだ質問があるかと思いますが、休憩します。

~~~~~

ほかに質疑はございますか。

- 154 -

#### 石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

家庭児童相談員については、平成29年度の相談件数、これは実数で申し上げます、実人数のほうで367件です。

それから、婦人相談員のほうにつきましては、平成29年度の相談実績、116件です。

#### 牧瀬昭子委員

これは、そのときだけで終わらずに、ずっと継続して相談とか対応とかをされていくと思うんですけど、この人数が、2人と1人っていうのが、とても対応できる人数ではないんじゃないかなと思います。そのキャパシティーはどのようにお考えでしょうか。

#### 石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

家庭児童相談員、先ほど申し上げました367人の実数というのは、367人が全て相談の窓口にとられたのではなくて、例えば、入り口は、学校のほうであったり、あるいは、保育所とか民生委員さんであったり、それからお話がきて、家庭児童相談員さんもそこにかかわってというパターンもございますので、全てについて家庭児童相談員さんが実際動くわけではなくて、ケース会議には入りますと、実際、そこに訪問をするのは、今回のケースは、スクールソーシャルワーカーさんからの話が来たので、主にスクールソーシャルワーカーさんが相手の御家庭には訪問しますとか。

そういった役割を決めてやっておりますので、今のところは、2人で回っている状況です。

#### 中川原豊志委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

#### 藤田昌隆委員

142ページ、防犯カメラ設置工事費、116万6,000円か。

これ、4園ですよ。

それで、この4園というのは、この園から申請が出て設置したものか、何か市のほうで設定をするはずはないんですが、そこをまずお聞きしたい。

#### 石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

ここの節15工事請負費の防犯カメラ設置工事費につきましては、公立保育園4カ園に設置した防犯カメラの設置工事費でございます。

節19負担金、補助及び交付金の中の、144ページになりますけれども、これの上から3番目の私立保育所等施設整備補助金、こちらの中には、私立保育所が防犯カメラ等を設置した分に対する補助金が含まれております。

それで、なぜこの補助金を国が設けたかという、神奈川県相模原市で起こった障害者施設の殺傷事件を受けまして、全国のこういった福祉施設に防犯対策をとということで、国が

防犯対策に対する補助金を設けました。

ただし、公立保育所には補助はありませんので、公立保育所については、単費で設置ということになります。

#### **藤田昌隆委員**

要するに、公立は市のほうで、私立とか企業内保育所等も含むんですかね、これ。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

国の補助に関しては、認可外の保育所にはなかったと思いますが、ちょっと情報が定かではないので、自信はございませんが、企業主導型については、国のほうが直接、施設整備費の補助を出しておりますので、もしかしたら、その中で防犯カメラの設置については見ているのではないかと思います。

ちょっとこれは、調べないとはっきりは言えません。

#### **藤田昌隆委員**

防犯カメラの威力っちゅうのは、やっぱり一番すごいですよね。

犯罪を未然に防ぐ、それと、実際にあったときに、防犯カメラの威力っちゅうのはすごいということで、私としては、企業内であろうが公立であろうが、もう絶対すべきだと思うんですが、ぜひ企業内保育園もさっき補助が出ていると言いますけど、鼻くそみたいなものですよね。実際に各企業がやっているのは、もう赤字で真っ赤っ赤なんですよね。

その中で、防犯カメラまでっちゅうことで、ちょっと調べていただいて、もしそれが、利用できるものやったら、それも告知なり、そういうものをぜひしてもらいたいなと思っております。

以上です。

#### **中川原豊志委員長**

ほか、ございますか。

#### **牧瀬昭子委員**

先ほど、保育の質を担保するっていうところだったんですけども、どのようにして担保される予定というか、現在されていることと違ってというのがあれば、教えてください。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

まずは、国が定めております保育所保育指針というのがございますので、これに基づいた教育を行っているかどうかというのを毎年指導監査等に入りますので、そこはきちっとチェックをしていくべきと考えます。

それ以外にも、これも国の基準にはなりますけれども、例えば保育所の面積であったり、保育士の配置基準であったり、いろんな基準がございますので、そういうものをきちんと遵

守しているかどうか、その辺も県と一緒に監査に入りますので、きちんと把握をしていくべきと考えております。

#### **牧瀬昭子委員**

他市に働きに出ている鳥栖市の保育士さんの話なんですけれども、保育士さんが研修などでスキルアップといいますか、保育のいろんな教育環境も変わっていったところを、毎年毎年研修をされたりとかっていうので、レベルアップを図ってあるというお話を聞きまして、鳥栖市のほうでは、そのあたりの充実ってというのは、どのようにして図ってあるのかっていうのを教えてください。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

まず、県が開催する研修会が年に何回かありますし、また、鳥栖市の保育園では、保育会というのをつくっておられまして、こちらのほうでも研修会を年に2回か3回、開いておられますので、こちらのほうに積極的に保育士さん、参加をしていただいております。

また、保育施設として、保育士のレベルアップのために研修を受けさせることというのは義務になっておりますので、その辺は、どこの自治体も同じではないかなとは思いますが、そういった研修は、できる限り受けていただくようにしていただいております。

#### **中川原豊志委員長**

ほかは。

#### **成富牧男委員**

決算書の141ページ、142ページに関連して、今、手元にこういうのをいただきましたが、この中、平成30年3月現在の保育所児童受入状況、私はもう、中身の話じゃなくて、今数えたら、市立、地域型、合わせたら、21ありますよね。

ここに対して、鳥栖市は、こども育成課は、正式な名称はどうなるのか、市が指導しているかといかんわけですね。

大変やろうねって、正直言うと思うんですが、さっき言われた質の確保を担保する上でも。

だから、そこら辺はどうされるんですか。人でカバーするんですか。

どういうふうにしようと、何か私立が少ないときと、これだけ地域型を含めてふえてから後で、何か新たな手だてをとられたとか、うんにゃ、なかなかそこまでいかんとですよ、こういうふうにできたらなとか、何かそういうのがないと、ちょっとまずいなど。見た目は何となくうまくいきよるごたっても。

そう思うんですけど、そこ、どう思われていますでしょうか。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

この表で言う公立と私立については、県のほうが監査に入られるときに、市も同行してお

りますので、そこでどういったことを指摘されているかということのチェックと、それに対する改善等をどういうふうにされたかというのを、うちのほうで確認をしているところでございます。

地域型につきましては、市のほうが単独で指導、監査のほうに入りますので、おっしゃられるように、以前は少なかったんですけども、非常にふえておりまして、ここには上がってきておりませんが、企業指導型とそのほか認可外保育所もありますので、こちらのほうの数かなりふえてきております。

確かにちょっと大変になってきたなという感じはございますので、この辺の人員配置的な強化を考えていかないといけないというのと指導、監査に関するマニュアルといいますか、そういったものをきちんとつくっておかないと、うちのほうも人事異動等で人が変わりますので、一定したその保育の質の確保ということにいかないのではないかと、今、課題であると私も考えております。

#### 成富牧男委員

私と同じ思いをされているということがわかりました。

これも、それこそ、さっきの話じゃないですけど、当初予算の中で、ぜひしっかり、財政課のほうにも今の現状を訴えていただいて、それこそ、費用対効果っていうのは、何人そこに人数を置きましたではなくて、子供たちがどう育っていったかっていう、鳥栖市の未来——鳥栖市だけじゃないかもしれんけど、を担う子供たちになってくれるかということだと思いますので、そういう意味でも、ぜひ、質の問題として捉えていただきたいなと。

がんばってください。

#### 中川原豊志委員長

ほかはよろしいですか。

〔発言する者なし〕

今、147ページの中ほどまでということでお話をしましたけれども、そこまでの件で、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、飛びますけれども、207ページで、教育費の中に幼稚園費がございしますが、ここもついでに、先に質問があればお願いしておきたいなと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

では、この部分は今後もう……、先に行きます。

では、先ほど樋口議員のほうから質問がございました社会福祉会館、社会福祉協議会につ



いての資料ができましたんで、その資料のほうの説明を受けたいと思います。

#### 詫間聡健康福祉みらい部長

それでは、樋口委員からの社会福祉協議会の関係についての資料の提出と説明をさせていただきます。

今、お手元に第9号議案平成29年度社会福祉法人鳥栖社会福祉協議会社会福祉事業収入支出予算、これは、平成29年度の社会福祉協議会の当初予算案の議案になります。

1枚めくっていただきまして、平成29年度資金収支予算、社会福祉事業ということで、勘定科目、事業活動による収支、施設整備収支、その他の活動による収支、予備費、前期末支払資金残高という項目になっております。

この中で、当初予算額というのが平成29年度、前年度当初予算が平成28年度というところになっております。

この中の説明をいたしますと、収入の中での会費収入については、社会福祉協議会の開催に対する会費収入が上がっております。

それと、寄附金の収入、通常、社会福祉協議会がやっております香典返し関係等の寄附金収入がこの項目に入ります。

3段目の経常経費補助金収入といいますのが、本市からの収入ということで、指定管理関係、社会福祉課からあっております社会福社会館の指定管理、こども育成課にあります児童センターの指定管理の収支関係がこの補助金の収入に入っております。

あと、受託金収入に関して項目がありますけれども、1ページめくっていただきまして、下から7行目ぐらいから市の受託事業関係というものがあまして、それぞれサービス区分、項目を、上の段から言いますと、社会福祉事業、拠点区分、サービス区分というふうな区分ごとにありまして、具体的な事業といたしまして、ふれあいネットワーク事業、ふまねっと運動事業、高齢者の居場所づくり事業、身障者福祉センター運営事業、児童センター事業、ファミリー・サポート・センター事業。こういった事業の中での項目となっております。

また1ページ戻りまして、本市からの決算の部分につきまして、お手元の資料は当初予算の関係でございますので、予算、決算で数字は若干違ってまいりますけれども、この項目になりますと、経常経費の補助金収入、受託金収入、この項目の中に、先ほどから説明をいたしております社会福祉課のいろんな社会福祉協議会への支出関係が含まれるものというところでございます。

若干、予算、決算の関係で数値等の差があるかと思っておりますけれども、社会福祉協議会の理事会での審議された内容での資料提出をさせていただいております。

補足の説明となりますけれども、以上でございます。

## 中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この件につきまして、何か御質問ございましたら賜りますけど。

## 樋口伸一郎委員

ありがとうございます、この資料提供。

これ、質問させてもらったのが、実はこの全体収入っていうか、今、御説明いただいたんですけど、結構、地区ごとに聞くと、お金がいろいろ足りる足りんがあるみたいなんで、例えば、この収入が、そもそも社会福祉協議会の事業とか活動に満たされている金額であれば、地区によって足りないとかえたり足りるところっていうのを、しっかり社協さんにも考えていただきたいというふうに思います。

その部分っていうのをどこで判断するかちょっとわかんないですけど、その辺の地区単位のまた状況調査等も——どこがするかわかんないですけど、行った上で、いろいろ今後のことも決めていただきたいなと思って、まずはこの収入全体からお聞きしたところです。

私のほうは、ちょっと地区のほうの状況も今後しっかり踏まえていただいた上の支出になって、なおかつ事業もできるというふうにしていただければなと思って質問しました。

これ、質問というか要望です。

地区の状況もぜひお願いしますというところで。

ありがとうございます。以上です。

## 成富牧男委員

今さっきの説明ですけど、指定管理の分はどこに入っておるとおっしゃいましたでしょうか。まず、それを。済みません。

## 詫間聡健康福祉みらい部長

指定管理の部分につきましては、3ページのほうがよろしいかと思います。

下から4行目、身障者福祉センター運営事業、あと、児童センター運営事業という項目が上がってまいっております。(発言する者あり)

## 成富牧男委員

いや、多分、今の答弁は違う。

市の受託事業の中に入っている部分やけんが、受託収入の2,800万円のほうに入るとかな、サービス区分が。

だから、指定管理料がここに入るんじゃない、今のところじゃないと思いますが。

指定管理のほうは、経常経費補助金収入のほうに入っているというふうに最初説明を受けたと思いますが。(発言する者あり)

ちょっと、休憩します。

~~~~~

再開いたします。

先ほど、古賀委員から寝たきりの把握している人数ということで、当初は700人、その後、約300人というふうに申し上げておりましたが、寝たきりの方の要件といたしておりますのが、要介護3以上の方を寝たきりというふうにした場合は、鳥栖市内で808人の方がおられます。

あと、300人というのは、認知症の方の数を間違えて言っておりましたので、寝たきり者の数といたしましては、要介護3以上の方というふうにカウントをいたしまして、808人と訂正をさせていただきたいと思います。

失礼いたしました。

古賀議員、よろしいですか。

要介護3っていうのは、寝たきりとして捉えるわけですか。

要介護3っていうのは、要するに施設に入れる基準とは聞いてはいますが、寝たきりっていう感覚はあんまりないんですけど。

ちょっと、感覚的につていうのは悪いけど、要介護２と３で、３に上がるつていうのは微妙なところがあつて、３になれば施設に入れるというふうに、今、基本的にそういうふうに決められていますから。

1、2はもうデイサービスっちゅう感じですから。

何か、3とか4とか5という、幾らかわかるような気がするんですけど、3は、私にとっては、ちょっと微妙な感覚というか、あくまでも施設に入る基準というか、寝たきりっちゅうよりか介護があれば動けるっちゅう、そういう状態という感覚しかないんですけど、い

い です。

中川原豊志委員長

まだ質問、または先ほどの資料の説明等にも少し時間がかかるようでございますが、ちょっとお諮りいたします。

まだ本日の日程を終了はしていませんけど、以降の質問については、あすに続行したいというふうに思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、異議なしと認めまして、残余につきましては、あすに続行いたします。



中川原豊志委員長

本日はこれで散会します。

午後 4 時57分散会

平成30年10月 2 日 （火）

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 小柳 秀和

社会福祉課参事 武富美津子

社会福祉課長補佐兼地域福祉係長 庄山 裕一

社会福祉課高齢者福祉係長 佐藤 直美

社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 高島 香織

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課長補佐兼子育て支援係長 林 康司

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保みゆり

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

健康増進課長補佐兼国保年金課長補佐 名和 麻美

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 白山 淳子

健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 松隈 由美

文化芸術振興課長 松隈 義和

文化芸術振興課文化芸術振興係長兼市民課係長 大石 昌平

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 古賀 達也

スポーツ振興課スポーツ振興係長 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長	犬丸 章宏
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民協働推進課長補佐兼男女参画国際交流係長	下川 有美
市民課長	村山 一成
市民課整備係長	野中 潤二
市民課長補佐兼市民係長	熊田 吉孝
国保年金課長	古賀 友子
国保年金課健康保険係長	田中 綾子
国保年金課年金保険係長	原 隆士
税務課長	青木 博美
税務課管理収納係長	豊増 裕規
税務課長補佐兼市民税係長	槇 浩喜
税務課長補佐兼固定資産税係長	豊増 秀文
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	佐々木利博

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

健康福祉みらい部関係議案審査

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

市民環境部関係議案審査

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第26号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第27号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

1 人

7 その他

なし

午前10時2分開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

~~~~~

中川原豊志委員長

本日は、昨日に引き続き、健康福祉みらい部関係議案の審査を先に行います。

まず、先日説明の途中になっておりました社会福祉協議会関係の説明のほうからお願いをしたいと思います。

資料の配付をします。

〔資料配付〕

小柳 秀和 健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

おはようございます。

昨日に引き続きまして、鳥栖市社会福祉協議会の事業に関する資料でございます。

決算書のどの部分に各事業が記載されているのかという部分についての資料でございます。

社会福祉課とこども育成課の分がありまして、それぞれのページ数及び補助金か委託料かの区分、並びに平成29年度決算額と合計金額を載せているところでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

今、説明がございましたが、御質問、御意見等ございましたら、お聞きします。

成富牧男委員

私からは、まずこの資料の 1 番目の社会福祉協議会補助金。この内訳をお願いします。

それから、同じような意味で、この４番の鳥栖市社会福祉会館の指定管理の分と、今度はこども育成課の分の鳥栖市社会福祉会館の指定管理、これの内訳。

以上が質問です。

中川原豊志委員長

補助金と指定管理料等の詳細がわかればということですが、

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

まず、社会福祉協議会補助金につきましては、運営費の補助といたしまして、人件費等に  
係る分が主なものでございます。



**中川原豊志委員長**

再開します。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

お時間をいただきありがとうございます。

先ほどの、3,300万円の主なものにつきましては、人件費で3,115万1,000円が人件費となっておりまして、その他の分につきましては、事務費等になっております。

以上でございます。

**成富牧男委員**

この資料を出してもらうに当たって議論になったと思いますけれども、これ何人分の人件費ですか。

もうちょっと合わせて言います。

何人分の人件費か。例えば、そのほかにこの2つの指定管理の分で人件費は含まれているのか、含まれていないのか。

さっきお答えあったと思いますが、それとこの補助金の人件費は――正規の職員さんの嘱託さんとかいろいろあると思いますが、指定管理の分は、正規の職員とか嘱託職員さんとかは入っていないのかっていう話。

そして、それが補助金の分とはダブってないのかっていう。

**中川原豊志委員長**

人件費の内訳も含めてですね。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

社会福祉協議会の補助金の分の人件費につきましては、会長、正規職員数3名分、嘱託職員11人分、非常勤が4人分。

以上19人分の人件費となっております。

**中川原豊志委員長**

それと、指定管理委員のほうに。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

その下の指定管理のほうにつきましては、936万8,000円の主なものといたしましては、リハビリを行ってもらう職員の賃金が288万円ほど、各種講座の講師謝金が243万円ほど、あと光熱費が170万円ほどとなっております。

**成富牧男委員**

社会福祉課長の今の答弁は、別途ですか、賃金の方は。288万円の賃金の方は、別途ということですか。別の人。

**小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

別の方でございます。

**成富牧男委員**

同じ質問で、こども育成課長にお願いします。

さっきの450万円の人件費がと言われた分がダブっていないかという話。

**石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

児童館の館長1名、児童厚生員1名。

この館長と児童厚生員は常勤でございます。

サロンの指導員、非常勤で1名分の賃金でございます。

**成富牧男委員**

今のも別だということですよ。

この本体、社会福祉協議会補助金の中の職員とはもう別だということですね。

**石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

別でございます。

**成富牧男委員**

わかりました。

また後から質問します。

**樋口伸一郎委員**

順番に、書類とはちょっと離れますけど、内容的なこと。

最初は、社協全体のことでちょっと説明をいただいているんですけど、資金残高とかで考えると、毎年、社協さんそのものは三、四百万円の赤字という、言い方は悪いですけど、マイナスの状況で、最終的に、当期末、前期末で大体赤字が出てて、当期末でゼロになっているっていうふうになっていると思うんですよ。

社協さんの決算、収支予算とかも含めて考えると、前期マイナスで、最後にきれいにゼロになるということなので、言い方が適切かわかんないですけど、赤字に合わせて、それがちょうどゼロになるように、最終的に市が助成しているんですかね。

例えば、市の助成金だけで全てを賄っているわけではないと思うんですよ、いろんな自主事業とかでの収入もあって、合計金額は、社協さんそのもので動いている金額は、市から出したお金以上に動いていると思うんですよ。

その分っていうのは、それがゼロになるような出し方をされているのか。

それとももう、もともと出したお金でやってくださいって言っているのか。

例えば、前期マイナスでしたと。そうしたら、途中で補正を組んで、その赤字が相殺され

るような金額にして、帳尻を合わせると。そこはどうなんですか、全体なんですけど。どこかで合わせていかんとゼロにならないので。

#### **中川原豊志委員長**

要は、昨日の決算書みたいな、資料を見るとそういうふうに見えるということですよね。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

当初予算で社会福祉協議会の予算を調定した分以降、補正予算を組んでおりますが、事業に対する補助等を行っておるところではございます。

#### **樋口伸一郎委員**

わかりました。細かい金額っていうよりも、マイナスとかで行っているのを途中で補正して合わせていくのか、それとも当初から変えずにやっていくのかですけど、当初から変えずに多分、無理だと思うんですよね、需要がもう見込めないものもあるので。

だから、今の御答弁でいいと思います。

補正で多分、どっかの事業に充てながらでも組んでいきながら、最終的には、相殺されてゼロになっているという理解のもと、次の質問なんですけど、ということは、例えば、社協さんのほうから地区のことをちょっとお尋ねしたいんですが、地区のほうに助成が行くと思うんですけど、各地区に幾らとかいうのが決まっていると思うんですけど、それを判断するところっていうのは、もう鳥栖市、こっち側でいいんですか。

社協さんが幾らって決めるんじゃないくて、こっち側で各地区が幾らっていうのに基づいて、ただ社協さんでワンクッション、そこから助成してもらっているっていう考え方でいいんですかね。地区の助成に関して。

#### **詫間聡健康福祉みらい部長**

平成29年度の社会福祉協議会全般的なものの中での、まず収入の関係、支出の関係、若干、補足説明をさせていただきます。

収入の中では、会費収入、寄附金収入、経常経費補助金収入、受託収入、貸付事業、その他の中で賄っておるところでございまして、先ほど補正の関係がございましたけれども、人件費の支出の関係について、職員関係の人件費については、当然、決算見込み等で調整するということは出てまいります。

あと、質問の關係の、各地区の社協の關係なんですけれども、当然、事業費支出の中での支出になりまして、それぞれの各地区に対応する分、昨日説明しておりますふれあいネットワーク、高齢者の居場所づくり、そういった關係について、各地区への均等の配分をなされておるものと理解をしていたしておるところでございまして。

以上です。

## 中川原豊志委員長

社協のほうでやっている。

## 樋口伸一郎委員

わかりました。

ということは、向こうのほうが活動状況に合わせて助成しているという考え方でよかですね。

そうしたら、最後ですけど、ここを上げる下げるっていうのは、そもそも可能なんですか。

例えば、活動状況に応じて、多いところ、少ないところ、事業をいっぱいやっているところ、少ないところって、もう全部同じ状況ならわかるんですけど、人数も違えば、活動の頻度も違ってくるのかなというふうに思うんで。

そのあたりというのは、均等だと考えやすいけど、そこは調整することっていうのは可能なんですか。

## 詫間聡健康福祉みらい部長

本市といたしましては、鳥栖市の社会福祉協議会に対する事業支出ということになっておりまして、その中での社会福祉協議会での各地区への事業委託なりっていうふうな計上というふうに考えております。

その中で、社会福祉協議会の中での考え方、それぞれその事業があるということでありますので、市としては、そういった考え方っていうのは、意見は言えないのかなっていうのが実情でございます。

あと、先ほどの収入の関係については、再度申し上げますけれども、県の社会福祉協議会からの事業収入等がありまして、県、市、あと寄附金の収入、会費収入で賄っておるものと理解をいたしたところでございます。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

## 中川原豊志委員長

よろしいですか、ほかは。

## 成富牧男委員

これは確認です。

きょうもらった資料の説明と、この間の資料の3枚目の事業区分一覧表というやつを見て、大体わかったんですけど、私が、大体どげんなっととかいなって思ったのが、委託料がずっとあって、上に補助金が3つありますよね。

だから、一番上の社会福祉協議会本体の仕事は、そんなら、何かいなど。

委託料ちゅうのは、乱暴な言い方すると、得意やけん、ちょっとやってもらえんでしょう

そうやったら、こっちの3番目に社会福祉事業ちゅうことで、ずっと書いてあって、一番下のサービス区分のところに市受託事業ということでざっと書いてあります。

中川原豊志委員長

小柳 秀和 健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

古賀和仁委員

先ほどの説明でいくと、残りの分は県からの補助金というふうに考えていいわけですか。

詫間聡健康福祉みらい部長

今の御質問の中では、多分、3ページの1億円という数字と、2ページの上の段の8,900万円の差額を言われているのかと思いますけれども、それは、事業活動による収支における8,900万円と、あとその他の活動収支の部分と予備費関係がありまして、これを合計いたしますと、3ページの1億28万円に一致すると思いますので、県からの部分については、収入の中に入っております。

経常経費補助金収入5,011万円の中に入ってまいります。

以上です。

古賀和仁委員

市の補助金が三千万円幾らで、県のからの補助金が2,000万円ぐらいというふうに考えてい  
いわけですか。

中川原豊志委員長

休憩します。

午前10時27分休憩



午前10時34分開議



**中川原豊志委員長**

再開します。

**詫間聡健康福祉みらい部長**

ただいまの社会福祉協議会の補助金、委託金についての答弁でございますけれども、今回、資料を提出させていただいておるのが、今決算の部分での社会福祉課、並びにこども育成課に対する補助金、委託料の資料を提出させていただいたところでございます。

社会福祉協議会全体の事業関係についての資料につきましては、今委員会の中で整理いたしまして、提出をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**中川原豊志委員長**

今、部長のほうから答弁ございましたけれども、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、委員会中に改めて資料の提出をお願いいたします。

では、今回の社協関係の質疑、資料の説明については、以上でよかですか。

**牧瀬昭子委員**

主要施策の成果の説明書の34ページなんですけれども、いきいき健康教室が元気クラブと内容的に同じような形だと思うんですけれども、これを分ける必要っていうのはどこにあるのでしょうか。

**佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長**

いきいき健康教室については、65歳以上の高齢者の方。

元気クラブについては、要支援の1、2、あと基本チェックリストに該当された方になっております。

だから、対象者が違う教室になっております。

**牧瀬昭子委員**

これ、一緒にするっていうのは難しいっていうことの理解でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

わかりました。

ありがとうございました。

**中川原豊志委員長**

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、引き続き決算認定の審査を行います。

決算書の147ページの中段から、款4衛生費、保健衛生費から予防費までを含めたところで、147ページから153ページまでですね。

よろしいですか。

147ページから153ページの衛生費関連の質問をお願いいたします。

**藤田昌隆委員**

150ページの一番下、不妊治療費が606万4,000円上がっていますが、これは市内だけなのか、実際に市外で受診したものもいいのか、その辺を。

600万円だと、恐らく、四、五十万円かかったりしますよね。

だから、人数と、それからあと、この治療を受けたときに、市外でもいいのか。

そこだけをちょっと教えてください、仕組みを。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

平成29年度におきましては、不妊治療の助成の申請を開始された方は71名でございました。

うちの不妊治療助成の上限が年間10万円までっていうふうになっておりましては、71名の平均助成額は8万5,416円となっております。

治療される医療機関につきましては、市内に限らず、市外でも県外でも、国内の医療機関であれば、治療された分は助成をすることにいたしております。

以上です。

**中川原豊志委員長**

ほかはよろしいですか。

**藤田昌隆委員**

150ページ、上の広域小児救急医療支援事業協力金。

これ、説明では聖マリア病院だけですか。一緒にこの協力金を支払ってるのは、聖マリア病院だけ。

例えば、大学病院とか、その辺は関係ない。

**中川原豊志委員長**

久留米大学ですか。（「わからない」と呼ぶ者あり）

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

久留米広域小児救急につきましては、19時から23時までは聖マリア病院内にある小児科の外来のところを久留米広域小児救急センターとしてあの場所を使用しております。

その間の運営費を久留米広域市町村圏事務組合に入っています4市2町と、あと参加市町が、鳥栖市と基山町、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町がございますので、その市町で運営費を出しているという形になっています。

それで、そこの救急センターに診療をしていただいている先生方は、聖マリア病院の小児科の先生とか、久留米大学の小児科の先生、鳥栖市内の小児科の先生が交代で従事されているっていう形になっております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

**成富牧男委員**

154ページの委託料の備考欄の一番下の予防接種委託料、14種類、法定予防接種、定期予防接種の分ですけど、今、私、子供のインフルエンザ助成なんかの質問をさせていただいておりますけれども、法定外で助成しているような事業はない、鳥栖市の場合はないということでしょうか、予防接種。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

法定外の予防接種の費用を助成している部分はありません。

**成富牧男委員**

よその市町では結構されているんですけども、ここにある金額の1億9,770万3,112円ですけど、これ、交付税の性格っていうのもわかりながら質問しますけど、これについては、交付税措置がされているっていうふうに聞いてますけれども、具体的に、鳥栖市の場合はこの予防接種に係る交付税措置はどれぐらいっていうのはわかりますか。

以上。

わからんなら、後でもいいです。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

一応予防接種経費の9割が交付税措置というふうにされております。

**成富牧男委員**

それなら、それを機械的に当てはめると幾らになりますかね。

実質負担額というのか、機械的に。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

機械的に計算をいたしますと、交付税が1億7,793万2,800円になりますので、実質負担額が1,988万3,111円（次ページで「1977万311円」に訂正）になります。

**成富牧男委員**

補助金とは性格が違います、負担金とも性格が違うというのはわかっておりますけど、子供に寄り添えば、それから、貧困対策にもなります、1回当たり3,000円が2回せんといかん、それで、そこに3人子供がおれば、その3倍とかお金を払わんといかんという話になりますよね。

さっき、これは直接関係ないかもしれませんが、説明の中、決算の……、今回じゃないですよ、決算の説明の中で、1月から3月は医療費かかっているのって話も最初想定していなかった、医療費がかかりましたのってという説明もあったと思うんで、こういった分もその中に含まれていると思います。

それから、あと1つ、例えば、数は少ないと思いますが、生活保護を受給されていると

ころにお子さんがいらっしゃる場合、これは予防接種ですので、医療の対象にならないと。

もし、生活保護を受給されているところの子供さんが受ける場合は、何らかの捻出をして、せんといかんような話になります。

それから、もう一つ、やはり皆さんに迷惑かけたらいかんと、学級閉鎖の原因を自分からつくつたらいかんとか、いろいろ考えられると思うんですね。

だから、そこら辺も加味して、ぜひ、12月補正、私は間に合うと思いますので、再度、そういうことを申し上げて、要望して終わります。

**中川原豊志委員長**

それは、インフルエンザということなんですか。

**成富牧男委員**

子供のインフルエンザの予防接種助成、ごめんなさい、そのことについて、ぜひ、考えていただきたいなと思います。

終わります。

**中川原豊志委員長**

要望ということで。（「はい」と呼ぶ者あり）

答弁できますか。（「数字の訂正をお願いしたいんですけれども」と呼ぶ者あり）

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

済みません、先ほど市の負担分で申し上げました数字が間違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

市の負担分は1,977万311円でございます。

**中川原豊志委員長**

単に10分の1するだけやけんが、（「申しわけございませんでした」と呼ぶ者あり）別に何かあるとかなあっち。

ほかはよろしいですか。

**古賀和仁委員**

152ページの肺炎ウィルス検診委託料なんですけど、これ、何か条件とか人数とかについてもいろいろあるんですかね。

**中川原豊志委員長**

再度。

**古賀和仁委員**

肝炎ウィルス検診委託料なんですけど、これは対象となる方が条件とか、なんかいろいろ、人数とかあるわけですか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

肝炎ウイルス検診の対象者の方は、市内に居住されております20歳以上の方で、これまでにB型肝炎とC型肝炎のウイルス検査を受けたことがない方でございます。

**古賀和仁委員**

何で聞いているかっていうと、国のほうからB型、C型に対してワクチン等の指針についてはいろいろあるというような話を聞いています。

今もやっていらっしゃるんですけど、これと直接関係があって、この検診をされているのかどうか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

佐賀県は、肝臓がんの方が全国でも一番多くて、その中の8割の原因がウイルス性っていうふうに言われております。

特に、この東部地区は、C型肝炎が多い地域でもございまして、その意味で、肝臓がんを予防するために早く見つけるためについていうことで、B型肝炎とC型肝炎の検査を行っているわけでございます。

**古賀和仁委員**

ということは、今までB型、C型かかってなくて、全員ができるという、そして、全員に対してこういうことを周知っちゃうか、何かの告知をされているっていうことですか、情報を出されているのかどうか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

肝炎ウイルス検査につきましては、県のほうでも広報、周知に努めておりまして、お勤めをされている方につきましては、無料で県内の医療機関で肝炎検査を受けられるようにもなっておりますし、うちのほうの健康診査のときにも、肝炎ウイルス検査を同時に、無料で行っておるところでございます。

**古賀和仁委員**

たびたびすいません。

当然、これをもって、かかった場合は、国にワクチン等の申請を進めるみたいな感じになってくるわけですけど、これで分かった場合、事後、どういうふうな対応をされるのか。

**坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

ウイルス検査で陽性に出られた方につきましては、まず、うちのほうから精密検査の紹介状を発行いたしまして、精密検査の指定医療機関がございまして、そちらのほうの病院に行っていただいて、詳しい検査を受けていただくことになります。

それで、その結果によって、肝炎の診断がついて、治療が必要になった場合には、県のほ

うから治療費の助成、それから、精密検査の助成を受けることができますようになります。

それで、うちのほうは、一応精密検査の紹介状を発行いたしますので、その方がきちんと精密検査を受けていただいているかどうか、また、その結果、治療が必要な方については、きちんと病院の受診をされているかどうかというところの追跡をいたしまして、フォローをしているところでございます。

#### **古賀和仁委員**

今までかかっていない方、対象はどのくらいで、実際に受けられたのは何名くらいだったかわかりますか。

#### **中川原豊志委員長**

平成29年度ということによろしいですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

肝炎ウイルス検査の平成29年度の受診者につきましては、20代から30代の方につきましては、対象者が8,295名中、受診者が111名で受診率は1.3%。

40歳以上の方につきましては、対象者が1万8,050人で受診者数が379名、受診率は2.1%となっております。

この対象者の中には、今までに病院等とか職場で受けられた方もいらっしゃると思いますが、その分の数の把握ができておりませんので、まず、鳥栖市の検診でウイルス検査を受けたことがない方というのが対象者数に上がってきております。

#### **古賀和仁委員**

何名くらいの方が、受けられた方で、B型、C型それぞれあったのか。

そういうのは公表できますか、大丈夫ですか。

#### **坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長**

平成29年度の検査を受けられた方の中で、要精密になられた方、一応、うちの検査で陽性に出られた方については、379名中3名。

それから、B型については、6名の方が陽性になっておられます。

#### **古賀和仁委員**

その受けられた方が多いのか少ないかは、今のあれではちょっと私も判断できないんですけど、これから、やっぱり佐賀県も肝臓がんが一番多いという、撲滅っちゅうか、少なくするというふうな対策をやっておられますので、ぜひ、これからはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

#### **中川原豊志委員長**

その他、何かございますか。



これにつきましては、歳入としては上がっておりませんで、コンクール実行委員会のほうの歳入として上がっている次第でございます。

以上です。

#### **成富牧男委員**

これは、説明の中でもあったように、例の文化事業協会に委託していた分については、事業を2つに分けられて、適正な形に直されているようではございますけれども、これについては、いわゆる総計予算主義、全ての収入は歳入のほうに、全ての支出は歳出のほうに上げるっていう総計予算主義の面からいっていかげんなものかと思うんですけど、いかがでしょうか。

#### **松隈義和文化芸術振興課長**

この件に関しましては、確かに文化事業協会の分につきましては、平成29年度より無料で行う事業の分については委託料、収入を得る分については補助金ということにいたしました。

確かに、先ほど言いましたように、フッペルピアノコンクール参加料を徴収して、収入がございますので、この件に関しましても、今後、見直しも含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

#### **成富牧男委員**

ぜひ見直しをしてください。

コンプライアンスの問題が今、この鳥栖市でも取り沙汰されているときですから、少しでもそういう疑問があるやつは是正していただきたいと思います。

この件については終わります。

#### **藤田昌隆委員**

236ページの一番下、1,580万7,000円。

これは、文化会館のいろんな補修工事、それから、施設用の購入費とか、物品購入費も48万円上がっていますが、約1,600万円。

それで、これは要望なんですけど、今、市民文化会館の前の石畳——入口のところね、あそこもかなりでこぼこというか、あれがあって、車椅子とかお年寄りが来られたときに、ひっかかったりしているんで、あそこの補修の金額も入っているのかなと思ったら、入っていないんですね。

それと、外観もかなり、雨だれとかああいうものもあって、そこの補修の予定はないのか。

なぜ、これ一緒に組み込まんやったか、ちょっと後になって思いましたので、そこを答弁をお願いします。

#### **中川原豊志委員長**



今後の改修、補修計画とかも踏まえたところで、計画があれば。

#### **松隈義和文化芸術振興課長**

私どもが毎年、財政課のほうに中期財政計画というものを提出しておりますが、その際には、事前に建設課のほうと協議をいたしまして、いつ、どんな補修工事をやっていくかっていうのを計画的に協議はしているところでございます。

それで、緊急性を要するところにつきましては、その都度予算要求いたしまして、しておりますし、また、計画としては、平成34年をめどに大規模改修を考えているところでございますが、それと同時に、維持管理課が実施している公園施設長寿命化計画という補助金に乗れば、もっと前倒しで、そういった、議員が指摘された分も含めて、改修等が可能になってくるんじゃないのかなというふうに考えております。

以上です。

#### **藤田昌隆委員**

今、言われたその公園内のあれは、今補助が出ているんで、早くそれを利用してね、平成34年とかそういう先じゃなくて、補助金があるうちに、そういうものはがんがんやるべきなんですよ。

だから、税金を無駄に使わない、有効に使うっちゅうのは、こういうことではないかなと思うんで、ぜひ、もう一回見直しをして、あの文化会館は、評価的には高い、音響にしてもすばらしいと、周りの環境もすばらしいという評価を受けているんで、やっぱりそれらしく、実際に外観から、それから、先ほど言った高齢者とか、車椅子がなかなか、引っかかりたりするとか、そういうのがあるんで、その辺をもう一回見直して、ぜひ、やってほしいと思っております。

以上です。

#### **中川原豊志委員長**

要望ということですね。

ほか、ございますか、

#### **成富牧男委員**

関連してっちゅうたら怒られそうやけど、関連してですが、前から言っています研修室ですかね、市民文化会館の一番手前ですから、北側の手前の奥のほうに研修室がありますけど、前質問しましたように、2階、3階へ行くのに、車椅子の方、行けないですね、抱えてもらっても、結構細い、狭い階段やし。

そのことについては、具体的には前も申し上げましたが、あそこは合唱団の人たちが使っているんですよ、3階の研修室。

御多分に漏れず、鳥栖市の合唱団も結構高齢の方がいらっしゃいますけど、あそこ、階段を上りきらんごとなったら、もう心ならずもその合唱団をやめんといかんわけですね。やめんといかんわけですよ。

だから、そういうのをそのまま放置していいのかっていうことを、再度、言うまでもなく、障害者差別解消法とかバリアフリーとかいろいろありますよね。

そういうのがある、バリアフリー法とかある中で、やるとすればこの平成34年度をめどにと言われた大規模改修の中でやるっちゃうことになると思いますけど、かつて麓のまちづくり推進センターの質問をどなたか議員がされたときには、いや、これはしませんというのが、橋本市長の最初の答弁だったんですね。

しかし、実際、大規模改修の中で、あそこは外付けでエレベーターができていますよね。

だから、エレベーターですか、どういうふうな方法ですかは別として、さっき言ったように、せっかく合唱団に入っている人が、そういうふうに自分の身体的な問題でできないってということで、合唱団を離れるということが、私はあってはならないと思うんです。

ぜひさっき、その都度、なるべく自分たちが思うやつは予算要求もやっているとされていて、平成34年度をめどに大規模改修をやると言われたその中に、ぜひ、その分も含めて、理論構成をして、今のご時世ですから、そういうのは当然、正当性があると思うんですよ、予算要求するにしろ。

ぜひ、要望をしたいんですが、やるって言えんのもわかっておりますので、答弁を求めます。

#### **松隈義和文化芸術振興課長**

私たちの施設も御多分に漏れず、バリアフリー化を進めていきたいというふうには思っておりますが、最大限、最低限でも、ちょっとどうにかできないかは、また大規模改修をする折に、できるかどうかも含めて、建設課等々、協議も含め、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### **成富牧男委員**

ここでできるとか言えって言っているわけないんですよ。

だから、認識を問うているんですけど、それは必要ですよっていうことなのか、いや、そがんとは要らんって、そりゃあもう、しょんなかこったい、ということなのか。

あそこは、健常者でも楽器やら持って上るっていう利用者の方もあるというふうに、前聞いたんで。そこ、認識だけ。

#### **松隈義和文化芸術振興課長**

バリアフリー化も含めて、進めていかなきゃならないというのは、もう私どもも認識しております。

以上です。

#### **成富牧男委員**

ありがとうございました。

#### **中川原豊志委員長**

定住・交流センター等についても結構でございますんで、質問ございましたら、お願いします。

#### **古賀和仁委員**

236ページの市民文化会館管理業務等委託料についてお尋ねします。

業務委託料等っていってもいろいろあると思うんですけども、これは具体的にはどういう業務を、それぞれ幾つもあると思うんですけど、幾らぐらいの金額で幾つに分けられて出しておられるのか。

詳細があればお尋ねしたいと思います。

#### **松隈義和文化芸術振興課長**

当会館の管理業務委託料といたしましては、まず舞台運営業務、約960万円。

あと、会館の清掃、害虫等駆除業務、3年契約なんですけれども、1,030万円ほど。

それと、空調、衛生、消防設備の保守業務を約980万円。

それと、電気設備保守管理業務を約325万円。

それと、あとは細かいところで、舞台つり物保守点検業務を約100万円。

100万円を超えているのは、以上のものでございます。

あとはこざこざ、警備業務とか自動ドアの開閉の保守点検とか、エレベーターの保守点検というのがこの中に含まれているところでございます。

以上です。

#### **古賀和仁委員**

業務ということで、それぞれ発注の仕方、いろいろあると思うんですけど、これ、どういう形で発注をされているのかお尋ねします。

#### **松隈義和文化芸術振興課長**

清掃及び自家用電気工作物の管理業務、それと、警備につきましては、指名競争入札をしておりますが、ほかのものにつきましては、随意契約を結んでいるところでございます。

以上です。

#### **古賀和仁委員**

舞台とか、960万円、最初言われた3つ以外の部分というのは、随意契約ということお聞きしましたけど、これ、それぞれどこにされているわけですか。

**松隈義和文化芸術振興課長**

最初に申しました舞台運營業務につきましては、株式会社トス・ステージサービス、次に、清掃、害虫駆除につきましては、株式会社サンビルサービスセンター鳥栖支店、それと、空調、衛生、消防等の保守業務につきましては、九州三建サービス、電気設備保守管理業務につきましては、九電工鳥栖営業所、それと、自家用電気工作物保安管理業務については、園田電気管理事務所、舞台のつり物装置等の保守点検については、三精テクノロジーズ九州営業所に委託をしているところでございます。

以上です。

**古賀和仁委員**

随意契約のところについては、いろいろな業務の関連上、やはり余り変えるのはよくないというふうなこともあると思うんですけど、これ、継続的には、現在どのくらいの長さでそれぞれ契約されているんですか、最初から。

**松隈義和文化芸術振興課長**

まず、舞台業務につきましては、業者が変わっております。

もともとはコスモ企画というところが開館当初からされていたというふうにお聞きしますが、十数年前に会社経営が悪くなりまして、その従業員として働いておられました方が今のトス・ステージサービスを立ち上げられて、そこがうちの文化会館に精通されているということで、そのまま随契に及んでいるというふうに聞き及んでおります。

それとあと、随契が、空調、衛生、消防、建築設備の保守で、九州三建サービスに随契しておりますけれども、これはもう開館当初から、この業者が空調等含めて精通しているというところで、随契をしているところでございます。

それと、次の電気設備保守管理業務も、開館当初から九電工鳥栖営業所さんのほうで機械設置、保守等をされていることから、随契になっているというふうに聞き及んでおります。

以上です。

**古賀和仁委員**

今後、他市のところをよく見てみますと、舞台装置にしても随契でないところも結構あるんですよ。

考え方だけで結構ですので、今後随契以外を選ぶという選択肢があるのかなのか、そこを含めてお尋ねしたいと思います。

**松隈義和文化芸術振興課長**

まず、舞台の契約中心だと思うんですけども、舞台というのはやはり、舞台及び照明、音響と三位一体で、どうしてもそれに精通している業者なり団体と契約しなければならない傾向にあるところから、今のところはよほどのふぐあい等がない限りは、随契でこのままいきたいというふうに思っております。

以上です。

#### 古賀和仁委員

すいません、考えとしては、別に全くおかしくはないんですけども、他の市ではいろいろな形でやっているところもあるということで、その辺は、ちょっと考えれば聞きたいと思います。

ちょっと話、しばらく行きますけれども、会館の使用に関する許可願いというのは、どういう形でされているのか、お尋ねしたいと思いますけれども。

#### 松隈義和文化芸術振興課長

会館の使用許可願につきましては、まず、電話等で受付、仮予約ということもできますし、直接予約っていうこともできます。

それで、申請そのものも早目に出していただくようにはお願いしているところでございます。

予約等につきましては、1年前からということで受付をしてしているところでございます。

以上です。

#### 古賀和仁委員

1年前からと言われたけれども、1年前から押さえることが可能なんですか。

例えば、普通の日とかは比較的あいていると思うんですけども、比較的人が集まりやすい土曜とか日曜とか祭日はなかなか厳しいところもあるんですけど、そういうところの割り振りっていうのはどういうふうにされているわけですか。

#### 松隈義和文化芸術振興課長

まず、1年前の予約につきましては、その月の1日からの予約制をとっておりまして、その際には、そのときに使用予約をしたいという方につきましては、集まっていただきまして、話し合いで決めさせていただきます。

日にちがかぶる場合につきましては、抽せんという形でしているところでございます。

そして、それを過ぎた後は、随時、電話及び直接言っていただければ、予約が可能という形をとっております。

以上です。

#### 古賀和仁委員

1日にやっているということなんですけど、これによると、毎月、次の月の……、例えば、8月1日に行けば9月1日から30日までを、その日に予約するということですよ。

ですから、1カ月前ということですか、それとも同時に……、「1年間」と呼ぶ者あり）いやいや、1カ月前に来れば、次の月の予約ができるというふうな説明を受けたと思うんですけど、違うんですか。

#### **松隈義和文化芸術振興課長**

例えば、今、10月ですけども、来年の10月の予約をしたいという方につきましては、その各月の1日に来ていただいて、話し合いをしていただいていると。

日にちがかぶれば、そのときは抽せんというふうになっております。

ですから、1日を過ぎたときは、来年の10月分からは電話等で予約は可能ですよ。翌月とかじゃありません。

#### **古賀和仁委員**

ということは、例えば、自分の好きなところは1年前じゃないと予約できないということですか。

例えば、「から」と呼ぶ者あり）1年前からしかできないということですか。

#### **松隈義和文化芸術振興課長**

一応、1年というふうな形はとらせていただいております。

以上です。

#### **中川原豊志委員長**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかの御質問、ありますか。

#### **成富牧男委員**

幾つかあるんですけど、今の使用許可の話ですけど、条例施行規則を見ると、今言われたようになっています。

それで、使用料の減免とかありますけれども、使用料の減免ができるのは、皆さん御存じのように、文化会館小ホールのほうだけですよ。

それで、大ホールについては、もう当初から減免一切なしですけども、何でしないのかっていう話は、もう今までできてきてますので、きょうはしません。

それで、大ホール、もともとの条例をつくるときに、減免規定を設けなかった理由について、御説明をお願いします。

#### **松隈義和文化芸術振興課長**

私が、この当時、開館当初から減免規定を設けなかった理由っていうのは、ちょっとわか

りかねるところでございます。

以上です。

#### 成富牧男委員

やはり、減免はできませんよと、私がいろいろ、使用料の見直しが必要じゃないかということ言っても、見直すつもりはございませんっていうのが、この間ずっと、今の課長さんだけじゃなくて、歴代の課長さん、私が議員になってから言われてきたところですよ。

ですから、そういうふうに、しないのであれば、使用料、私がいつも言う、1,000円未満と1,000円で分けている理由とか、その借りた人が料金を取らなかったら、営利団体が使っても、1,000円未満と一緒にだと、いろいろ今まで言ってきております。

だから、そういうのが正しいということになれば、それは検討するつもりは全くないといううちゅうことで今まで来ているわけですから、私からすると、そんならやっぱり大ホールのほう、それなりに要るやないですか、お金が。元手で、やっぱり幾らか先に納めんといかんからですね。

そういうのもありますし、そういうことを考えると、当然、ずっと話したら、なんでこっちはずもともと減免規定を設けられなかったんだらうかという話になっていくわけですよ。

だから、やはり、これについては、もうきょうはこれ以上言いませんけど、現在の責任者の方、課長さんなりが、やはりこれはこうだからっていうふうに、やっぱり答えるべきだと、答えにやいかんと私は思っております。

きょうはいいですので、もし、最後、間に合えば、この委員会中に、総括のときでも何でもいいし、お願いしたいんですが。

もう、要望です、それも含めて要望で。

終わります。

#### 中川原豊志委員長

今の成富議員の質問で、誰かお答えできる方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

であれば、委員会最終日にちょっと確認をしておいてください。わかる範囲で最終日に答弁をお願いいたします。

ほかの質問、ございますか。

#### 藤田昌隆委員

238ページの、子どもミュージカル補助金50万円上がっていますが、この50万円が、実際に皆さん方がどういうふうに思っているのか、ちょっと聞きたいんですが、50万円で満足されているのか。足りないと思われているのか。

もしくは、このミュージカルにかかわっている人たちの声を聞いたのか、現状をね。

そこをちょっとまず、教えてください。

**中川原豊志委員長**

課長の答弁でいいですか、部長答弁ですか。

**松隈義和文化芸術振興課長**

この子どもミュージカルの補助金につきましては、鳥栖市文化振興補助金交付要綱に基づいて支給していたところでございます。

それで、上限が50万円というところで、最大限度額を支給しておりますけれども、実際、確かに文化会館に来られる事務局の方については、毎年四苦八苦しているっていう声は聞き及んでいるところでございます。

以上です。

**藤田昌隆委員**

聞き及んでいるっていうか、今、子どもミュージカルは、鳥栖の代表的な、文化的に代表になっているんですよね。

ほいで、ことしも対馬のほうに行って、また鳥栖でもされたし。

これ、周年事業で始めた事業だと思うんですが、それが、もうここまで成長して、鳥栖の代表的なものになったので、縛りがあるようなことを言われましたが、この辺でその見直しはもう必要だと、私は思うんですよね。

それで、これにかかわらず、その下の伝統文化発掘継承事業補助金40万円、鳥栖謡隊・子ども能楽隊補助金40万円、ありますけど、例えば、比較していいのかわかりませんが、山笠では毎年200万円ずつ、そういうお金が出ているんですよね。

それから比較したら、これ本当、微々たるもんですよ。

だから、さっき聞きましたように、50万円枠内で決まっているから、はい50万円じゃなくて、もう少し柔軟性を持ってやっていただきたいなと思います。

これ、足りません。実際に今回、対馬に行ったのも、かなり親御さんたちの負担があったりね、皆さん方の協力の中で鳥栖を代表して行っているわけですよ。

だから、別途出たかどうかは知りません。知りませんが、ぜひ、「出たよ」と呼ぶ者あり）別途出ているかもしれませんが、通常の、これは今回、特別ということですから、50万円の補助金の見直しも、ぜひ、これはもう要望です。お願いします。

**中川原豊志委員長**

要望ということで、よろしくお願いします。

保健体育費関係も含めて、質問をお願いします。



## 成富牧男委員

定住・交流センター費の事業のことでちょっとお尋ねします。

237ページの下から次の239ページ、240ページですね。

私が聞きたいのは、あそこで今、住民票と印鑑登録証明書を交付していますということでやっておられます。

その所管そのものは、当然、市民課ですよ。

それで、現在、文化芸術振興課の係長さんが兼務をしていますよね、サンメッセの市民係長を。

それで、お尋ねしたいんですが、業務に支障が出るようなことになっていないのかどうか。

これ、件数とかは向こうで、やっぱり市民課のほうで聞かないかんですか。こっちでわかるなら、よかですか。

どれぐらいの件数が、発行部数ですね、やられているのかっていうのを、ちょっと教えてください。

## 松隈義和文化芸術振興課長

サンメッセでの住民票及び印鑑登録証明の発行だけですけれども、それにつきましては、平成25年11月から稼働をしているところでございます。

それで、平成29年度の市全体の印鑑証明及び住民票の写しの交付につきましては、5万3,900件、そのうち、サンメッセが2,852件となりまして、おおよそ市全体の5.3%を占めているところでございます。

以上です。

## 成富牧男委員

実際、問題は、業務に支障を来していないかっていうことなんですけど、ここは、正規の職員何人で、あと何かいらっしゃると思いますけど、何人でされてあるのかですよ。

ここは、さっき言ったように、現場には係長さんがいらっしゃらないですよ。文化芸術振興課のほうに係長さんがおられて兼務しているという状態ですけど。実際の現場の仕事は、係長さんは当然されていないと思うんですね。

だから、実際は何人でされているのか。

それから、窓口をあけてある時間帯は何時から何時までなのか。

それから、年間どれぐらいあけてあるのか。

## 松隈義和文化芸術振興課長

サンメッセの職員といたしましては、正規職員が4名、それと、臨時嘱託職員が7名、計11名で対応しているところでございます。

今、うちの職員4名の中でも、市民課を経験したことがあるOBも2名配置されております。

あとは、時間といたしましては、9時から夜の7時まで。

休館日以外は全てあいているところでございます。

以上です。

#### **成富牧男委員**

非常にサービスが、市民から見ると、結構サービスが行き届いていると。

そのほかにも、火曜日開庁とか、何かいろいろありますよね。7時まで、この本庁のほうでもやっておられたり。

それはそれでいいんですけど、11名が全部……、大体平均何人ぐらいでされているんですか。当然、AとかBとかCとか、勤務があると思うんですよね。

#### **松隈義和文化芸術振興課長**

日によって事務所にいる人数というのは変わってきますけれども、平均して3名から4名は常時おるような状況でございます。

以上です。

#### **成富牧男委員**

そうすると、ここでのトラブルも、例えば、全くの機械相手やなくて、ここは対面でやるわけですよね、交付を。

トラブルもたまにあっているやに聞きますが、そのときは、どうされているんですか。責任者を出せとか、係長を出せとか、課長を出せとか言われたときには、課長やったら、市民課の課長ですよね。課長なんかも対応されること、多いんですか。

#### **松隈義和文化芸術振興課長**

そういったトラブル等がございましたときは、必ず市民課、係長なり課長なりに連絡するように、連絡網がそういうふうになっております。

以上です。

#### **成富牧男委員**

ちょっと待ってください。

今のは、文化芸術振興課の係長じゃなくて……、どういう意味ですかね、今の。ちょっとわかりませんが。

#### **松隈義和文化芸術振興課長**

通常の業務につきましては、もちろん私どもが対応いたしますけれども、先ほど言いましたのは、あくまでも住民票及び印鑑証明書発行に関する部分で、何かあった場合には市民課

のほうに御連絡をさせていただくということでございます。

**成富牧男委員**

そこがわからんのですけど、そんなら、そちらの係長さんは市民係長を兼務になってますけど、だけど、実質は名前だけということですか、今の話やったら。

いや、もうわかりやすく言ったほうがいいと思いますので。

**松隈義和文化芸術振興課長**

確かに一番精通しているのは市民課のほうですから、そちらのほうに連絡はしますけれども、もちろん、私どもの係長のほうも、何かありましたら、即座に対応をしているところでございます。

以上です。

**成富牧男委員**

今のは、どうも、ちょっと怪しい答弁に思いましたけれども、要は、むしろやっぱり、市民課でももちろん、この後質問しますけど、サンメッセを持ってある文化芸術振興課のほうから見て、現場の声ももうちょっと聞きながら、まさに、実際は、市民課の事業はこのくらいでしょうから、サンメッセ全体の事業から見ればね。

それに支障がないようにするのが課長の仕事だと思いますので、そこら辺は、しっかり目配りをさせていただいて、場合によっては今後、組織をいじられるときにでも、言うべきことは言って、業務に支障を来たさないようなふうにしていきたいと思いますと思います。

きょうはそれで。要望です。

終わります。

**中川原豊志委員長**

ほかの質問はありますか。

**成富牧男委員**

今度は、スタジアムの件。

スタジアムの使用について質問していいですか。

このスタジアム条例施行規則を見ると、使用時間とか、ずっといろいろ書いてありますよね、使用許可の申請。

この申請はいつから受理するかつちゅうたら、使う前の3カ月前から14日までにつて書いてありますが、それにずっと書いてあるんですが、あそこ、サガン鳥栖が使ってますよね。

サガン鳥栖の練習場で使われていますね。あれは、この条例規則からいくと、どこに当てはまるんでしょうか。

**古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

サガン鳥栖が練習しておりますのは、鳥栖スタジアム条例の中の、北部グラウンドに該当いたします。

以上です。

#### **成富牧男委員**

質問が悪うございました。

言いたかったのは、かつて委員会でも質問しましたが、かなりの日数、答弁の中で言っていたかいたんですが、平成29年度も使われていると思うんですが、それは、この施行規則のどこを根拠にして、二百何日やったかな、それぐらいの日にちを使ってあるのかをお尋ねします。

#### **古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

北部グラウンドの平成29年度の利用件数としては、264件でございます。

このうち、サガン鳥栖の練習以外の利用が11件ということで、250件ほどの利用がございます。

根拠といたしましては、鳥栖スタジアム条例施行規則の使用期間のただし書きで、市長が特に必要と認める場合はというようなところで、サガン鳥栖支援というような中で、優先的な使用を許可しているところでございます。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員長**

今の、北部グラウンドについてですね。

#### **成富牧男委員**

そうです、スタジアム条例が1本になっておるものだから、済みません。失礼しました。重ね重ね済みません、質問の仕方が。

スタジアム条例は、ベアスタのほうと、北部とセットになっていますので、それで、スタジアム条例施行規則。

今のお話では、私の直接の質問に対しては、第3条第2項やろう、「規則の第2条」と呼ぶ者あり）うん、規則……、2条。ああ、2条と、それから3条……、「使用期間のところに」と呼ぶ者あり）使用期間のところね。

使用期間の第2条に該当して、ただし書き、市長が特に必要と認める場合はこの限りでないということですが、これ、例えば、先ほど11件ばかりは、ほかの一般の使用があるっていうことですが、こういう、予約をしていた方々が、ごめんばってん、ちょっとサガン鳥栖が入るけんって、そういうことは、平成29年度はなかったですか。

予約を既にされているのに、サガン鳥栖の都合で、そこを取り消されたっちゃうか、ごめ

んなさいって言われた、された例はないですか。

**古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

そういう事例はございません。

**成富牧男委員**

わかりました。

いずれにしても、ただし、市長が特に認めるときっていうのは、何か別に内規みたいな感じで、こういう基準とかありますか。

**古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

ただし書きに関する基準等、要綱等については、持ち合わせておりません。

以上でございます。

**成富牧男委員**

別に、このサガン鳥栖だけではないケースも出てくるんだと思うんですよね、市長が特に必要と認めるときですから。

これはやはり、市民に対しては——市民って、鳥栖市民、それから、対外的にもそうですけども——きちっと説明ができるように、何であそこはよくって、うちはできんとかみたいにならんように、できれば、そういうやつもネットとか何かできちっとそういう基準とかについて上げるとか、なるべく透明性を高めていただきたいと思います。

答弁をお願いします。

**古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

成富委員のほうからもおっしゃっていただきましたけれども、いろんなケースがあるかというふうに思っております。

そういう、これまでの事例等を踏まえまして、また、ほかのＪリーグの自治体の、そういう練習環境等の状況等も調査しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**成富牧男委員**

じゃあ、最後に、さっき言われた11件の内訳を教えてください。

サガン鳥栖以外の使用で。

**古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

11件の内訳といたしましては、弥生が丘小学校の総合学習で1件、それから、サガン鳥栖のユースチームのトレーニングが4件、それから、県のサッカー協会の主催によります大会が1件、それから、市のサッカー協会によります大会が1件、それから、市内のサッカーチームによる練習試合が2件、それから、県外の高校の練習場が1件、それから、地元の弥生

が丘地区のイベントで1件の計11件でございます。

以上でございます。

**成富牧男委員**

ありがとうございました。

要は、今のお話の中では、サッカー以外でも使えると、弥生が丘小、それから、地元イベントとかですね。そういうことでも使えるということを確認しておきたいと思います。

終わります。

**中川原豊志委員長**

ほかに御質問は。（「248ページはオーケー」と呼ぶ者あり）はい。

**藤田昌隆委員**

248ページのスタジアム駐車場用地購入費。

ちょっともう一回、私が聞いたのの間違いかもしれませんが、ここに1億9,999万9,687円、用地購入費であります、そのときの説明の中で、第4駐車場、1万平米あるのを、今2,300平米を買っていると。

当然、最終的には、1万平米で買うのか。

この1万平米全部を本当に駐車場として使うのか。

ちょっと、そこを教えてほしいんですが。

**古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

スタジアムの駐車場といたしまして、毎年購入をいたしております。

ハローワークの南側の第3駐車場は、年次的に買い戻しをいたしまして、終了し、第4駐車場につきましては、平成26年度から毎年約2億円購入をいたしております。

平成29年度も2億円購入いたしまして、平成30年度が最終になりますけれども、約7,000万円、当初予算で計上させていただいておりますけれども、平成30年度をもって第4駐車場の購入については終了するということでございます。

今後の活用につきましては、現時点では、駐車場用地等として活用を考えておりますけれども、駅周辺整備の中で、いろんな基本方針、基本計画の中で構想が上がっております。

今後の利活用につきましては、そういう駅周辺の中で踏まえまして、検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

**藤田昌隆委員**

駐車場用地じゃなくて、今後、そういった使い方も考えているということで、駅前の周辺整備、理解しました。

それと、244ページ。

これは、全般ですけど、それから、242ページ、スポーツ推進委員報酬311万円とか、いろんな、市民体育大会開催委託料165万円、県プロサッカー振興協議会負担金200万円、それから、市体育協会補助金750万円、いろんなやつを協会とかに出されていますよね。

それで、私はずっと、もう4年ぐらい一般質問で、国体に向けての準備はどこでやるのか、その声を上げているのか。

私は、市の体育協会が、まず、声を上げて、そして、体育館のいろんな空調設備とか、誘致に関して、一緒になってやっていると思ったんですが、その痕跡は全然ないんですよ、動いている痕跡が。

じゃあ、国に対して陳情に行くとか、交通費さえも、何も出ていない。

大体、例えば、市の体育協会とかは、一緒になってそういう活動をしたのか。まず、そこをお伺いしたいとしたいと思います。どうぞ。

#### **古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

国体に向けてでございますけれども、基本的には、今後の準備、それから、実際の開催等につきましては、いろんな各種、市内の団体等を踏まえましてところで、実行委員会を設立して対応することになるかと思えます。

先催県の例でいきますと、大体、実行委員会の設置が3年前、佐賀でいきますと、平成32年度に立ち上げるというのが、先催県の例でございます。

現在、国体に向けての準備といたしましては、まずは競技会場の選定というのが大きなところでございまして、その選定につきまして、いろんな意見を伺う中で、鳥栖市におきましては、一例で申しますと、空手の市民体育館が内定をいただきましたけれども、そうしたときには、体協の加盟団体の中の、空手道連盟の代表の方等と打ち合わせ等はしたところでございます。

予算関係で具体的な数字が出てくるのは、平成32年程度になるかと思えます。

また、施設の改修等につきましては、国体に向けて内定をいただきまして、サッカー競技については、中央競技団体の視察が終わっておりますけれども、改修等についての指摘がありません。

また、バレーボール、空手、それから、高校野球の軟式が競技会場となっております。

その中央競技団体の視察につきましては、本年5月に内定を受けまして、今、調整しているところでございますけれども、若干おくれておりまして、来年1月から2月にかけてが中央競技団体の視察というところになる予定でございます。

その視察を受けまして、いろんな競技会場としてのふぐあい等について指摘を受けた中で、

県の補助制度の活用、また、公園関係の中に配置しておりますので、そういう、国体に向けての国の社会資本総合整備交付金等の活用等も、現在、検討しているところでございます。

以上でございます。

#### 藤田昌隆委員

私は、ずっと言っておるじゃないですか。国からの、国体に向けて、まず、種目はずっと聞いてきた、なかなか決まりません。

それで、その後、決まりましたっち、今言った空手、それから、バレーボールの一部。

そうじゃないでしょうって。

その報告さえ、いや、まだ内定、内定、内定で、ずっときてよ、今度、施設、また内定、どうのこうのっち。

要するに、鳥栖には、佐賀と、あとバレーボール、大きな、日本を代表するところがあるわけですよ。

それを澄まして、その誘致活動も、市の体育協会も、何人か聞きましたけど、ほとんど声が上がっていない、そして、動きもやっていない、4年も5年も前から私、言っているのに、何も動いていない。

じゃあ、その市民体育館の、最低でも空調設備、これはどうですかって、いや、これ金がかかりますね、それで終わり。

どうなっているんですか、これ。

駐車場用地を毎年2億円、そういうお金があるのに、なんで体育館の空調設備一つできんわけ。

陸上トラック上の、あそこだって整備せないかんっち、それもできていない。

駐車場用地購入には1億9,996万7,000円出しました。

どこが中心なんですか、スポーツ振興課の中心は。

スポーツでしょうもん。でしょう。

何もできていないじゃないですか。

ここ、鳥栖市はスポーツ振興のまちでしょう、そういううたい文句でしょうもん。

なんで。それが不思議でならん。

どういうお考えなのか、ちょっと聞かせてくださいよ、一回。

#### 古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

藤田委員、御指摘のとおり、いろんな体育施設等、スポーツ振興に向けて、なかなか対応ができていないというのは十分反省をいたしております。

そういう中で、先ほどもございましたけれども、体育施設全般に、いろんなところでの大



規模な改修等の計画等も検討しております。

そういう中で、可能な部分での改修も検討し、中期財政含めて、公共施設の中期保全計画等も踏まえながら、年次的に改修に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、駐車場の購入につきましては、そういう部分での、体育施設は切り離れたところでの土地開発公社用地の年次的な買い戻しというような中で、現在、スタジアムの駐車場用地として買い戻しているところでございます。

当然、スポーツ振興課といたしましては、いろんな体育施設の利用等におきまして、いろんな御要望等もいただいております。

そういう観点を踏まえまして、できる限り努めてまいりたいと思っております。

また、そういった意味では、年次的に計画をつくっていききたいし、また、国の補助や県の補助等を活用できるように計画してまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### **藤田昌隆委員**

すいません、全く具体性がないというか、お気持ちはわかりました。

わかりましたが、例えば、スタジアム駐車場用地にばかり、だって、駅のすぐ前にスタジアムがあるのに、なんで駐車場っち。

これが、先ほど言った、名目として、その周辺整備の用地として購入するというんやったらわかりますよ。しかし、名目上は、スタジアム用地。なんでっち、そうなるでしょう。

それと、公園でいろいろな体育施設をすれば、今、補助金が出るって、今言われましたよね。そういうものをがんがん利用して、やってくださいっちゃうのは、これ、ずっと言っているんですけど、何か優等生の答弁が返ってきていますけど、実際には何もやっていないやないですか。

予算を削られているんですか、財政課から。

果たして、申請を出しているんですか。問題は、財政課にあるわけ。

ちょっと、答弁をお願いします。どうぞ。

#### **古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

基本的に、市全体の財政事情の中での判断というのは、当然でございます。

そういった中で、先ほどの文化会館の改修等につきましても、公園長寿命化というところで、現在、そういう計画をつくっているところでございます。

そういう公園の中で、体育館、球場等につきましても該当をする施設でございまして、その中で、体育館につきましても、照明であったり、トイレであったり、外壁であったり、また、



あと、臨時の駐車場といたしましては、公社用地——ＪＲの市営駐車場の北側の空き地をバスの駐車場や第５駐車場として借りております。

それで、そちらのほうは、ちょっと台数が把握できておりませんが、大体200台あるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

#### 古賀和仁委員

千三、四百台ぐらいということですが、現在、これでもあふれて、ある民間のところはかなりとめているところもあるということなんですが、この駐車場を自体は、半分ぐらいは市の構想によると、民間に売却して、開発をするということですが、その場合にどのくらい少なくなるのかお尋ねします。

#### 古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

民間売却等を駅周辺の基本方針の中で出しておりますのは、第３と第４駐車場でございます。約500台が減になるというふうに考えております。

あと、臨時で借りております市営駐車場の北側の部分、公社用地のほうも、民間用地というふうな位置づけになっておりますので、そちらのほうも減になるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

#### 古賀和仁委員

ということは、半分はなくなると、将来は。

現在、サッカーの試合をやっていると、これについては、サッカー場の駐車場については、どのような考えで取り組まれていくのか、お尋ねいたします。

#### 古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

現在、ホームゲームでも集客が多い、入場者は1万5,000人を超えると、非常に厳しい状況でございます。

そうした中では、市役所であったり、県の総合庁舎のほうを臨時駐車場として確保しているという状況でございます。

今後につきましては、アウトレットとのシャトルバス等を実際、試行的には行ったケースもございます。西鉄の小郡駅からシャトルバスを運行したというようなケースもございます。

そういった観点で、鳥栖駅周辺以外のところでの駐車場確保等を含め、今後、チーム運営会社とも協議しながら、検討していかなければいけないという認識は持っております。

具体的にどのように今後対応できるのかということについては、現時点では明確にお答え

はできませんけれども、今後、対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

駅前の施設ということですよ、当然、ＪＲとかの公共の交通を使った来場を促すということも当然必要ですし、もう一つ、サガン鳥栖自体は、駐車場については、どのような要望とか話をされているのか、お尋ねいたします。

#### **古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

基本的には、駐車場の確保をしてくれという要望等は、サガン鳥栖からはございませんけれども、臨時に、先ほど申し上げました市営駐車場の北側であったり、市役所とか総合庁舎については、サガン鳥栖の運営会社のほうからの要請に基づいて対応をしているところでございます。

現時点では、やはり、周辺の商業施設のほうへの駐車等での課題もあるというような認識を会社のほうも持っていておりまして、先ほど申し上げましたシャトルバス等の運行につきましても、運営会社のほうで実施をされたところでございます。

今後は、運営会社とともに、そういう対応について協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### **古賀和仁委員**

何のために質問をしているかという、要するに、サッカー場の駐車場として、無料で貸している。

普通のところ、いろんなところは、無料で貸しているところは、ほとんどないと、それも公共施設を。

遠いところであって、公共交通から遠いところであって、駐車場がないから、車でしか行かないからちゅうなら、まだわかるけれども、こんなにそばであって、駐車場を大体年間20回ぐらいしか使わないわけですね、これ、試合数からいくと。

それに何億円もかけて買った土地を無料で貸すというのは、やっぱり公共交通機関で来た者と車で来た者は、やはり幾らかの、それに対する対価を出していただくのが普通じゃないかと思うんで、この料金を取って、当然、幾らかは、何らかの形で駐車場の中にとりでを設けたり、いろんな形をする。

そして、環境整備をするというふうに、使っていくべきではないかと思うけど、その辺の考え方があるのかどうか。

#### **古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長**

スタジアムの駐車場につきましては、現在、無料で貸し出しをしております。

近隣でいきますと、福岡市であったり、大分市、熊本市等の調査を行っております。

そういった中では、福岡市、大分市、熊本市等につきましても、やはり駐車場について、無料で貸し出しをされているというような状況でございます。

当然、都市の街中等、東京とか横浜とか、そういう部分については、有料化されているところもございます。

そういった形で、Ｊリーグのそういうホームタウン、ホームスタジアムの駐車場等についても、今後、調査しながら、また、他の体育施設等も含めたところでの検討ということで、今後、有料化を含めたところの検討は調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### 古賀和仁委員

今のところ、駐車代を取るという考えはないということですかね。

ただ、若干、周辺では駐車場も有料の駐車もずっとあって、ここだけは、試合のときだけは無料というのは、どうも、考えて、違和感があるちゅうか、すぐそばにありますから、駅おりたら、すぐ歩けますから。

その中で、やっぱり、駐車場をとる理由がないというか、500台であっても、500円とれば25万円かもしれないですけど、それでも、やっぱり車で来る人がは来るし、来ない人は来ないし、別のやり方をするか知りませんが、やっぱりそのくらいの応分の負担は、ましてや駅前ですから、幾らかはやっていただいて、それをもとに、いろんな、今度は来やすいような、駐車場をとめやすいような形をとるのも、環境整備をやっていくのも、一つの方法じゃないかと。

駐車場に、トイレ一つないですもんね、今のところ。やはり、施設の中にしかないから、その辺も考えて、やっていくべきではないかと私は思います。ぜひ、その辺も検討していただくと。

それから、駐車場についても、当然、将来はなくなるわけですからね、5年か10年先には。

そのときに、やっぱりシャトルバス出すと言ってありますけど、ほかの大きな駐車場をつくって、そこからシャトルバスで送り迎えすると、駐車場はこっちにとめてくださいと、それから、シャトルバスで。とめることによって、利便性を図っていくというやり方も、当然、やっていくべきであると思っております。

それから、もう一点。

スタジアム工事なんですけれども、これちょっと、改めてお聞きますけど、何年くらいに終わって、塗装工事については、いつごろまでに終わってしまうのかお尋ねします。

#### 古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

スタジアムの塗装改修工事につきましては、来年の6月30日までの工期となっております。  
以上でございます。

#### 古賀和仁委員

前から再三お尋ねをしているんですが、これは、一応、C y g a m e s さんの御厚意によって全てやっているんですけど、その塗装の図柄っていうのは、前回、お話されたサガンブルーで行っていくということで決まっているんですか。

#### 古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

図柄は委員会等でもお示しましたけれども、基本、サガンブルーで、一部をサガンピンクが入るような状態になります。

あと、外壁のところについては、白になるという予定でございます。

以上でございます。

#### 古賀和仁委員

再三言っているんですけども、サガン鳥栖のホームタウンではありますが、市の公共施設なんですよ、これ。

こういうこと言うと、スポンサーっちゅうか、お金を出していただいた方からの要望とかもいろいろあって、このブルーになったと思うんですけど、公共施設を一つの企業のカラーで変えてしまうというのは、どういうふうに考えられているか。これについて、お尋ねをしたいと思います。

またこれ、塗ってしまえば、多分20年ぐらいはそのままの状態だと思います。

それで、それ自体が果たしていいのかどうかまで含めて。

サガン鳥栖を一生懸命応援するのは非常にわかります。ですが、いろんなほかのやり方がある中で、一つの企業の一色で塗ってしまうのはどうかなというふうな、これはもう、素朴な疑問です。

悪いとは言っていないんですよ。大変インパクトがあって、シンボルタワーになるかもしれませんが、これについて、市の中で、法的にも問題がないのか、いろんな形で問題がないのか。それを改めてお尋ねします。

#### 古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

今回、スタジアムの塗装改修ということで、リニューアルというような中で、これまで数多くの来場者が見えるということで、鳥栖のシンボルといたしまして、やはり、サガン鳥栖のホームスタジアムというような観点で、今回、よりホームタウンであるスタジアムですということを強調したいというような観点で、デザインについては、先ほど申し上げました

ように、サガン鳥栖のチームのカラーをベースにした塗装を考えているところでございます。

公共施設もいろいろございますけれども、今回、スタジアムにつきましては、そういう観点での判断で、今回、そういうデザインにしたところでございます。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員長**

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、今、保健体育費、スポーツ振興課のほうまで行きましたけど、全体をとおして、漏れもありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、先ほど来、資料の提出をお願いしていた分で、できている資料もございますんで、そちらのほうの説明を先に受けたいと思います。

お手元に2部、資料がございます。

どっちから行くのかな。

民生雑入の件で資料の提出をいただいております。

説明を、よかったらお願いします。

#### **小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長**

決算書の80ページ以降の健康福祉みらい部関係の雑入についての合計額という部分の資料の提出でございます。

当初予算、補正予算合計額、決算額という形で、各細節ごとに記載いたしているところです。

最終的な補正の額が、一番下の行にあります、1億35万6,000円でございます。

それで、1億1,749万6,370円という部分が決算額となりまして、予算額に対しまして、約1,700万円の増となっているところでございます。

一番額が多かった分につきましては、上の民生雑入のところの、子どもの医療費雑入というものがございまして、そこが1,450万円ほどになっているところでございます。

この分につきましては、子どもの医療費助成に伴いまして、高額医療が生じた場合、各健康保険組合等からの返還金が各個人さんのほうに支払われることもございますので、その分の返還をしていただく分の金額というふうになっております。

質疑の中で、委員の中から、当初から上げておくべきではないかというような御意見もあっておりましたことを踏まえまして、財政当局と今後、協議をしていきたいと思っております。

以上、雑入についての説明を終わらせていただきます。

#### **中川原豊志委員長**

まず、この民生雑入についてでございますけれども、よろしいですか。

#### **成富牧男委員**

今言われた、子どもの医療費雑入は、当初予算にも、補正予算にも……、これは、どういう意味ですか。これは、予算にも上がとらんとが幾つかあるけど。

さっき説明があったかもしれんけど。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

子どもの医療費の高額医療費につきましては、当初予算から予算化をしておりません。

途中での補正もしておりませんので、もう、あくまでも調定を上げて、収入ということになります。

#### **成富牧男委員**

今言われた、金額的にも1,400万円ですよ。

これは、あらかじめ予算とか、推計できない性質のものなんですか。今までのずっと、何年度もの中で、大体これぐらいとか。

それとも、そういう性質のものなんですか、上げる必要がないとか、上げたらいかんとか。

#### **石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長**

これは、主に、例えば、聖マリア病院とか久留米医大病院とかにお子さんが入院された場合とか、重篤な病気で医療費が非常にかかった場合のケースでございますので、1人当たりの返還金は何十万円単位で返還されてくるものでございます。

これぐらいかかるだろうという予測が非常に難しいものでございますけれども、ここ数年、大体1,000万円を超えております。

4年間でちょっとさかのぼると、1,200万円から今回、1,400万円ぐらい出ているんですけど、これぐらい返還金があっておりますので、これぐらいということで上げることは、可能だと思います。

#### **成富牧男委員**

すいません、なら、言い方を変えますと、3月補正時点ではわからないから、上げられていないということですか。

3月補正の段階では全くわからないと。



#### 石橋沢預健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

随時入ってきますので、毎月入ってくるものですので、3月補正でそれまでに入ったものを上げることは可能であるとは思いますが。（「ですね」と呼ぶ者あり）

#### 成富牧男委員

ですから、3月補正ではあんまり意味がないので。

わかった時点で、なるべく補足できた、可能な時点で、9月、12月ぐらいで大体わかる金額ぐらいは、最低上げるべきじゃないかと。

さっき、そういうことも考えますということやったんで、以上で終わります。

答弁は要りません。

#### 中川原豊志委員長

よろしいですか。

では、引き続き、同和対策推進連絡協議会の分を。

#### 小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

決算書の124ページ、節19の負担金、補助金及び交付金の中での資料の提供の分についての御説明でございます。

節19の上から3番目の県同和対策推進連絡協議会負担金の部分で、協議会の会則等についてということでございましたので、資料をつけさせていただいておるところでございます。

次の県部落解放推進協議会負担金につきましては、一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会負担金のリストをつけさせていただいております、この中に、目的と事業についての説明を記載させていただいております。

なお、一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会の理事長は池田英雄氏でございます。

次、裏にいきまして、3番目の県部落史調査研究負担金の中身についてでございますが、これは佐賀県が、委託先である佐賀部落解放研究所理事長のところに委託をして事業をしておるものでございまして、成果品についての御質疑もあっておりましたので、成果品を今ここに、現物をお持ちしております。

こういうものを成果品としていただいているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

#### 中川原豊志委員長

この際、御質問ございましたら、お受けします。

#### 成富牧男委員

まず、連絡協議会の会則の2ページ目裏、事務局及び事務局員、事務局は会長所在地に置くとありますけど、これは持ち回りかなんかでされているということですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

基本的には持ち回りという形で、市の持ち回りで、会長、副会長の職を行っておるところでございます。

成富牧男委員

2 番目の一般社団法人県部落解放推進協議会会費負担金、これは、例えば、こういう会則……、定款とかそういう類かいな。

寄附行為とか、いろいろありますよね。そういうのは、ないんですか。

小柳 秀和 健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

一般社団法人でございますので、定款がございます。

成富牧男委員

だから、1枚目の、会則と似たようなものをお願いしますと言ったはずなんですが、それは、もう後から、私だけ見せてもらってもよかったですか。

あと、池田英雄さんって、肩書ば言うてもらわんと、池田英雄氏ですって言っても、どのどなたでしょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

佐賀県の副知事でございます。

成富牧男委員

すいません、私、知らんやった。

佐賀県の副知事になっておるっちゅうことですね。

それで、最後は、また資料を熟読して、次の機会にお尋ねしたいと思います。

終わります。

中川原豊志委員長

ほか、ございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、以上で健康福祉みらい部関係の質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後 1 時37分休憩

~~~~~

午後 1 時50分開議

中川原豊志委員長

再開します。

まず、審査に入ります前に市民環境部長から挨拶の申し出がありますので、お受けいたします。

橋本有功市民環境部長

それでは、平成29年度決算審査に当たりまして、一言御挨拶と、市民環境部関係の概要について申し上げます。

本委員会では、一般会計決算、国民健康保険特別会計決算及び後期高齢者医療特別会計決算の3議案について御審議をお願いいたしております。

平成29年度決算審査に当たりましては、市民環境部所管の市民協働推進課、市民課、国保年金課、税務課及び環境対策課の5課の予算執行状況につきまして御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

市民環境部は、市民協働推進や国際交流、男女共同参画に関する業務、戸籍関係、旅券等の業務、国民健康保険や年金に関する業務、市税に関する業務、環境衛生、一般廃棄物処理、リサイクルの推進に関する業務など、日常生活にかかわりの深い業務の執行に当たっております。

これらの業務を執行いたします組織及び職員体制につきましては、平成29年度におきましては、市民協働推進課12名、市民課18名、国保年金課13名、県後期高齢者医療広域連合への派遣1名、税務課30名及び環境対策課12名、鳥栖・三養基西部環境施設組合への派遣1名、佐賀県東部環境施設組合への派遣3名となっております。

まず、一般会計でございますが、歳入では、市税、諸証明手数料、各種国庫委託金、県負担金補助金、県民税徴収等委託金など、合計133億6,705万6,281円となっております。

また、歳出は33億499万3,660円でございます。一般会計全体に占める割合は約13%となっております。

事業費が比較的高いものとしたしまして、その主なものでは、旭まちづくり推進センター改修事業工事請負費、後期高齢者医療費の療養給付費負担金、後期高齢者医療特別会計繰出金、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金、塵芥収集運搬委託料、資源物分別コンテナ収集運搬委託料などとなっております。

なお、市民環境部関係の平成29年度実施いたしました事業の中で、その事業の取り組みの状況について、主なものを申し上げますと、国際交流関係では、友好交流都市のドイツ国ツ

ァイツ市の1050年祭に公式訪問団を平成29年6月7日から13日までの7日間派遣いたしました。

この訪問団は、副市長を団長に、文化連盟及び緑化協力会の参加をいただきながら、日本文化の紹介と、日本庭園の技術指導等も行い、鳥栖市とツァイツ市のさらなる友好関係が築かれたものとなっております。

また、まちづくり推進センター関係では、旭まちづくり推進センターの大規模改修を行い、工期は平成29年6月16日から翌30年2月23日までで、平成30年3月5日に東館の開館を行い、全館オープンをいたしております。

改修内容といたしましては、東西の建物をつなぐ連絡通路の整備、集会場の設置、多目的トイレの新設、災害発生時の避難所としての防災機能などを整備したものでございます。

市民協働活性化シンポジウム事業といたしまして、一般財団法人自治総合センターの補助を活用いたしまして、市民協働研修会シンポジウム、パネル展、市民フェスタを3部構成で昨年度実施いたしております。

また、次期ごみ処理施設建設関係では、2市3町による佐賀県東部環境施設組合が平成30年1月に設立され、現在、施設建設等に伴う業務を行っているところでございます。

また、平成29年10月2日からは、市民課窓口混雑の緩和と待ち時間の快適性等の向上のため、市民課窓口におきます番号案内表示システムを導入したところでございます。

次に、平成29年度国民健康保険特別会計につきまして申し上げます。

歳入は総額98億2,743万3,893円となっており、主なものといたしましては、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金などございまして、平成30年度からの国保制度の都道府県化への移行に向け、一般会計からの法定外特別繰入金及び県からの借入金であります佐賀県国民健康保険広域化等支援基金によりまして、平成29年度での累積赤字解消を図ったところでございます。

歳出は総額96億3,685万5,485円となっておりまして、主なものといたしましては、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金共同事業拠出金などでございます。

次に、平成29年度後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入は後期高齢者医療特別保険料繰入金など総額8億174万7,186円、歳出は総額7億1,102万9,169円となっておりまして、後期高齢者医療広域連合納付金が主なものでございます。

以上、決算の概要を申し上げますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が御説明申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。



市民環境部

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

中川原豊志委員長

では、これより市民環境部関係議案の審査を行います。

最初に、議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

青木博美税務課長

議題となりました、議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について、市民環境部関係分の歳入の主なものを御説明いたします。

歳入歳出決算書の45ページ、46ページをお願いします。

まず、款1市税全体としましては、昨年度と比較いたしますと、収入済額で3億9,216万152円増収となっております。

徴収率は97.0%と、0.5%の増となっております。

なお、現年課税分につきましては、収入済額で3億9,479万6,549円の増、徴収率は99.4%で、対前年度0.2%の増となっております。

個別の税を昨年度と比較いたしますと、項1 市民税、目1 個人、節1 現年課税分につきましては、約8,100万円の増となっております。

増額の主な理由といたしましては、納税義務者数が3万5,074人から3万5,732人に658人増加したことによるものと考えております。

次に、目2法人、節1現年課税分につきましては、企業の好調な業績などにより、対前年比で現年課税分の収入済額は、約1億500万円の増となっております。

次に、項2 固定資産税、目1 固定資産税、節1 の現年課税分につきましては、調定額で対前年比で2.0%の増、家屋課税分が、新築家屋の課税により4.2%の増、また、償却資産課税分は5.2%の増となっており、収入済額といたしましては、1億5,395万6,222円の増となっております。

次に、目2 国有資産等所在市町村交付金の現年課税分につきましては、鳥栖市内に国、県

が所有している固定資産の固定資産税相当額に対して交付される交付金で、収入済額は、対前年比で120万9,200円の減となっております。

次に、項3軽自動車税の現年課税分につきましては、収入済額は、対前年比約670万円の増、比率で3.8%の増となっております。

次に、項4市たばこ税の収入済額の対前年比は、1,924万1,287円の減、比率で2.8%の減となっております。

次に、項5都市計画税の現年課税分につきましては、収入済額は対前年比で1,791万8,763円の増となっており、比率で2.8%の増となっております。

次に、項6入湯税につきましては、収入済額は、対前年比11万1,950円の減となっております。

次に、主要施策の成果の説明書27ページをお願いします。

市税の適正賦課及び徴収率向上事業として、市税の適正賦課、徴収率の向上の取り組みについて御説明いたします。

賦課徴収に当たりましては、条例その他法令に基づき、適正な賦課に努めるとともに、事務の効率化に努めました。

徴収業務では、初期滞納者への早期催告、納税指導を行い、高額滞納者への納税指導の強化を図るとともに、財産調査を徹底し、差し押さえを強化することで、徴収率の向上及び税負担の公平性の確保に努めております。

以上でございます。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

次に、決算書51ページ、52ページをお願いいたします。

ページの中ほどをごらんください。

款14使用料及び手数料について説明いたします。

まず、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料のうち、備考欄3項目めのまちづくり推進センター使用料等につきましては、各地区まちづくり推進センターの使用料収入でございます。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

続きまして、目3衛生使用料、節2環境衛生使用料のうち、斎場使用料につきましては、平成29年度の斎場利用件数658件のうち、市外者分23件分の使用料でございます。

以上です。

村山一成市民課長

決算書の53ページ、54ページをお願いいたします。

中ほどをごらんください。

項2手数料、目1総務手数料、節1総務管理手数料につきましては、印鑑証明書等手数料2万2,362件分が主なものでございます。

以上です。

青木博美税務課長

次に、節2徴税手数料についてですが、督促手数料は、郵便料の督促による100円の手数料であり、納税、所得証明手数料及び評価証明手数料は、1件当たり300円の手数料です。

以上でございます。

村山一成市民課長

節3戸籍住民基本台帳手数料につきましては、戸籍証明手数料1万5,670件分及び住民票証明手数料3万7,653件分が主なものでございます。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

一番下になります。

目2衛生手数料のうち、節2環境衛生手数料につきましては、狂犬病予防注射の注射済票や新規登録時の鑑札の交付手数料などがございます。

続きまして、55ページ、56ページをお願いいたします。

一番上の節3清掃手数料のうち、備考欄1行目のごみ処理手数料につきましては、指定ごみ袋の販売実績による手数料でございます。

また、その下の廃棄物処理依頼手数料につきましては、2トントラックによる粗大ごみ等の臨時収集及び小動物死骸の一般持ち込みに係る処理手数料でございます。

以上でございます。

村山一成市民課長

少し飛びますが、決算書の59ページ、60ページをお願いいたします。

中ほどをごらんください。

款15国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、入国管理法上の在留資格を得て国内に滞在する外国人の住所異動等の事務に対する国からの委託金でございます。

以上です。

古賀友子国保年金課長

目2民生費委託金、節2国民年金事務取扱費委託金の備考欄、国民年金事務費交付金につ

きましては、国民年金の資格取得、喪失等に関する事務費交付金でございます。

61ページ、62ページをお願いいたします。

款16県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 1 社会福祉費県負担金のうち、備考欄の上から 2 項目め、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減分につきまして、県がその 4 分の 3 を負担したものでございます。

以上でございます。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 総務管理費県補助金のうち、備考欄 3 項目めの消費者行政推進事業費補助金につきましては、各市町の消費生活センターの機能強化などに対し県が助成するもので、市民協働推進課内に配置しております消費生活相談員 2 名中 1 名分の人件費と研修費などが対象となっております。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

続きまして、63ページ、64ページをお願いいたします。

目 3 衛生費県補助金、節 2 清掃費県補助金の不法投棄防止対策等支援事業費補助金につきましては、不法投棄に関して、不法投棄物の撤去や監視事業、啓発事業に対する県補助金で、補助率は10分の10、上限額が125万円となっております。

以上です。

青木博美税務課長

次に、67ページ、68ページをお願いします。

下から 3 分の 1 ほどのところでございますが、項 3 委託金、目 1 総務費県委託金、節 2 徴税費委託金につきましては、県民税を市県民税として市民税と一緒に徴収いたしますので、納税義務者 1 人当たり 3,000 円を県民税徴収委託金として県より受け入れたもので、納税義務者 3 万 5,622 人分の県民税徴収委託金及び県税分の過誤納金等の還付金でございます。

以上でございます。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

次に、69ページ、70ページをお願いいたします。

中ほどにあります款17財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、節 1 土地貸付収入のうち、備考欄 3 行目の廃棄物処理施設敷地につきましては、轟木町の不燃物処理場跡地約 4,900 平方メートルを有限会社鳥栖環境開発総合センターへ貸し付けている土地の賃料でございます。

以上です。

青木博美税務課長

次に、73ページ、74ページをお願いします。

款19繰入金、項2 特別会計繰入金、目1 国民健康保険特別会計繰入金、節1 国民健康保険特別会計繰入金444万4,878円のうち、302万4,635円が徴税費として税務課に繰り入れられたものでございます。

次に、款21諸収入、項1 延滞金加算金及び過料、目1 延滞金、節1 延滞金につきましては、納税遅延による延滞金として徴収したものでございます。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

次のページ、75ページ、76ページをお願いいたします。

ページの中ほどでございます。

項4 受託事業収入、目1 受託事業収入、節1 民生費受託収入のうち、備考欄の2 項目め、後期高齢者健康診査事業受託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送などに係る経費につきまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。

以上でございます。

村山一成市民課長

続きまして、77ページ、78ページをお願いいたします。

項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入の備考欄中、下から3 項目めにごございます番号案内表示システム広告収入につきましては、昨年10月の公告付き番号案内システムの導入に伴い、市民ホールに設置いたしました映像パネルで放映いたします有料広告に関する広告料収入でございます。

以上です。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続きまして、79ページ、80ページをお願いいたします。

同じく節4 雑入のうち、備考欄の上から7 項目めのコミュニティ助成金につきましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業として、西新町公民館の音響設備等の整備に要する経費に対する助成金でございます。

1 つ飛びまして、まちづくり推進センター雑入につきましては、各地区まちづくり推進センターにおける自動販売機や電話料、コピー機使用料などの収入でございます。

シンポジウム助成金につきましては、市民協働活性化シンポジウム等の開催に対し一般財

団法人自治総合センターから助成を受けたものでございます。

事業内容につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

古賀友子国保年金課長

その下、民生民生雑入の中ほど、民生雑入の上から7項目め、県後期高齢者広域連合雑入につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合へ派遣しておりました職員1人分の人件費相当分及び後期高齢者のはり・きゅう助成事業に係る経費の一部を広域連合から受け入れたものでございます。

以上でございます。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

次に、81ページ、82ページをお願いいたします。

備考欄の上から4行目になります。

衛生雑入のうち、指定ごみ袋広告収入につきましては、指定ごみ袋本体及び帯封の広告枠への掲載料でございまして、1件20万円の4社分となっております。

平成28年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金返還金につきましては、平成28年度分組合負担金の精算に伴い、発生した返還金でございます。

続きまして、鳥栖・三養基西部環境施設組合雑入につきましては、本市から同組合派遣している職員の人件費分を受け入れたものでございます。

また、佐賀県東部環境施設組合雑入につきましては、ことし1月から運用を開始した新組合に本市から派遣している職員の1月から3月分の人件費分を受け入れたものでございます。

以上です。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

続いて、決算書85ページ、86ページをお願いいたします。

款22市債、項1市債、目1総務債、節1総務管理債のうち、旭まちづくり推進センター改修事業に伴う起債でございます。

以上で、市民環境部関係分の歳入について説明を終わります。

続いて、歳出について御説明いたします。

決算書105ページ、106ページをお願いいたします。

一番下のほうでございますが、款2総務費、項1総務管理費、目10市民協働推進費の主なものについて申し上げます。

節8報償費につきましては、弁護士等による法律相談の謝金、国際交流アドバイザー協力者への謝金、また、男女共同参画懇話会の委員謝金などが主なものでございます。

節9旅費につきましては、ツァイツ市1050年祭への公式訪問団、並びに子ども交流事業に

係る派遣旅費が主なものでございます。

節13委託料につきましては、消費生活相談員による消費生活相談業務委託料、男女共同参画啓発事業委託料及び市民協働活性化シンポジウム事業委託料でございます。

市民協働推進課シンポジウム事業委託料につきましては、歳入のほうでも御説明いたしましたように、一般財団法人自治総合センターの助成金を活用し、市民協働のまちづくりを進めるために、本市民協働研修会、市民活動活性化シンポジウム、市民活動団体活動報告会という3部構成によるシンポジウム事業を実行委員会へ委託し開催いたしました。

続いて、節18備品購入費のうち、図書等購入費につきましては、消費者教育に係る備品といたしまして、消費生活に関する書籍等の購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、市民活動センター補助金のほか、市民活動支援補助金、市内76町区に対する市民活動費補助金、市内8地区のまちづくり推進協議会に対します補助金が主なものでございます。

次に、目11まちづくり推進センター費の主なものについて御説明いたします。

節7賃金につきましては、まちづくり推進センター職員34人の賃金でございます。

続いて、109ページ、110ページをお願いいたします。

節8報償費につきましては、まちづくり推進センターの一般教養講座や放課後子ども教室事業の講師謝金が主なものでございます。

節11需用費につきましては、各地区まちづくり推進センターの光熱水費や修繕料が主なものでございます。

節13委託料につきましては、各地区まちづくり推進センターの施設管理運営委託料及び旭まちづくり推進センター改修工事監理等委託料が主なものでございます。

次に、節15工事請負費につきましては、旭まちづくり推進センター改修工事費が主なものでございます。

改修工事の概要につきましては、工事期間を平成29年6月16日から翌平成30年2月23日までとして、屋根防水、外壁の改修や西館と東館との連絡通路の整備及び屋内の改修等を実施いたしました。

節18備品購入費につきましては、旭まちづくり推進センターの改修に合わせ、防災用備品などの施設用備品購入費が主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、公民館類似施設整備補助金が主なものでございます。

町区公民館等の新築改修などを対象に助成を行うものでございまして、平成29年度は、永吉町公民館の建てかえなど、全部で9町区の公民館の整備に対し補助金を交付いたしました。

以上でございます。

青木博美税務課長

111ページ、112ページをお願いします。

項2徴税費、目1税務総務費の主なものにつきまして御説明いたします。

節2給料から節4共済費につきましては、税務課全職員30名中28名分の人件費でございます。

2名分につきましては、国民健康保険特別会計からの支出となっております。

次に、目2賦課徴収費の主なものにつきまして御説明いたします。

節1報酬につきましては、滞納整理指導員報酬でございます。

国税OBの方による徴収担当職員に対する滞納整理事務及び差し押さえ物件の換価、公売に関する指導等をお願いしております。

節7賃金につきましては、窓口繁忙期の事務補助及び確定申告、当初賦課に係る事務補助職員賃金でございます。

節11需用費の主なものとしましては、消耗品では偽造防止用紙等、印刷製本費では市民税県民税特別徴収のしおり等でございます。

節12役務費の主なものにつきまして、通信運搬費では、納税通知書、督促状等の発送に要する郵便料、コンビニ収納事務手数料、クレジット収納事務手数料及び差し押さえのための預貯金調査手数料等の経費でございます。

節13委託料の主なものにつきましては、固定資産税評価業務委託料は、土地価格下落等に伴う課税の適正化を図るため、佐賀県不動産鑑定士協会に委託しているものです。

節14使用料及び賃借料の主なものにつきましては、滞納整理システムのシステム借上料及び地方税電子申告支援サービス等の使用料などがございます。

113ページ、114ページをお願いします。

節19負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、鳥栖地区たばこ販売対策協議会負担金、地方税電子化協議会負担金及び各種協議会等の負担金でございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、市県民税、固定資産税の更正に伴います還付金及び法人の確定申告に伴います還付金等の市税の還付金でございます。

以上でございます。

村山一成市民課長

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものについて御説明いたします。

節2給料から節4共済費までは、市民課職員18名分の人件費でございます。

節11需用費につきましては、戸籍事務や住民基本台帳事務等に用いる偽造防止用紙やトナ

ーなどの消耗品費、法令集などの追録代が主なものでございます。

節12役務費につきましては、戸籍届書や通知文書等の発送に要した郵送料や住民票の写し、印鑑登録証明書などのコンビニ交付事務にかかわる手数料が主なものでございます。

115ページ、116ページをお願いいたします。

節14使用料及び賃借料につきましては、戸籍の記載や証明書の発行を行うための戸籍総合システムや、パスポート発行業務に使用する I C 旅券用交付窓口端末機、マイナンバーカードなどの住所氏名の変更の際に使用するプリンターの借上料が主なものでございます。

以上でございます。

古賀友子国保年金課長

少し飛びまして、135ページ、136ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 5 後期高齢者医療費の節 2 給料から節 4 共済費につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合への派遣職員 1 人分の人件費でございます。

節11需用費から節13委託料につきましては、後期高齢者の健康診査事業における受診券の作成や発送などの経費でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち、療養給付費負担金につきましては、鳥栖市の後期高齢者に係る医療費に対する公費負担分であり、市の負担割合は、負担対象額の12分の1となっております。

はり・きゅう助成金につきましては、後期高齢者のはり・きゅう施術 1 回につき1,000円を助成したものでございます。

次のページ、137ページ、138ページをお願いいたします。

節28繰出金につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合の共通経費に対する負担金及び低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金として後期高齢者医療特別会計に繰り出したものでございます。

また少し飛びまして、145ページ、146ページをお願いいたします。

ページの下の方になりますが、項 4 国民年金事務取扱費、目 1 国民年金費につきましては、次のページ、147ページ、148ページまでとなりますけれども、国民年金事務に従事する年金保険係の職員 3 人分の人件費、嘱託職員及び臨時職員の賃金のほか、国民年金の事務処理に要した経費でございます。

以上でございます。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

続きまして、少しページが飛びます、153ページ、154ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 2 環境衛生費、目 1 環境衛生総務費の中の節13委託料のうち、備考欄 2 行

目になります残土処理委託料につきましては、各町区の側溝清掃作業等で発生したしゅんせつ残土の収集運搬に係る委託料でございます。

続きまして、一番下になります、目2 斎場費でございますが、次の155ページ、156ページをお願いいたします。

一番上の節11需用費のうち、主なものといたしまして、備考欄2行目と3行目の燃料費と光熱水費につきましては、火葬に要した灯油代や電気料でございます。

また、修繕料につきましては、棺を載せる火葬台車の耐火物打ちかえ修繕などに要した費用でございます。

次の節13委託料のうち、備考欄1行目の施設運營業務委託料につきましては、火葬炉の運転や受付業務など施設の管理運営に関する委託料で、契約はコスモ株式会社と平成28年10月1日から平成31年9月30日まで3年間の長期継続契約を締結しておるものでございます。

また、施設管理委託料につきましては、火葬炉や電気設備などの保守点検業務や草刈り業務委託が主なものでございます。

予備費からの充用16万2,000円につきましては、ことし2月の大雪の斎場及び市道神辺・葬祭公園線の除雪作業に係る委託料でございます。

次に、節15工事請負費の備考欄の営繕工事費につきましては、燃焼炉内の耐火物張りかえや燃焼装置などの全面改修に伴うものでございます。

続きまして、中段、項3 清掃費、目1 清掃総務費の節2 給料から節4 共済費までは、環境対策課職員11名分と、鳥栖・三養基西部環境施設組合及び佐賀県東部環境施設組合への派遣職員4名分の人件費でございます。

また、節19負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金につきましては、現在稼働しておりますみやき町のごみ処理施設の管理運営費などに対する負担金でございます。

佐賀県東部環境施設組合負担金につきましては、次期ごみ処理施設建設にかかる負担金でございます。これにつきましては、鳥栖市の負担割合は44.1354%となっております。

続きまして、目2 塵芥処理費、節11需用費のうち、備考欄1行目、消耗品費につきましては、指定ごみ袋の作成費用が主なものでございます。

続きまして、一番下の節12役務費の主なものにつきましては、備考欄1行目の市内指定販売店へ支払う指定ごみ袋の販売手数料でございます。

続きまして、157ページ、158ページをお願いいたします。

節13委託料のうち、備考欄の1行目、指定ごみ袋配送等委託料につきましては、指定ごみ袋の保管及び入出庫管理と指定販売店への配送に伴う委託料でございます。

塵芥収集運搬委託料につきましては、各家庭から出される燃やせるごみの収集運搬に係る委託料でございます。

粗大ごみ収集運搬委託料につきましては、各町区ごとに月 1 回のペースで実施している、家庭から出される粗大ごみの収集運搬に係る委託料でございます。

また、資源物回収指導業務委託料につきましては、衛生処理場内資源物広場での利用者への分別指導や補助業務と回収した資源物の運搬等に係る委託料でございます。

続きまして、資源物分別コンテナ収集運搬委託料につきましては、各町区で実施している資源物回収用のコンテナの配付及び回収した資源物が入ったコンテナの収集運搬業務に係る委託料でございます。

廃棄物特別処理委託料につきましては、粗大ごみ等の 2 トントラックによる臨時収集のほか、不法投棄物の回収、町区の清掃活動等によるボランティア袋の回収など、臨時的な収集運搬処理に係る委託料でございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金のうち、3 項目めになります、コンテナ収集・美化活動推進奨励金につきましては、資源物回収のためのコンテナ容器の配置、整理や、美化活動を行う各町区に対して交付する奨励金でございます。

また、資源回収奨励補助金は、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、自主的に新聞等の資源回収活動を行っている市民団体等に対しまして、回収実績に応じて交付する奨励金でございます。

続きまして、目 3 し尿処理費、節 2 給料から節 4 共済費までは、し尿処理場職員の人件費でございます。

一番下の節11需用費のうち、備考欄 2 行目の燃料費につきましては、主に脱臭用の A 重油代でございます。

次に、光熱水費につきましては、主に機械設備の運転にかかる電気代でございます。

続きまして、159ページ、160ページをお願いいたします。

一番上になります、修繕料につきましては、攪拌ブローアや破砕機など機械設備の修繕に係るものでございます。

次の医薬材料費につきましては、し尿等の処理工程で投入する硫酸バンドメタノール、苛性ソーダ等の薬品代でございます。

続きまして、中段にあります節13委託料のうち、備考欄の 4 行目のし尿処理業務委託料につきましては、し尿処理施設の運転管理業務に係る委託料でございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金のし尿処理負担金につきましては、し尿処理施設で一時処理したし尿等を、隣接する下水道浄化センターで最終処理していることに伴いま

す下水道事業会計への負担金でございます。

続きまして、項4環境対策費、目1公害対策費、節13委託料のうち、備考欄の一番上の水質汚濁測定委託料につきましては、工場の排水や主要河川などの定期的な水質調査に係る委託料でございます。

大気汚染測定委託料につきましては、市内3カ所で行っている窒素酸化物や降下ばいじんの測定に係る委託料でございます。

一番下になります、自動車騒音測定委託料につきましては、法令に基づき、毎年度、国、県道といった市内主要路線の自動車騒音測定常時監視に係る委託料でございます。

以上で市民環境部関係分の平成29年度一般会計決算認定についての説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑につきましては、歳入、並びに105ページからやったですか、市民協働推進費の項目のところで一旦切りましょうか。

歳入は、もうちょっと、あっちこっちあるけんが、歳入と市民協働推進のところ。

ページ数でいきますと、111ページの上段のところまででの質問をお願いいたします。

成富牧男委員

市税のところ、これ、かつて質問したことがあります、予算現額と収入済額の差が2億9,400万円ありますよね。収入済額のほうが多い。

その中で、特に多いかなと思われるのは、これは、法人関係かな。

これ、質問しましたが、もっと早目に、予算現額に反映できないのかなという質問ですけど、収入済額。

そうすれば、例えば、年度途中で緊急、やむを得ないとか、補正に必要な予算が余計、予算の財源として生かされるんじゃないかという質問です。

青木博美税務課長

収入が見込める部分については、極力、使えるように補正をしていっておるわけですが、3月補正の計算をしておるのが実際のところ11月の末くらいになります。

うちの場合、法人として1月、2月、3月ぐらいに申告納税の時期を迎える大口の企業等がございますので、そして、なかなか、年度によって大きく変わる場合がございますので、確実な税収の分ということでの予算を上げております。

ですから、どうしてもその年によって、予算と決算が大きく違う場合が出てきますので、

この点につきましては、ちょっとある意味、やむを得ないものと考えております。

成富牧男委員

ちなみに、前は何かブリヂストンが12月に決算かようわからんからって言われましたけど、いつぐらいに確定するんですか。

あらかた言われている趣旨はわかりましたけど、ちなみに、いつぐらいに、確定しにくい、特に大口で確定しにくい……、例えばっていうのがわかったら。

青木博美税務課長

1つだけではございませんけれども、一番大きいのは、12月決算で、申告は3月になりますので、その時点にならないとわからないというものがあります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほか、御質問ございますか。

市民協働、105ページから、111ページまで。

樋口伸一郎委員

じゃあ、順番にいきます。

歳入もよかとでしょう。

別に資料じゃないんですけど、まちづくり推進センターの雑入で、何か事務的な歳入があったと思うんですけど、平成29年度の途中で、コピーが白黒しかできないのでカラーコピーをとっていうふうに質問をさせていただいたんですけど、この決算の中には、もう白黒のみの雑入になっているんでしょうか、という質問です。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

今回のまちづくり推進センター雑入のうち、まちづくり推進センターで行っておりますコピーに対する収入でございますけれども、これについては、まだ白黒のみのコピーの料金ということになっております。

以上です。

樋口伸一郎委員

これがどうなりましたか。

今、カラーでできますか。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

カラーコピーをできるようにということで、樋口議員のほうから御意見をいただいたところでありまして、現在、まだまちづくり推進センター長のほうとも相談をしながら、まちづくり推進センター利用者への方へのサービスというふうな観点もございますので、できるだ

け実施ができるように、今後またセンター長のほうと調整をしながら、対応を検討していきたいというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

よろしくお願いします。

多分、使うこともあると思うんですよ。

特に今から質問しますが、まちづくり推進協議会が各地区にあつて、その中では、いろんな事業や製作物とか資料があると思うので、その中でも必要になってくることがあると思うんで、提案をしたんですけど、お金取っていいと思うんで、ぜひ、前向きに進めていただきたいと思います。

その次は、まちづくり一括補助金、108ページでいいですか。

まちづくり一括補助金が現在、各地区でどのような状況だと、平成29年度決算を迎えて、お聞きしていますでしょうか。現状を教えてください。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

まちづくり推進協議会への一括補助金でございますけれども、これにつきましては、各地区ともにスポーツ推進に係る補助金を除きましては、定額で交付をさせていただいております。

まず、各地区ごとの決算額から申し上げますけれども、鳥栖地区におきましては103万3,100円。

これにつきましては、主要施策の成果の説明書の23ページに、それぞれの推進協議会ごとの決算額というのは明記をさせていただいているところでございます。23ページです。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

大体これ、一緒の金額になってきて、もうまちづくり推進協議会も5年以上たっているんですね。

それで、もうそこその地区でいろんな活動になれてきたところかなあとも思うんですけど、このまちづくり協議会の各地区に出している一括補助金と、活動内容とか事業内容が見合っているのかっていうところですよ、5年ぐらいたって、どういうふうになってきたかというところが大事なあと思うんで。

例えば、私、旭地区なので、旭地区のことを言いますと、もう少しこの補助金を活用したといいますか、柔軟性を持たせるとか、例えば、この限られた金額で、もうただ単にベルトコンベヤー式で事業だけを行っていくっていう、慣例化してきたところもあるんで、こちらあたりで、地域の実情に応じた活動ができるようにとか、もう一回、この一括補助金を、今

果たして、きちっと地区の状況とマッチしているのかっていうところを、決算の状況とか、地域の状況を踏まえて、考えていかないかなかなと思うんですけど。

この決算以降の今後の考え方っていうのは、どうでしょうか。

このままずっと、同じ一括補助金の中でやっていってもらっている考え方なのか。

それとも、地域によっては、あるかどうかかわかんないですけど、余っておるところとか、必要ないところもあるかもしれんし、もっと必要なところもあるかもしれんし、その活動内容に応じた検討とか考え方が必要になってくる時期じゃないかと思うんですけど、そのあたりの考え方を教えてください。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まちづくり一括交付金につきましては、現在、さまざまな活動をしていただいております。

その事業に対して交付しているものでございますけれども、地域の実情に応じた事業費というか、補助金につきましては、なかなかその金額の多く少なくということは、現在では難しいというふうに考えておりますけれども、例えば、今年度どうしても使えなかったりとか、本当は来年度、もう少し力を入れて事業をやりたいということもあろうかと思えます。

そういった使い方ができるような補助金のあり方について、現在検討をしているところでございますので、できるだけそういった方向で整理をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ぜひ、お願いします。

というのは、だんだん時間がたてばたつほど、もう同じ金額だと、同じことやって、消化作業みたいになっちゃうと、補助金も市民の皆さんの税金なので、やっぱりもう、このあたりで例えば、ここから先は提案なんですけど、各地区に、何かしたいことはありますかと。もう、やる気がなければなくてもいいですよというぐらいの、アンケートじゃないですけど、行うとか。

それで、もっとやりたいと、自主的にいろんなことをやりたいっていうところがあれば、やっぱりそれにはお金も必要になってくるんで、そっち側に出すとか。

ただ何もしなければ、多分ずっと機械的に、同じことを淡々とやっていく、飽きもくるかなと。

地域の人たちも、何かもう、役目済ましみたいになっちゃうといけないんで。

市のほうから改めて、5年経過したということを皮切りに、ちょっと聞いてみて、まち協は楽しいですかとか、聞いてみたり。

何かほかにやりたいことありませんかとかいうのをちょっと聞いて、整合性がとれるような助成金の考え方を持っておいてほしいなと思います。

終わります。

これ、質問じゃないです。

藤田昌隆委員

今、この一括補助金の考え方というのは、今までは、例えば老人クラブとか、いろんなところに渡しよったんやけど、それをみんなで話し合った中で、予算を分け合うということだったんですよね。

それじゃあ、予算を分けて、それで余ったところは、返還とかないですよ。

まずそれ、答弁。補助金の返還はあるんですか。ないよね。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

補助金の返還はございません。（「ないよね」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員

そうした場合、それは繰り越しできるわけ。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

現行におきましては、年度内でまちづくり推進協議会の中で調整をしていただいて、交付をいたしている額について補助金の執行をしていただいている状況で、繰り越しについては、今は実施しておりません。

藤田昌隆委員

樋口議員も言いましたけど、活発にやっているところと、なかなか低迷している、要するに、動きが少ないところがあるというふうに、特に痛切に感じるんで、この一括補助金も、もうそれこそ七、八年、まちづくり推進センターになって、七、八年ですよ。

だから、この辺の見直しも一回検討したらいかがですか。

使いたくても使えない、ところが、もらっても使い道がない、使いようがない、要らないという部分が何かあるような気がするんで。

この補助金も、一番最初にみんなで当たられた予算の中で、みんなで考えて、自分のところは何もなかったら、よそに、隣に上げようとか、そういう譲り合いというか、お互いに相談し合った予算ですよ。

それがもし使えなかったら、今度は地区単位で、例えば、弥生が丘とか田代とかいろんなところを見たら温度差があるような気がするんで、それも一回、補助金の見直しっちゃうか、難しいかもしれませんが、やっぱり、積極的にやっているところに対しては、これは、市のかわりに、市がやるかわりに、皆さんが、地元住民にやってもらっているというところは

間違いないんで。

やっぱり市のかわりに一生懸命になってやっているところに関しては、少し配分の仕方を考えるというのいかなものかと思いますが、答弁をお願いします。

橋本有功市民環境部長

まちづくり一括補助金につきましては、今、樋口議員から御指摘がございましたように、当初より各団体へ、交対協ですとか、そういった団体への補助金が、現にあった部分をまとめて、合わせて自由に使える補助金も含めて交付させていただいている部分がございます、制度をつくった当初から、基本的に、例えばどこかの補助金が余った、3割程度まではそれを流用してもいいよというような制度設計もしておったんですけれども、なかなかその辺が運用として、すぐにはできない部分もございましたし、今御指摘があったように、使い勝手として、単年度で全部終わらせきるのかどうかという議論もございますので、その辺が補助金という形でできるのかも含めて、どういった運用の仕方、支出の仕方があるのかを我々も課題として持っておりますので、検討していきたいと思っております。

以上です。

中川原豊志委員長

ほかの質問、ございますか。

成富牧男委員

まず、前から何度か言っていますが、78ページ、総務雑入、番号案内表示システム広告収入に関連してお尋ねしたいんですけど、前から言っている、私だけじゃないと思いますが、住民票やらの交付のときの案内音声、まず、申請するときとそれから交付を受けるとき——どっちがどっちか忘れちゃったけど、「お客様」ってなって、渡すときには「方」ってなるんですよね、その逆かな。

あれ、私の意見はもう、「方」に統一したほうがいいと思うんですけど、とにかく統一せんとおかしいと私は思います。

ずっとこのままいってまうけど、何も感じられませんか。

村山一成市民課長

成富委員御指摘のとおり、現在、番号案内表示システムのアナウンスは、受付と交付時で「お客様」、それから、「何番の方」というふうに、ちょっとアナウンスが異なっております。

ただ、私どもとしては、「お客様」、「何番の方」、いずれも敬語で表現しているものというふうに考えておりますので、特に違和感は感じておりません。

以上です。

成富牧男委員

違和感は感じないっちなことで、今のが正式な回答ですね。

それで……、そうですか。

部長、答えてください。

橋本有功市民環境部長

去年導入いたしまして、そのときに成富委員からそのような御指摘もございました。

これ、導入する際に、その導入の仕方として、我々もそういうことに対して、経費、事業費用がかからないような形をとりたいということで、今回の番号システムにつきましても、導入費用等は一切かかっておりませんで、収入に上げておりますように、これ、半年分なんですけれども、年間はこの倍が公告収入として確約されております。

それで、そういう形で、収入及びその電気代等もこちらのほうでかかった分はいただけますので、導入する費用もなかったと。

あと、あわせて市民サービスの向上もできるということで導入をいたしております。

それで、中身の音声の出し方については、我々としては、システムの中でそういった「お客様」であるとか「方」というような呼び出しの音声になっておりますんで、そこにまでは、我々も注文というか、そういう形はちょっと難しいと思っておりますし、先ほど市民課長が申しあげましたように、それ自体を、余り違和感といいますか、そういうことは現状では持ち合わせておりませんので、御理解賜ればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

成富牧男委員

おかしいと思われないなら、業者さんに、どげんかならんやろうかっていうことも、当然、言わんですたいね。それはわかります。

だから、あとは、ただ私はもう、そういうセンスかなと、鳥栖市のセンスはと思わざるを得ないんですよ。

それであと、ひょっとしたら、うがった見方ですけど、もうすぐ新庁舎ができるやんって、うなずきよんしゃるばってん、できるけん、もうそれまでほったこうと。そういうことかなと思わざるを得ないんですよ。（「あなたの感覚が間違っているのかもしれんよ」と呼ぶ者あり）そいけん、私はって言いよるやない。

だから、いかがですか。

いや、私はもう、答弁は求めませんよ。

橋本有功市民環境部長

去年導入する際も、当然、新庁舎が平成32年度には、予定としては完成して、そちらのほ

うで新たな業務になるということは踏まえておりましたので、今回の契約につきましても、一応3年と言う形と、当然、その次の業者が今の業者になるかどうかわかりませんので、それも踏まえて撤去費用も、その際はしていただくという形で契約しておりますので、だから我慢するとかいう話ではなくて、当初からそういう形での契約をさせていただいております。

成富牧男委員

契約は、必要なときには変更契約でも何でもできるわけで、今の答弁からも、私はそうかなと思ってしまいました。

それで、次いいですか。

あと、同じく市民課に関係するところであれば、54ページの総務管理手数料、印鑑証明等手数料とか、3番目の戸籍住民基本台帳手数料。これに関連してお尋ねしたいんですが、まず、市民課窓口以外での、今、実際取り組んでおられるのは、サンメッセ、それから、コンビニ交付だと思いますが、これ、もう出せないなら出せないでいいんですけど、サンメッセとコンビニ——コンビニは当然、合計ですたいね——の費用、経費についてお尋ねをします。

それから、サンメッセについては、私の記憶では、いずれマイナンバーなんかができたらコンビニなんかで交付できるようになるので、一時のつなぎみたいなものだっていうふうに、サンメッセでの交付は理解してたんですけど、そこら辺の経緯、以上についてお尋ねをします。

村山一成市民課長

まず、サンメッセとコンビニ交付の経費についてでございますが、すいません、ちょっと全体の経費を把握しておりませんが、平成29年度につきましては、市民課のほうでサンメッセのほうに支出をしております経費といたしましては、消耗品のみでございます。

偽造防止用紙とレジで用いますレジスターの用紙代、合わせまして約1万3,000円でございます。

それから、コンビニ交付につきましては、この全体の機材とシステムの関係は、情報政策課のほうに計上してございまして、それ以外のもので申し上げますと、歳出のほうの役務費にございます。

コンビニ交付1件につきましては、115円の支出をしております。平成29年度が647通でございましたので、7万4,405円を支出してございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

成富牧男委員

なら、システムは結局、月々かかる費用とかが発生しているんですよね。いいです、これは情報政策課の話ってことで。別途経費が発生しているっちゃうことですよね。

それで、あと1つ、ごめんなさい、ひょっとしたら答弁するつもりやったのかもしれないけど、サンメッセでしようってなった経緯について。

村山一成市民課長

サンメッセのほうで市民課の業務でございます住民票の写し、印鑑登録証明書の発行業務を行うようになりました経緯でございますが、平成25年度にサンメッセ鳥栖が鳥栖市のほうに移管されまして、直営化になるということに伴いまして、その活用促進を図るための方策をとということで、庁内で協議をいたしております。

その中で、市民課といたしまして、サンメッセ鳥栖の立地等も考えまして、住民票の写し、印鑑登録証明書の業務をそちらのほうで行ったらどうだろうかということで御提案をさせていただいて、平成25年11月1日からその業務を開始しております。

それから、コンビニ交付の絡みでございますが、コンビニ交付につきましては、個人番号制度が本格的な動き出しました平成27年度から検討を始めまして、平成29年2月1日から実施をしているところでございます。

現在のところ、サンメッセにおきましては、ほとんどの方が個人番号カードをお持ちでない方で、職員との対面によりまして、証明書の御請求をしていただいております。

コンビニ交付につきましては、まず、顔写真入った個人番号カードをお持ちになることが前提でございますので、お使いになっていらっしゃる市民の方の想像と違うというのが現状でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

それで、つなぎとかいうのはなかったということですね、今の答弁だったら。どうですか、そこ。

それと、ついでに、あわせて言います。わからんなら、わからんでいいですよ。つなぎっという認識のものではなかったと、サンメッセでやろうとしたときにですね。

それは、わからないなら、わからないって言ってくださいね。

あわせて、御提案されたんですよね。

ところが、そこは市民からじゃないですよね。

そこは、どういうふうに御提案されて、決定したんですか。

村山一成市民課長

現行の業務の状況でございますが、文化芸術振興課の文化芸術振興係長及びサンメッセに

配属されております正規職員4名に関しましては、総務課のほうから兼務辞令という形で、市民課の業務のほうを行っていただくようお願いをしているものでございます。

以上です。

成富牧男委員

そういう話がついて、市民課としても、それでいいということで始められたと思うんですが、実態はどうなんでしょうか。

さっき、文化芸術振興課長の話では、一応、兼務辞令は市民課のほうの係長と兼務辞令、それは、サンメッセが文化芸術振興課の所管だからということですよ、と思いますけど、何かトラブルがあったときどうするんですかって聞いたら、それは市民課に行きますと、市民課をお願いしていますと。

もうそれは、正直に、現状はどうかをお答えください。

村山一成市民課長

サンメッセ鳥栖で市民課業務のトラブルが発生した場合には、緊急連絡網によりまして、関係の事業者であったり、文化芸術振興課の課長及び係長、それから、市民課の課長であります私と係長に緊急連絡が入る体制をとっております。

基本的には、市民課業務につきましては、落雷、台風等の自然災害によるシステム障害や、窓口対応におけるトラブル等が考えられますが、通常はサンメッセ職員が関係の事業者や市民課職員等へ連絡をとりながら対応いたしております。

もちろん、サンメッセ鳥栖の職員が処理できない大きなトラブル等が発生いたしました場合は、私、市民課長及び係長も、関係事業者、サンメッセ職員とともに対応することといたしております。

成富牧男委員

だから、実態として、文化芸術振興課長は、兼務辞令ってなっておるけれども、簡単に言うと、トラブルは市民課のほうで対応してもらっていますと。

窓口のほうでちょっとトラブったりした場合は、それは、そうなんですか。

向こうがするときがあるかもしれんけど、その場合は、そうなんですか。

村山一成市民課長

平成29年度につきましては、大きなトラブルは発生しておりませんので、全てサンメッセ職員のほうで処理をいたしております。

ただ、一度だけシステムダウンがございましたので、そのときは、連絡を受けて、一緒になって対応をして、復旧をしたことがございました。

以上です。

成富牧男委員

向こうの係長は兼務というのは、わからんから聞きますけど、そちらの配下に入るんですか、あそこの事務室のところは、市民課長のもとに。

村山一成市民課長

サンメッセ鳥栖と文化会館のほうに文化芸術振興課の職員がおりますが、係長はサンメッセ鳥栖のほうの係長でもございますので、文化芸術振興課の係長のほうも兼務辞令を出しておるところでございます。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後 3 時 4 分休憩

~~~~~

午後 3 時 8 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

質問、ございましたら。

成富牧男委員

それで、さっきから言っておるように、やはり市民課のほうで対応をするということですよ。ね。

過去に、トラブったときに、間違えて持っていったときに、課長自身がみずから住民票を交換しに行かれたと。そういうふうになりますよね、当然。

それで、要は、やっぱりサンメッセ、あそこは、結構人がおるごたるけれども、交代勤務だから、そんなに日常的に張りついている人は3名から4名、さっきそういうふうに言われていました。

貸し館っていうのは、御存じのように、結構、ちょっと何がなかけん、とか言ってきたんしゃるでしょうが。マイクの使えんとか、いろいろ聞かれるやないですか、ちょっと来てって。そういうことに、1階から3階、4階まで上がっていかないかんですよ、3人しかおらん職員が、その中から2名。

それで、また何か、ほかのところから呼ばれたらとか。貸し館業務の中では、結構そうい

ここはあけている時間が9時から19時まででしょう。

だから、ぜひ、当面はしっかり——もうそれはしよるばいと言われるかもしれませんが、文化芸術振興課のほうと緊密に、特に課長さん同士話し合い、協議しながら、さっきちゃんと、もう非公式にでも、たまにはおられると、目につかんとこで。

そして、費用対効果の問題で言うと、そこら辺も含めて、非常に、サービスをよくしているので、素晴らしいと思うけど、サービスをするからには、それだけの体制費、1人でも多く要ということを肝に銘じていただきたいと思います。

中川原豊志委員長

ほかの御質問、ありますか。（「質問してから休憩のほうがいいでしょう」と呼ぶ者あり）  
まだ、歳入、並びに市民協働関連のところでの質問があれば受けますが。（「休憩しましょう」と呼ぶ者あり）

1つある。1つだけ。（「はい」と呼ぶ者あり）

午後 3 時12分休憩



中川原豊志委員長

引き続き、質疑をお願いします。

– 233 –

108ページの市民活動センター補助金と市民活動支援補助金についてですが、まず、市民活動センター補助金についてですが、これは、活動について、市民活動をより広げるためにということで行われている事業だと思いますが、これは、実施者の方とかといろいろ協議される中で、いろんな話が出ると思いますが、これは足りているか、十分かと思われますでしょうか、お願いします。

**天野昭子市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長**

市民活動センターは、市民活動団体の拠点施設として位置づけられているもので、市民活動センターの職員と私ども市民協働推進課の職員といつも打ち合わせをしながら、事業の内容については進めていっております。

御希望どおりの補助金とはいっていないのかもしれませんが、補助金の範囲内でいろんな工夫をしながら、市民活動推進の拠点施設となるように努力をしているところです。

**牧瀬昭子委員**

十分じゃないということは認識していただいているところだと思うんですけど、今、1つの団体がずっと継続されていると思うんですけど、その理由の1つに、やはりこの補助金だけでは、人件費もろもろがメインだと思うんですけど、それ以外の社会保険料だとか、そういう、雇うときに必要なものっていうのが足りていなくて、もう次に手が挙がる場所がないっていうのが実情だと思うんですね。

だから、活動をより広げるためにも、やはりセンターを運営するまでの基本的なところがまず足りていないのではないかということで、これは要求で、ぜひ、ここの拡充をお願いしたいということです。

それで、市民活動支援補助金ということで出していただいまして、これによって市民活動が広く立ち上がっていった、より多くの方々にいろんな市民サービスが届くということがあると思うんですけど、その市民活動の方と行政との連携っていうのが、この補助金を通してうまくリンクできているのかっていうのがちょっと疑問なところがあるんですが。

工夫されているところとか、お話の中で、もっとこうしてほしいとかいうことがあったら、お願いします。

**天野昭子市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長**

市民活動支援補助事業に認定された団体と、行政職員、関係がある部署の職員と、認定後に意見交換の場を設けております。そこで、要望であるとか、お手伝いができる事項であるとかというものを話し合っているところです。

また、中間報告会のときに、市民協働推進員っていうのが各課に1名――全部の課にはおりませんけれども、おりますので、その推進員と一緒に、また意見交換をしているところに

なります。

**牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

ぜひ、市民活動を広げていっていただくというのは、市民サービスをより広げるために、本当に必要とされている方に、市ができないサービスというのをより広くやっていってもらおうというのが、鳥栖市として、行政としての強みになるのではないかなと思いますので、一丸となって、市民サービスの向上にということでやっていただきたいなと思います。

これも要望です。

**中川原豊志委員長**

よろしいですか。

ほかは。

**樋口伸一郎委員**

資料なくてもいいんですけど、まちづくり推進センターの改修工事費については、聞いていいんですよね。

どのまちセンも、もうそこそこの年数がたっていて、もうぼろい、ぼろいっていう表現は間違っているかもしれないですけど、古いじゃないですか。

だから、麓まちセンを例えれば、大規模改修が終わってからも、それぞれやっぱり、何か来ますよね、人の体と一緒に、年数に応じて来るっていう前提でお聞きしますが、旭まちづくり推進センターの改修工事費用が上がっていると思うんですけど、終わった後に、終わる前はいろんな要望等とか、改善箇所を受けてされたと思うんですけど、終わった後に、気象状況であったり、いろいろ迎えたことと思うんですね。

現在までの把握状況を教えていただきたいと思いますんですけど。

**中川原豊志委員長**

旭まちづくり推進センター改修工事終了後に、何か気づいた点がありますかということですか。（「そうです、状況把握です」と呼ぶ者あり）

**犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長**

旭まちづくり推進センターの大規模改修工事が終わりました、半年ほどたつところです。この間に、大雨が降ったりとかいったときでも、避難所として開設をしているというところでもございます。

それで、一般の方の利用も実施をされているところでありますけれども、施工に当たって、少しまだ防水のほうが十分に……、ちょっと想定外のところ、聞いていなかったというところもありましたので、そこについても、また施工業者のほうと打ち合わせをさせていただい

て、すぐに対応をしていただいているところでもございます。

それで、利用者の方からにつきましては、またいろいろ今後も、センター職員のほうも日々、事務所のほうにもおりますので、そういった方にも意見をお伺いをしながら、また支障がある箇所については、対応について検討はしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございます。

大規模改修が終わって、当面何もしなくていいんじゃないかって、そうあって当たり前だと思っているんですよ、むしろ。

例えば、旭が今のところ一番新しいですかね、大規模改修が終わったところでいけば。

でも、それでもやっぱり骨格そのものがもう古いっていうところを考えれば、出てきて当たり前だと思うんですよ、今後の、例えば、田代の計画とかを含めても。

だからやっぱり、犬丸課長補佐が言われたように、出てきたところに、避難所とかになっているのであれば、大規模改修をしたからできないとかいう考え方は持っていただかずに、もう地域の方が寄るところであって、ましてや災害時とかは避難所になるわけですから、そこにはやっぱり大規模改修を中心に進めていいと思いますんで、都度都度改修を、古さに当たる改修ですから、大規模改修じゃなくて、必要に応じた改修になると思うんで、しっかり予算をつけていただきたいと思いますと思って、質問をさせていただきました。

それで、その関連でなんですけど、107ページに戻っていただいて、目11の一番下ですね、まちづくり推進センター費ってところの合計額、決算全体の金額でいいんですけど、この中の費用が、工事費等を抜いたら、各地区のまちづくり推進センターに配分されているっていう言い方が適切かわかんないですけど、鳥栖まちづくり推進センター、旭まちづくり推進センター、麓まちづくり推進センターとか、いろいろあるんですけど、そこに、この合計金額から配分されているっていう認識を僕はしているんですけど、それでよろしいですか。

まず確認から。間違っているといけないんで。

この金額を配分されているっていう認識は、違いますか。そこをちょっと教えてください。

#### **犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長**

目11のまちづくり推進センター費につきましては、各まちづくり推進センターに配分をしているということではなくて、それぞれの、例えば、電気料金であるとか、上下水道料金、それから、センターの職員の方の賃金であるとか、そういったところについては、こちらのほうで、必要に応じて予算計上をして、支出をさせていただいているところでございます。

**樋口伸一郎委員**

よくわかりました。

そうしたら、別にこの地区のセンターが幾らとかじゃなくて、必要に応じたものを積み重ねた金額がこれという認識ができるんですけど、この質問の先で最後に聞きたいのは、各まちづくり推進センター、市のお金が行っているんで、それぞれのまちづくり推進センターで幾らぐらいの市のお金が合計で行って——地区ごとにですね、そのセンターではどういう内訳で使われているのかっていうのが知りたいんですけど。

資料等があれば一番わかりやすいんですけど。

**中川原豊志委員長**

それは、水道光熱費だったりとか。

**樋口伸一郎委員**

経費は別でいいんですよ。

何か、経費以外の、例えば、何でもいいですよ、事業に係るものとかでもいいですし、それぞれの地区に幾らずつ市のお金を……、幾らずつじゃないと思うんですよ。必要に応じて、この地区は、鳥栖まちづくり推進センターに、これには幾ら要ると、こっちには幾ら要るっていうのが、合計して、地区ごとに分かれたような金額がわかればなあと思うんですけど。

**中川原豊志委員長**

経費を除くとすれば、一括補助金で分けているような金額じゃないわけ。

**樋口伸一郎委員**

そうです。

ここを見ると、地区ごとにはわかんないんで、地区で違うと思うので。

**佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長**

各まちづくり推進センターにおける経費以外といいますと、多分、教室とか、講座とか、いろいろなソフト事業に係る経費というふうに考えてよろしいかと思います。

各まちづくり推進センターごとに、その経費について、きちんと表にして、また後ほどお出ししてもよろしいでしょうか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

**中川原豊志委員長**

いいですか、後ほどということ。

**樋口伸一郎委員**

後ほどで資料はいいです。

大体変わらないところっていうのは、諸経費というのは、もう使い方によって変わるし、

人件費というのも、大体予測がつくんで。

ばらつきがあるところがほしいんで、事業っていうか、そのセンターの講座っていうか、そういうのにかかわる費用でいいんで、それがわかるようなものを、後ほどでもいいです、参考にいただければと思います。

それで、質問じゃないんですが、これ、お伺いしたのは、やっぱりセンターごとに行っていることが違うから、行っている金額もばらばらだと思うんですよね、同じじゃないと思うんですよね、講座の回数であったり。

この考え方と一緒にいけば、まちづくり推進協議会も、一括ではなくても、その活動の内容が違うんで、センターに同じ金額が一括して行っていないのと一緒に、同じ考え方をすれば、まち協もばらばらになっても全然問題ないんじゃないかなと思ったんですよね。

ひもづけすると、まちづくり推進センターの活動に関する費用の考え方でいけば、まちづくり推進協議会の一括補助金も、そういう考え方で行っていいんじゃないかなと思ったんで、質問をさせていただきました。

終わります。

御答弁は、要りません。

#### **中川原豊志委員長**

後ほど、よろしいですか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に徴税費のほうですかね、111ページ、税務総務費から、一緒に戸籍住民基本台帳費も含めて、115ページの上段まで。

よろしいですか。

選挙費は別になると思いますんで、税務関係、戸籍住民台帳関係、よろしいですか。

#### **古賀和仁委員**

112ページ、滞納整理指導員報酬60万円ということですけど、これによって、滞納額が大体どのくらい回収できているのか、わかればお願いします。

#### **青木博美税務課長**

滞納整理指導員報酬というのは、国税OBの方に週1回来ていただいております。

差し押さえとか、滞納処理の困難な案件について、職員がアドバイスを受けているというもので、方針的なものを定めたり、これはもう差し押さえとか、いろんなその判断とかのアドバイスを受けていますので、この指導員によって幾らという明確な金額というのは、ちょっと算出は難しいものです。



ですから、全般的な指導を受けているというものでございます。

**古賀和仁委員**

次に、主要施策の成果の説明書の27ページですけど、ここに、滞納額、現年滞納繰越額を合わせると、平成29年度は3億5千万円くらいあると。

それで、実際に幾らぐらい、年間滞納した分の回収ができているのか。ざっとした数字でいいのです。

現年と滞納繰越額と、それぞれ分けてお願いします。

**青木博美税務課長**

個人市民税で言いますと、平成29年現年課税分、ちょっと率しか出しておりませんが、98.9%。

滞納繰越分は22.7%の徴収率となっております。（「金額はわかりますか」と呼ぶ者あり）

市税全体で申しますと、現年課税分の収入済額は126億5,004万894円です。

滞納繰越分は9,687万9,147円となっております。

**古賀和仁委員**

私が聞いているのは、ここに書いてある数字じゃなくて、大体年間どのくらい回収できるかなという、そのところだけ聞いているんですけども。

滞納繰越分を不納欠損になる前にどのくらい、当然、5年たつと不納欠損で処理しますの  
で、大体年間どのくらい処理されているのか。

これを見ると、不納欠損が3,600万円ぐらいあって、そのほかに収入として、それ以外で取ったのはどのくらいかなという、そういう質問です。

**中川原豊志委員長**

滞納繰越金の。（「年間幾らぐらい滞納を回収できていますかという、単純な質問です」と呼ぶ者あり）

**青木博美税務課長**

市税全体で、平成29年度で、滞納繰越分が4億938万6,578円ございます。

その中で収入済みとなったものが9,687万9,147円でございます。

**古賀和仁委員**

ずっと滞納して、何年かあるわけですよね。その中で、どのくらいに年間徴収できるかなというお話をしているんですけども。

言っている意味、わかりますかね。

**中川原豊志委員長**

休憩しましょうか。

午後 3 時41分休憩

~~~~~

午後 3 時 48 分開議

中川原豊志委員長

再開します。

ほかに御質問ございますか。

〔発言する者なし〕

じゃあ、ないなら、私から1ついいですか、たまには。(発言する者あり)

1つぐらい言わせてください。

112ページの備考欄の下から4番目、固定資産評価業務委託料。これは多分、平成28年、平成29年と2年にわたって全戸調査をされた分やったかなと思うとばってんが——年度が違ったらすいませんけど。

青木博美税務課長

全棟調査は平成27年度と平成28年度に行っております。

それで、この固定資産評価業務委託料は、毎年の評価の減とかを調査するためのもので、毎年やっているものでございます。

中川原豊志委員長

そうやったっけ。失礼しました。

ならよかです。

藤田昌隆委員

前も聞いたかもしれないけど、固定資産を評価するのはどこがすると。不動産業者。

豊増秀文税務課長補佐兼固定資産税係長

路線価算定や標準宅地の時点修正等につきましては、佐賀県不動産鑑定士協会にお願いしているところでございます。

藤田昌隆委員

今、佐賀県という話やけど、鳥栖市では誰か業者っていうか、メンバーに入っているの、鳥栖市の人間が。

青木博美税務課長

不動産鑑定士協会は佐賀県内全部が入っておられますので、その中に鳥栖市の方も3名入っておられます。

藤田昌隆委員

じゃあ、鳥栖市の分を鳥栖市の方がするわけ。

青木博美税務課長

1人でやっておられるわけではございませんで、数名で協力してやっておられます。

その中に、鳥栖市の方が入ったり入らなかったりということで、必ず鳥栖市の方にしてもらっているという状況ではございません。

藤田昌隆委員

これも市が頼んでやっていることだと思うんですね。

それで、同じメンバーが、今、毎年されているっていう話やけど、メンバーがある程度変わってもらわないと、一概に全部同じ規律で評価をしているか、私はそこを疑問に思うんですね。

だから、その辺は、例えば、同じ人が続けてしないとか、そういうあれはあるわけ。

固定資産税は大きいんですね。大きいから言っているんですよ。

いや、鳥栖市の人はいませんか、簡単に言われますけど。

支払いをするほうは、同じ目線で、同じ評価で、地区によっては違うようなことじゃ困るから。その辺、縛りがあるのか。

例えば、2年連続したらいかんとか——同じメンバーがよ。その辺はどうかな。

わからんね。

青木博美税務課長

人選については、特定のルールというのございませんで、不動産鑑定士協会のほうに任せているという状況でございます。

藤田昌隆委員

いや、私も佐賀県の不動産鑑定士の会長さんとか、あの辺とはちょっと話しましたが、あんまりね、その場で会ったときに、きちんとした評価をしてくださいよという要望はしましたんで、金額が金額だけに、ぜひ、きちんとした評価をしてほしいという要望です。

それで、それには市の職員の方も同行するわけ。評価をするときには、誰か一緒に立ち会うわけ。

青木博美税務課長

現場での立ち会いとかはしておりませんで、評価の結果をいただいて、その中身を職員が一応、チェックいたします。

そこでまた疑問点とか、おかしい点とかあれば、また鑑定士と意見をやりとりして、正しい評価をできるように努めております。

藤田昌隆委員

じゃあ、お願いします。きちんとした評価を、ぜひ、金額が金額だから、やってほしいというをお願いしておきます。

以上です。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、引き続き行きます。

続きまして、衛生費までいっていいのかな。135ページ、後期高齢者医療費のところと、145ページの国民年金事務取扱費のところの項目、2項目について、御質問をいただきます。

後期高齢者医療費、並びに国民健康保険と後期高齢者。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、続きまして、環境衛生費、153ページからずっと、160ページまでについて、御質問をお願いします。

樋口伸一郎委員

158ページをお願いします。

節19の負担金のところの備考欄下から2段目、資源回収奨励補助金についての質問ですけど、これ、廃品回収とかが含まれると思うんですけど、平成29年度決算の金額で、どれくらいの数があったか、まず教えてください。平成29年度の実績を。

ああ、ここ、ありました。

主要施策の成果の説明書にあったので、その先ですね。

これの支払いに関して、申請から、一定の手続を踏まえて、支払いまでの期限とかがあると思うんですけど、その状況を教えてください。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

この資源回収団体奨励金につきましては、市民団体のほうが94団体ありまして、その回収実績に応じて奨励金をお渡ししておるということでございます。

毎月活動された翌月の10日までに、こちらのほうに申請をしていただきまして、市のほうから、その月末までに支払いをさせていただいておるということで交付をしております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、主要施策の成果の説明書の49ページにも書いてあるんですけど、ここと言えば、この資源物回収、コンテナは、これ、また別ですよ。

だから、例えば、廃品回収とかを行った団体の数とか、申請数がわかれば教えていただきたいんですけど。

コンテナとかは別で、この分だけ、資源回収奨励……。

中川原豊志委員長

団体数と、そこが何回やったかという、延べですか。（「延べがいいです」と呼ぶ者あり）

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

資源回収団体については、平成29年度が94団体ございますけれども、その延べで、何回、その94団体がしてというのが、ちょっと今、資料を手持ちでは持っておりません。

団体については、毎月されておるところもありますし、2カ月に一遍とか、3カ月に一遍というふうなことで活動されておる団体がおられるということでございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

94団体でいいです、延べじゃなくても。ただ、94回よりも多いつていう、そういうふうにして考えて大丈夫かなと思うんですよ。94回以下よりも、1回やっても94回ということやから、多分、2回やっても180回になるので、これよりも多いというところで。

それで、次の質問なんですけど、この申請が月末から10日までっていう、10日間があるんですけど、どうしても今、地域の現状を見ると、例えば、8月末に廃品回収を行いましたということであれば、9月1日から9月10日までに、その期間内に申請を出さなきゃもらえないと。この奨励金がもらえないということで、その間には、業者さんをお願いして発行してもらった書類も必要があることから、どうしてもそこが慌ててしまうということで、8月末にはできるだけ行わずに、8月上旬のほうに行って、自分たちでゆとり期間を半月ほどつくろうというところで、地域のこの94団体さんが、かなり月の上のほうで、例えば、週末の取り合いという表現がおかしいですけど、日曜日が、どこどこがするけん、うちは避けようとか。

じゃあ、後からした団体さんはもう、同じ期日にやっとなるから、ごみがないというところで、いろんな、上のほうで調整が今、行われているので。

そこで、お尋ねなんですけど、この10日におくれた場合、仮定ですけど、8月末に廃品回収を行いました、これは、9月10日までに全ての書類をそろえて申請を提出しないといけま

せん。

これが、11日以降に、どうしても書類をそろえる状況上、おくれた場合には、その支払いが行われないっていうところは間違った解釈かもしれないので、支払いは可能かどうかっていうところを確認させてください。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

回収業者さんのほうから、仕切書なんかを一緒に添付してもらうような方法になっています。

当然、10日に間に合わないケースというのもありますので、そうした場合には、うちのほうで早目に処理をして、月末にお支払いできるようにしたりとか、翌月にちょっとまたがってしまうというような場合がありますけれども、活動していただいた分については、今のところ、おくれてもお出しするような形で対応のほうはさせていただいております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

我々も地域の方から聞かれることがあるので、できるだけ要綱等に基づいた10日間というのを守ってほしいですけど、万が一、書類の成り行き上、おくれた場合とかでも、お支払いが行われないことはないですという説明ができますので。

今後とも、もしもそういう、本当は10日までですけど、万が一のときの対応もよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

成富牧男委員

158ページの塵芥収集運搬委託料についてお尋ねをします。

この件については、いわゆるステーションのことについて、新たに設置する場合の手続きといますか、まずその前提として、ふやすことは、可能じゃないっちゃう話にはならないと思いますが、ふやすことができるのか、その場合の手続き。

それから、検討をせんといかんですねって言われていた、もう一点は、今から結構ふえてくるとは思いますけど、自分の玄関口にぽんと置いていい——これを批判しているわけじゃありません、置いていいところと、私の近くもそうですけど、かなりの、100メートル、150メートルは持っていかんといかんところ。

それは、なんでかという、そこにステーションを地元でつくっておるわけですね、自分たちでお金を出して、尽力も提供して。

そういうところについて、割り切れん気持ちで、鎗田町のところをずっと下っていくとか、

よくそういう話も聞きますので。

それについて、検討せんといかんなあと言われていたと思いますので、そのことについて。

2点。ふやす場合の手続き、それと、区長さんとの関係とか、そこら辺について。

それから、今言った、玄関の前に出せるところと、そうじゃないところ、ステーションをみずからつくったところ、それについての何らかの手当ちゅうか、そこら辺について、どう考えてあるのか。

現状でもいいですから、お伺いします。

楨原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

ごみの収集箇所をふやす場合につきましては、私どもとしては、市のほうから収集場所を指定はしておりません。

区長さんのほうから要望がありまして、そこで実際にパッカー車が通る道なのか等について確認をさせていただきまして、パッカー車のルート上であって、パッカー車が通るということを確認させていただいて、可能であれば、新たな設置箇所を認める場合があると。

やはり、それについては、ある程度数量は確保できると、おおむね10世帯、新規についてはお願いしております。

しかしながら、アパート等、8世帯とか、そういう集合住宅とかがありますんで、そういうものについても、そうした新規の場所については、新しく設置をする分として、回収をしておるといような状態で進めております。

それと、今、御指摘いただいた、玄関前に置くところと、数百メートル離れた収集場所に持っていくところもあるといようなことでございます。

前も申し上げましたけれども、これについては、以前は、全部が自分の家の前に出して、それを収集していたと。

それを、指定ごみ袋制度化にしたときに、ステーション方式ということで、集めておいていただくようにしております。

しかしながら、やはり、地理的な条件であるとか、どうしても道路幅が狭いとかっていう場合には、そのまま家の前に置いておるようなところもありますし、それ以外にも一部、何でだろうといようなところで、家の前に置いてあるというふうなこともあります。

私どもとしまして、そうした場所については、何らかの変更を生じた場合には、お願いをしております。

しかしながら、今ある分についてを、今の状態で集約といようなことについては、なかなかそこまで手が回っていないというのが実情でございます。

しかしながら、今後、そういったものについては、例えば、市のほうからごみボックスの

だから、そうした政策を打つことによって、できるだけステーション方式ということで、数が多くなる一方でございますので、集約をしていきたいという気持ちは持っておるということでございます。

まず、最初の分については、わかりました。

ルートに乗る限りっちゅうのが、ちょっとひっかかったんで、ルートを見直すなり、一定の効率性を追求されるっていうのはわかりますので、ただ、ルートに乗るっちゅうのが前提になると、なかなか、はい、そこにオーケーですとはならないと思いますので、そのことについては、そういうふうにお願いします。

それから、2点目については、何がしかの補助というのが主な趣旨でございまして、効率的につちゅうことで、今あるやつを集めてくれというのが趣旨でありませんので。やっぱり、こまめに、できる限り、さっき言われていた効率性との兼ね合いが難しいとは思いますが、ね、集約するということと。

そこら辺は、一方的に集約っていうふうにならんように、私がこう、持っていけるぐらいに、後10年たったとき。

よろしくお願いします。

ほかの質問、ございますか。

よろしいですか。

「はい」と呼ぶ者あり

では、休憩します。

午後 4 時 9 分休憩

~~~~~

午後 4 時 10 分開議

– 246 –



市民環境部関係の一般会計の質疑については、これで終わりますが、再度、確認したことがございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

休憩します。



再開します。

~~~~~

次に、議案乙第26号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

古賀友子国保年金課長

ただ今議題となっております、議案乙第26号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について説明申し上げます。

歳入でございます。

款 1 国民健康保険税全体の収納額といたしましては、前年度と比較いたしますと4,022万4,941円、2.7%の減となっております。

- 247 -

ております。

なお、一般、退職分を合わせました現年課税分の収納額につきましては、前年度と比べまして4,262万5,514円の減額となっておりますが、収納率は93.17%となりまして、前年度より0.35ポイント増となっております。

また、一般、退職分合わせました滞納繰越分につきましては、前年度より240万573円増加し、収納率も17.09%と、前年度より1.71ポイントの増となっております。

次のページ、261ページ、262ページをお願いいたします。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金につきましては、一般被保険者分の療養給付費等及び後期高齢者支援金、介護納付金に要した費用の32%を国が負担したものでございます。

目2 高額医療費共同事業負担金につきましては、高額な医療費の発生による国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費を対象といたしまして、県内市町が一定割合で拠出金を出し合い、国及び県の支援を受けて、高額な医療費が発生した市町に交付金を交付する高額医療費共同事業に対して国が4分の1を負担したものでございます。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金、節1 普通調整交付金につきましては、市町村間の医療費水準や所得水準の格差による財政力の不均衡を調整するために、画一的な算定基準によって交付されるものでございます。

節2 特別調整交付金につきましては、画一的な算定基準では措置ができない結核性疾患や精神病に係る療養給付費が多額であることなど、特別な事情に対し交付されたものでございます。

次に、款4 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金につきましては、先ほど国庫負担金のところで説明申し上げました高額医療費共同事業に対する県の負担金であり、県の負担割合も4分の1となっております。

項2 県補助金、目1 財政調整交付金のうち、節1、1種調査費交付金につきましては、市町国保の財政を調整するために交付されたものでございます。

節2、2種調整交付金につきましては、鳥栖市で実施いたしました人間ドック、脳ドック審査事業等の保健事業などの経費に対し交付されたものでございます。

款5 療養給付費交付金につきましては、退職被保険者等に係る療養給付費から退職被保険者が納付されました国保税等を除いた額を、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

次のページ、263ページ、264ページをお願いいたします。

款6 前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費について、市町村国保と被用者保険との間で財政を調整するために、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

款7 共同事業交付金の目1 高額医療費共同事業交付金につきましては、レセプト1件当たり80万円を超える医療費を対象に、80万円を超える部分の59%が国保連合会から交付されたものでございます。

目2 保険財政共同安定化事業交付金につきましては、レセプト1件当たり80万円までの医療費を対象として、59%が国保連合会から交付されたものでございます。

次に、款9 繰入金、項1 一般会計繰入金のうち、備考欄の事務費繰入金につきましては、国保事務にかかわる人件費や事務費に係る経費を繰り入れたものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、保険税軽減の対象となる被保険者の保険軽減相当額を繰り入れた保険税軽減分と、保険税軽減の対象となる一般被保険者数に応じて、平均保険税の一定割合を繰り入れた保険者支援分がでございます。

その財源は、保険者軽減分が、県が4分の3、市が4分の1、また、保険者支援分は、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1となっております。

出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金に要した経費の3分の2を繰り入れたものでございます。

財政安定化支援事業繰入金は、低所得者が多い、病床数が多い、高齢者が多いなどの保険者の責めに帰することができない特別な事情による国保財政の負担について、地方財政措置された分を繰り入れたものでございます。

子どもの医療費助成事業繰入金は、子どもの医療費助成の実施による国保財政への影響分を補填するための繰入金でございます。

その他一般会計繰入金につきましては、赤字解消のための特別繰入金でございます。

平成29年度は、当初予算では1億円を計上しておりましたが、平成29年度末で累積赤字を解消するために、3月補正において6億円を増額したものでございます。

項2 基金繰入金につきましては、先ほど説明申し上げました赤字解消のため、当初予算で1億円を計上しておりました特別繰入金を、一時的に基金に積み立てまして、5月末に専決で前年度繰上充用を行いましたときに、その財源として基金から繰り入れたものでございます。

次のページ、265ページ、266ページをお願いいたします。

款11 諸収入の下の方になりますが、項3 雑入、目2 一般被保険者第三者納付金につきましては、一般被保険者の交通事故等に係る第三者行為納付金でございます。

次のページ、267ページ、268ページをお願いいたします。

款12市債につきましては、平成29年度末で累積赤字を解消するために、県から広域化等支援基金を借り入れたものでございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について説明申し上げます。

決算書269ページ、270ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節2給料から節4共済費までにつきましては、国保事業に従事する職員7人分の人件費でございます。

節13委託料につきましては、国保制度改革に伴うシステム改修の委託料や、医療機関からのレセプトの例月処理、被保険者の資格異動処理などの共同電算処理業務委託料が主なものでございます。

次のページ、271ページ、272ページをお願いいたします。

項2徴税費、目1賦課徴収費のうち、節7賃金につきましては、国保税滞納整理補助のための臨時職員の賃金でございます。

節12役務費につきましては、納税通知書、督促状などの郵送料でございます。

節28繰出金につきましては、コンビニ収納の経費など、一般会計で支出した経費の一部を一般会計に繰り出したものでございます。

同じページの中ほどになりますが、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費及び目2退職被保険者等療養給付費につきましては、被保険者が医療機関の窓口で自己負担分として支払った残りの医療費分を現物支給として支払ったものでございます。

次に目3一般被保険者療養費及び目4退職被保険者等療養費は、柔道整復師による施術や医師が必要と認めたコルセットなどの治療用具の経費に対して現金給付として支払ったものでございます。

次のページ、273ページ、274ページをお願いいたします。

目5審査支払手数料につきましては、レセプトや柔道整復施術療養費支給申請の審査や、医療機関への支払いなどの手数料であり、国保連合会へ支払ったものでございます。

次に、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費と、目2退職被保険者等高額療養費につきましては、被保険者が1カ月の間に医療機関の窓口で支払った一部負担金の額が、その所得に応じて一定の限度額を超えた場合に、被保険者に対し支給したものでございます。

同じページの一番下になりますが、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金につきましては、被保険者に、出産1人につき42万円を支給する出産育児一時金に要した経費であり、平成29年度の対象件数は55件でございました。

次のページ、275ページ、276ページをお願いいたします。

項5葬祭諸費、目1葬祭費につきましては、被保険者の死亡により、葬祭を行った者に対して被保険者1人につき3万円を支給したものであり、平成29年度の対象件数は91件でございました。

次に、項3後期高齢者支援金等につきましては、社会保険診療報酬支払基金に拠出いたしました後期高齢者支援金及び関係事務費でございます。

款4前期高齢者納付金等につきましては、社会保険診療報酬支払基金へ納付いたしました前期高齢者納付金及び関係事務費でございます。

次のページ、277ページ、278ページをお願いいたします。

款6介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金へ納付いたしました介護納付金でございます。

款7共同事業拠出金につきましては、歳入で説明申し上げました高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の原資といたしまして、国保連合会に拠出したものでございます。

款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に実施しております特定健康診査及び特定保健指導に要した経費でございます。

節7賃金につきましては、集団健診、特定保健指導、または未受診者への訪問受診勧奨に係る保健師、看護師などの臨時職員の賃金でございます。

次のページ、279ページ、280ページをお願いいたします。

節13委託料につきましては、特定健診や二次健診にかかりました委託料が主なものでございます。

項2保健事業費、目1保健衛生普及費につきましては、医療費通知や後発医療品差額通知の郵送料及び作成委託料でございます。

目2療養費につきましては、被保険者の健康づくり事業といたしまして、はり・きゅう施術1回につき1,000円を助成したものでございます。

目3健康推進事業費のうち、節13委託料につきましては、人間ドック、脳ドックの委託料でございます。

節28繰出金につきましては、健康増進課等で実施した保健事業の経費など、一般会計で支出した経費の一部を一般会計に繰り出すものでございます。

款9基金積立金につきましては、当初予算で1億円を計上しておりました特別繰入金を一時的に基金に積み立てたものでございます。

次のページ、281ページ、282ページをお願いいたします。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金の一番下、目3償還金の国庫負担金返還金につ

きましては、平成28年度に国から概算で交付されていた療養給付費負担金などの精算により返還をしたものでございます。

款12前年度繰上充用金につきましては、平成28年度決算に伴う赤字分を、平成29年度予算から繰り上げてまして補填したものでございます。

以上で平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定についての説明を終わります。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

では、これより質疑を行います。

質問がある方は、お願いします。

藤田昌隆委員

259ページ、滞納繰越分、それから、医療給付、それから、後期高齢者、それから、介護納付金ってあるけど、金額的にも結構多いですね。

繰越になる理由って、何と思う。繰り越しがずっと発生する理由。

わからないなら、わからないでいいですから。

青木博美税務課長

繰り越しが出てきているのは、現年度分で徴収しきれなかった部分が出てきておりますので、またそれが後にもつながってきておって、増加をしております。

藤田昌隆委員

滞納が出る、払えない大きな理由、そこを聞いているんですよ。

もちろん、お金がないけん、払えんっちゃうことでしょうけど。

青木博美税務課長

国民健康保険税は、収入によっての軽減とかはありますけれども、やはり収入の少ない人にも、どうしても最低限の課税をしているということで、収入が少ないという理由での納めきれない部分があるとは思いますが。

藤田昌隆委員

私が想像するに、滞納が出る部分は、例えば、年に4回とか、毎月やないよね。例えば、介護納付金にしても、あれ、年4回で払わないかんのかな。そうですね。まとめて年間に、4分割かな、じゃなかったっけ。（「10期」と呼ぶ者あり）

ほかのも含めてよ。

違う。

ごめん、ちょっとその辺、教えて。

古賀友子国保年金課長

介護納付金分というか、もう医療費分も、後期高齢者分も、介護納付金も一緒に納めていただく、保険税として納めていただくようになっておりまして、国保税につきましては、1年間分を10期にしてお支払いいただいておりますので、4回ってというのは、何の……、この介護納付金分というのは、64歳までの方がお支払いになられる介護保険のほうにやるお金ということで、介護保険料とは別ですので、65歳以上の方の介護保険料とは別ですので、その回数は違うと思います。（「申しわけございません」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員

順番に、簡単な質問ですけど、お願いします。

274ページと276ページ、出産育児一時金についてお尋ねを、2個まとめてさせていただきます。

まず、出産育児一時金の件数が55件。この傾向、平成28年度ぐらい、もう前年度ぐらいでいいんで、何件から何件になったか、調べたらわかると思うんですけど、ちょっと教えていただけますか。

平成27年、28年、29年ぐらいでもいいんで、推移ですね。

古賀友子国保年金課長

件数ですけれども、平成29年度が55件、平成28年度が59件、平成27年度が46件で、平成26年度が62件となっておりますが、平成30年度につきましては、まだ半分しか終わっておりませんけれども、既に31件となっておりますので、ちょっと平成30年度は増加傾向かなというふうに考えております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、ふえている、減っているっていうのはないんで、ぐらつきながら横ばいぐらいな感じで、大体思っている感じですね、ちょっと、子供の数が減っていつてるのかなと、0歳の出産率っていうか、と思って聞いたんですけど、大丈夫です。

ここで終わります。

それと、そのまま次行きます。

280ページ、項2保健事業費の目3健康推進事業費、節13委託料の中の、御説明いただいた人間ドックと脳ドックの委託先と内容とを教えてください。

古賀友子国保年金課長

一応、指定医療機関となっております、人間ドックにつきましては、聖マリア病院、今村病院、弥生が丘鹿毛病院となっております。

脳ドックにつきましては、今村病院、弥生が丘鹿毛病院、鳥越脳神経外科、大島病院とな

っております。（「数、わかりますか」と呼ぶ者あり）

人間ドックで、聖マリア病院が105件、今村病院が42件、弥生が丘鹿毛病院が39件です。

脳ドックが、今村病院が29件、弥生が丘鹿毛病院が25件、鳥越脳神経外科が1件、大島病院が30件となっております。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ほかに、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

じゃあ、私から1つだけ。

282ページ、最後のほうですけれども、償還金、国庫負担金返還金が4,491万円ありますけれども、この主な理由を教えてください。

古賀友子国保年金課長

平成28年度に療養給付費等負担金というのを国からもらっているんですけども、まだ年度末で療養給付費が確定いたしませんので、一応、国から概算でもらっていることになります。

それから、次の年に療養給付費等が確定いたしまして、国のほうでも確定額を出されまして、その差額で、足りなければ、今回のように返還金として4,400万円支払うことになりますけれども、足りなければっていうか、もらい過ぎていれば4,400万円の返還になりますけれども、少なくとももらっていれば追加交付ということもあります。

ただ、これにつきましては、もう平成29年度精算までで、平成30年度にもう一回発生はするんですけど、それ以降につきましては、県のほうで国庫負担金については算定をすることになっておりますので、平成30年12月議会で多分、また返還金を出すと思いますけど、それ以降は、この療養給付費についての返還金はないということになります。

中川原豊志委員長

ということは、平成28年度、少し多めに、可能性があるということで、請求をしていたと。その金額が4,400万円も多かったのかと。

金額の大小わかりませんが。

古賀友子国保年金課長

概算要求というのは、勝手にできるものではなくて、いろいろ計算方式がありまして、その最後の伸びとかで、国が概算交付額を決めてきますので、その国が決めた伸びよりも伸びていなかったということでの返還ということと考えております。

中川原豊志委員長

こっちからの請求ではなくって、国が概算的に計算して出してくるということなんですか。

そのとおりです。

了解です。

ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、質疑を終わります。

中川原豊志委員長

次に、議案乙第27号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

古賀友子国保年金課長

ただ今議題となっております、議案乙第27号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計
決算認定につきまして説明申し上げます。

決算書の289ページ、290ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 1 後期高齢者医療保険料につきましては、歳入総額の77.7%を占めております。

前年度と比較いたしまして4,159万6,022円、7.1%の増となっております。

目1 特別徴収保険料につきましては、年金受給者からの年金天引きによる保険料収納額でございます。

目2 普通徴収保険料につきましては、納付書または口座振替による保険料収納額でございます。

款３繰入金、項１一般会計繰入金のうち、備考欄の事務費繰入金につきましては、後期高齢者医療事務に要する経費及び佐賀県後期高齢者医療広域連合への共通経費負担金分を繰り入れたものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減分につきまして、県4分の3、市4分の1の負担割合で補填いたします後期高齢者医療保険基盤安定負担金分の繰り入れをしたも

款４繰越金につきましては、平成28年度決算が歳入総額 7 億6,119万603円、歳出総額 7 億5,954万8,179円となり、歳入、歳出差引額が164万2,424円の黒字決算となりましたので、同額を平成29年度予算に繰越金として計上したものでございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

2ページめくっていただきまして、293ページ、294ページをお願いいたします。

この納付金につきましては、市が徴収いたしました後期高齢者医療保険料などのほか、歳入の一般会計繰入金で説明いたしました広域連合に対する共通経費負担金及び低所得者の方の保険料軽減を補填する保険基盤安定負担金などを後期高齢者医療広域連合に納付したものでございます。

中川原豊志委員長

それでは、質疑を行います。

よろしいですか。

では、質疑を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会します。

– 256 –

平成30年10月 4 日（木）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	詫間 聡
健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長	小柳 秀和
社会福祉課長補佐兼地域福祉係長	庄山 裕一
健康福祉みらい部次長兼こども育成課長	石橋 沢預
健康増進課長兼保健センター所長	坂井 浩子
文化芸術振興課長	松隈 義和
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長	古賀 達也

市民環境部長	橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民課長	村山 一成
国保年金課長	古賀 友子
税務課長	青木 博美
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

議案審査

議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第26号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

議案乙第27号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

ども教室にかかるチラシ代について、児童数に応じた算定をいたしておりますので、その分の差額となっております。

3番目の項目の施設管理及び事業運営のための消耗品費等につきましては、清掃や草刈りのほか、日常的な施設の管理に要する物品のほか、事務用品、それから、印刷機のトナーやプリンターのインク代などが主なものでございます。

こちらの決算額については、32万4,000円から38万5,000円と開きがございますけれども、こちらにつきましても、まちづくり推進センターが発行しております広報紙の発行枚数による算定、それから、分館がございましてところは、この分館に係る施設管理に要する経費を加算しておるものによる差額でございます。

以上で説明を終わります。

中川原豊志委員長

今、説明がございましたけれども、せっかくですんで、この件について質問等はお受けしたいと思いますが、よろしいですか。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます、資料のほう。

これ、講座・教室の同額っていうので、もう回数とかはセンターが調整されているところですね。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

そうでございます。

基本的に、予算額も今回、平成29年度は同額となっておりますので、この予算内で、いろんな工夫をしていただき、講座・教室を開催していただいておりますところでございます。

樋口伸一郎委員

ということは、例えばですけど、センターのほうで講座をふやしたいというときに、この予算が全部出ていますっていうところで、仮に地域の方の講師さんが、講座をするために、もう予算はオーバーしとるけん、じゃあただでいいよということだったら、もうセンターの判断でまたふやせると。

この金額は、もう謝金として出しているじゃないですか。ただ、教室としては、まだあき時間と教室があるので、その中に新たな講座とかを設けようとしたときに、もうこの予算は配分されていますとなれば、独自の協議で、もう向こうがボランティアで、ただでいいからっていうことであれば、それはそれで、できるっちゃうことになるんですよね。

ただ、そのボランティアの法律に基づいて、今何か、完全に無料でやるのは望ましくないみたいなものもあるじゃないですか。

幾らかは払わないかんみたいなものもあるんで、そこは、例えば、60万4,000円を使い切ったセンターが、新たな講座をするときってというのは、もう完全に無料の講師がおられれば、ふやしていいということになるんですか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

このまちづくり推進センターが実施いたします講座・教室については、前年度予算要求の時期から計画を事前に立てておりまして、基本的には、1年間の年間計画が、もう年度初めには立っている状況ではございますので、その後、もし予算に余裕があったり、あるいは、どうしても講座・教室が、雨天とか、講師の都合によりできないという場合においては、新たに計画する場合もございますが、基本的には、年度初めに計画をして、事業運営をしています。

樋口伸一郎委員

わかりました。

これ、事例っていうか、どこの地区っていうのはちょっとさておき、あったのをお伝えさせていただくと、例えば、事業計画を年の初めに立てるときに、講座をしてくださる講師の先生はおられますと。

ただ、この限られた予算の中で当てはめていくと、あぶれる方がいますと。

例えばもう、どの講座かを2つぐらい減らさんと、これでは間に合わんということで、お断りをされている講座も、数年前の事例にあっておるんですよね。

だから、もし地域のニーズがあって、そうした講座が設けることができ、やれば、また地域の人たちがセンターに集まることもふえるので、少し柔軟性を持たせるといいのかなと思って、ちょっと確認をさせてもらったところです。

あと、関係ないことなんですけど、まちづくり推進センターの主催事業で盆踊りとか文化祭とかをされているじゃないですか。

あれっていうのは、もうこの3つの項目とは関係ないということですか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

まちづくり推進センターの主催事業の中に、文化祭もまちづくり推進協議会と共催という形で入っておりますので、その分の費用については、この中から出ている分もあるかもしれません。

主催事業に関する、事業運営のための消耗品っていうのは、この中から支出していただいております。

以上です。（「わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

いいですか。

藤田昌隆委員

本当は、まちづくり推進センターの予算の振り分けっていうか、当初、ずっと分かれていましたよね。

それで、市が、それじゃあこの団体は幾らという形でやっていたのを、自主的に、自分たちで、予算運用をしましょうという中で、この講座・教室の講師謝金が60万4,000円と、全部、横並び。

これこそ、おかしくない。どこか、指導が入っているわけ。市から、講師謝金は1年間で60万4,000円ですという指導が入っているんですかね。だから、こう横並びになっているわけ。わかる、これ。

60万4,000円って、要するに、講師謝金ちゅうのは、来た先生の格とか、大学教授とか、それから例えば、歴史の専門家を呼ぶとか、私は、当然、かなりばらつきがあつていいと思うんですよ。

ところが、これを見たら、謝金は全部60万4,000円。これも何人分かは知りませんが、この、総額が横並びちゅうのは、おかしくない。

だってこれは、まちづくり推進センター、自分たちで予算を組めるわけですから。

そういう指導が入っているのかなと、ちょっと思ったから。

お聞きしたいんですが、お願いします。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

こちらの予算、最終的には決算額と平成29年度は同額でございましたが、予算の範囲内で、それぞれ謝金をお渡しする講座・教室の講師の方に対する謝金の金額は、一応、基準がございまして、その基準の範囲内で、それぞれまちづくり推進センターが計画している講師の方に、その範囲内で、講師謝金をお支払いしております。ですから、お一人お一人の講師謝金の金額というのは、例えば、大学の先生とか、あるいは、地域の方が講師になって教室を教えてくださいという場合の金額の違いはございます。

藤田昌隆委員

自主的にふやしていいというのが、これは基本だと思うんで、これが一律、こっだけ横並びちゅうのは、これに合わせて回数を選ぶとか、人を選ぶんじゃないかなっち。

ということは、市からそういう指導が入っているのかなっち。

普通はないですよ、謝金が全部横並びで、60万4,000円で全部おさまってちゅうのは、ない。

これは、上限が決まっているからこうなっているんで、さっき言われた、1人当たりの、

例えば、大学教授だと1回の公演で15万円とか20万円支払いますよね。（「そんな」と呼ぶ者あり）その中で、いや、こういうことはあり得るのかなっち。

普通ないですよ、ばらつきがあつて、これは当たり前なんですけどね、本当は。

いや、だから指導が入っているかどうかは、今はないとおっしゃいましたが、ちょっとそれ、にわかには信じられんような気がします。

以上です。

成富牧男委員

ちょっと、このまちづくり推進センターごとの講座・教室開催というのは、まだ地区公民館時代の生涯学習課からの、あれ、何とか委託っちいいよつたろう、委託事業、正式な言葉は忘れたけど、その分とはまた違う話、これ。それじゃないわけね。

それやったら、ある意味、これでやってくださいっていう話があるのかなと。

地域の自主的なやつ、希望は取り入れるにしろ、これでやってくださいと。すいません、それだけ教えてください。

これは、別物ですか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

この平成29年度の講座・教室の講師謝金については、実際、支出をしているのは、市が直接経費を支出をしておりますけれども、その計画、それから予算の執行の計画については、まちづくり推進センターに業務は委託をしております。（「そうやろう」と呼ぶ者あり）はい。

委託料としてお支払いしている分ではございませんけれども。

成富牧男委員

だから、まちセンと公民館が一緒になるとき、しばらくは同居、並行でいきよつたけど、そのときに、私なんかが懸念しておったのは、公民館事業は全くなくなるんじゃないかと、もうまちセンっていう言葉だけになったら、っていうときに、講座はちゃんと確保しますと。その講座というふうに考えていいんですか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

そのとおりです。

この講座・教室の講師謝金は、公民館事業そのまま引き継いだものというふうに今、事業計画、事業運営をしているところです。

以上です。

中川原豊志委員長

いいですか。

樋口伸一郎委員

済みません、60万4,000円の横並びっちゃうことは、多分、各地区のセンターから上がってきた、これくらいの金額が要りますっていうのよりも、あらかじめこっちで想定した金額かと思うんですよね。

この60万4,000円って、なんで60万4,000円なのかちゃうとば、ちょっと知りたいとですけど。

例えば、5,000円掛ける何で試算しとるとか、それだけ。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

先ほどちょっと説明の中でも申し上げましたが、この講座・教室については、いわゆる公民館事業、公民館の教養講座といった方に対する講師の謝金と、もう一つ、放課後子ども教室の謝金がございます。

放課後子ども教室の謝金というのは、単価が基本的に決まっておりますので、それに基づいて積算をしております。

中川原豊志委員長

64万4,000円の根拠についてということ。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

申しわけございません。

一人一人の単価が、ちょっと今、手元にないのでわからないんですけども、センターごとに、その回数、計画と、それから講師謝金の額を積算して、その分を、この講師謝金として上げております。

それ以外の一般教養講座については、先ほど来言われておりますように、講師の方によって単価にばらつきがございますので、その総額での予算という形をとっております。

以上でございます。（「あとは、個別に聞きます。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

いいですか。

古賀和仁委員

先ほど、講座のなかで、謝金がそれぞれ違うと、基準があると。

これ、上限とかは決めていらっしゃるんですか、幾らぐらいで、1人幾らとかは。

これ以上はだめですよとか、例えば、10万円とか、20万円とか、5万円とかあるんですけど。それについては、決められているんですか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

こちらについては、市のほうで、基準というものが示されているものがございます。

先ほどから、大学の教授とか、あるいは専門的な知識を要する方とか、それから、資格を

1つは、今回、執行部とのやりとりの中で、結構、休憩が入ったり、いろいろしました。

当然、私たち議員のほうも、もうちょっと要領よく、私もそうですが、やらなければならなかったっていう点もあるんでしょうけど、何か余りがちがちにルールを決めると、またそれに弊害も出てきますけど、我々も事前に何か通告みたいなもの——みたいなものですよ、通告にしたら、またがちがちなから。

そこら辺、委員長がまた後に考えられるんでしょうけれども、何かそういうのが必要じゃないかなというふうに思いました。そうしたら、無駄な時間が省けるということですね。

それと、これも関連してですけど、私もそうですが、例年、大体ここら辺が出るなとかいうのはわかっていると思うんですよね。

だから、そういう意味では、しっかりやっぱり、事前に、もう引き出しにいっぱいしまっ
てあると思うし、今やったら、紙じゃなくってデータで入っておろうし。そういうやつを、
やっぱり準備をしてもらいたいなあと。そうすれば、もっとうまく行くんじゃないかなあと
思います。

それから、あえてあと1つ、これも関連で申し上げますと、もうちょっと、この決算の
ところが出たら、これも聞かれるかもしれん、これも聞かれるかもしれんっていう、周辺部分
の答弁もできるように、せっかく後ろのほうには係長まで入ってあるわけだから。そういう
ふうにしてほしいなという要望ですね。

それと、1つだけちょっと言わせていただきたい。これももちろん、要望ですよ。今、主
要施策の成果の説明書の中の保育所、現在、これだけの人数ですよって、ずっと公立から私
立の部分がありましたよね。その中の、効果の部分がちっと気になるんですよね。

効果の部分にどう書いてあるかっちゅうと、「保育を必要とする児童に保育を供給した」。

これ、するっと読めば、ああ、そうですよねっちゅう感じですけど、これは、事実とはち
ょっと違うんじゃないかということだけを、「保育を必要とする児童に保育を供給した」、つ
まり、こども育成課のほうで保育が必要だという認定を受けても、それがそうっていない
人もあるんじゃないかっていう問題意識です。

以上です。

答えは当然、要りません。

樋口伸一郎委員

私のほうからは、現地視察の件で、総括的な意見をさせていただきたいと思います。

子育て支援センターでしたっけ、移動したのは。

あれがフレスポにもあったんですっけ、過去は。

フレスポにあって、鳥栖いづみ園にあって、今回、社協さんのほうにっていうことで、そ

の機能をずっと移転しながらやってきていますが、現状、ぱっと、今見た感じでは、すごいにぎやかで、利用されている方もおられて、私のイメージですけど、今までは保育園とか、フレスポとか集客施設、人が集まる場でそういうのをやっていたので、むしろそっちのほうが入りやすく、利用する方も多いのかなと思っていたんですよ。

でも逆に、社協さんに行くことで、そうした場から離れることによって、利用をする方が減るんじゃないかなとかいろいろ思ってたところもあったんですけど、意外にも、専門の施設みたいになんてきっちりされてあって、すごい利用されている方が多くて、あれをずっと維持していけば、社協さんに委託して、移設したことによって、効果が十分発揮されていますっていうような、いい意味のアピールもできるのかなと思ったので。

社協さんに、今回、支援センターを移設して、現在運営をしています、そのあたりについては、すごく今回に関しては、効果がありましたっていうような、ぜひ、いい方向のアピールもしていただきたいなっていう、肯定的な意見です。

以上です。

私はそこだけです。

藤田昌隆委員

今、私の手元に平成27年度と平成28年度の歳入、歳出の表があるんですが、ちなみに、平成27年度、民生費が91億3,000万円。

それで、歳出全体の中で占める割合が39.1%。

そのときには、市税としては、120億円市税が入っていて、民生費、そのときに使えわれたのが91億3,000万円、構成比が39.1%。

それで、平成28年度のものをしてみると、まず、市税が119億円。

減っていますよね。微減ですが、減っています。

そういう中で、民生費は、先ほどの90億円が100億円で、構成比が41.3%。

要するに、民生費はこのように、毎年毎年1%、2%伸びているんですよ。

わかりますよ、理由はわかりますが、しかし、ほかのいろんな総務費とかは下がってきているんですよ。

例えば、建設関係とか、ほかの部門は下がって、この部門は確実に、着実に伸びていると。

だから、私が言いたいのは、皆さんに、それだけ、皆さんから集めたお金を使っているわけですからね、実際に。

よそは下がっているのに、下がっている中でも、民生費は伸びていると、しかも2%。これは、大きな問題なんですよ。

逆に言えば、市の財政を豊かにするためには、民生費をどれだけを抑えられるかで決まる

中川原豊志委員長

まず、議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について、当厚生常任委員会付託分の採決を行います。

本案は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者举手〕

挙手多数でございます。よって、議案乙第25号 平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について、当厚生常任委員会付託分については認定することに決しました。

~~~~~

議案乙第26号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について

中川原豊志委員長

次に、議案乙第26号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について採決を行います。

本案は認定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。よって、議案乙第26号 平成29年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定については認定することに決しました。



議案乙第27号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について

中川原豊志委員長

次に、議案乙第27号 平成29年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について採決を行います。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕





- 272 -

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長      中   川   原      豊   志      ㊟

